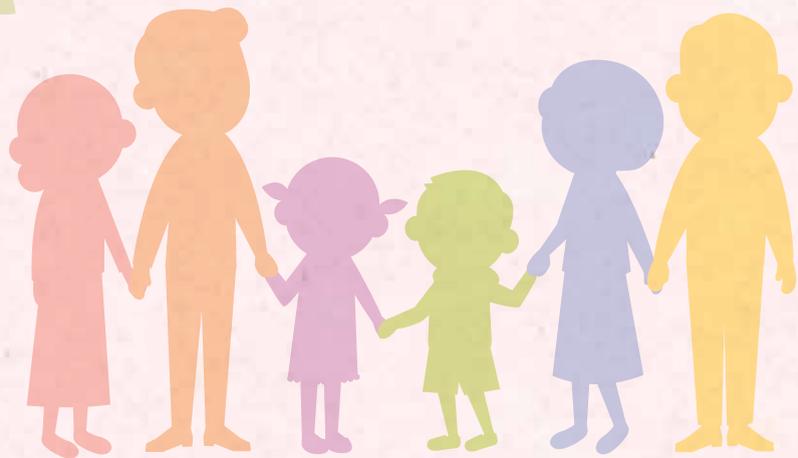




「第6回生活困窮者自立支援
全国研究交流大会」報告書

一般社団法人
生活困窮者自立支援全国ネットワーク



「第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

第6回 生活困窮者 自立支援 全国研究 交流大会

報告書

厚生労働省委託事業

一般社団法人
生活困窮者自立支援全国ネットワーク

はじめに



共同代表 奥田 知志

今年の大会にも大勢の方が参加くださいました。心より感謝申し上げます。特に仙台を中心とする地元の方々のご奉仕に感謝します。

この間、厚生労働省は、「地域共生社会」の構築に向けた法改正等の手続を進めています。これは、人口が減少する日本社会において、従来の「縦割り」を越える大きな前進だと言えます。

しかし、この新しい一歩の前提となったのは、まぎれもなく「生活困窮者自立支援制度」でした。「断らない相談支援体制」は、「対象者を限定しない」という、これまでにない枠組みを具現化した生活困窮者自立支援制度が先駆けでした。2018（平成30）年の法改正において明記された「社会的孤立」という視点も、地域共生社会において「断らない相談支援（体制）」や「参加支援」という発展を遂げました。また、生活困窮者自立支援制度が目指した「対個人」に留まらない「対社会」という射程は、「地域づくりに向けた支援」として結実しました。これらは、2015（平成27）年の生活困窮者自立支援制度が示した方向性を発展させたものであると私は思います。

一方で生活困窮者自立支援制度を担ってきた人々の中には、地域共生社会が始まることによって、「生活困窮者自立支援制度は、他制度に吸収されるのではないか」との心配が広がりました。今回の全国大会の背景には、そのような不安が存在していたのも事実です。

地域共生社会が示す方向性は、今後の日本社会において必然となります。今、始まろうとする「縦割りを乗り越える」や「包括的体制の構築」、すなわち「横申の具現化」には、さらに時が必要だと言えます。これらの地域共生社会の創造をリードしていくのは、やはり生活困窮者自立支援制度だと私は思います。共生社会において一体化を目指す四つの事業（介護、障害、子ども、困窮）以外も含めて、生活困窮者自立支援制度が最後のセーフティネットであることは当然続くでしょう。たとえば「生活保護制度」が「最後のセーフティネット」と言われていますが、現実には保護申請が通らなかったケースが相当数あることも事実です。それらの人々を引き受けるのは、真の最後のセーフティネットである生活困窮者自立支援制度だということの意味は大きいと言えます。

様々な立場の違いはあれども、結局のところ私たちは何を大切にするのでしょうか。それは「困窮を抱える目の前の一人がその人として生きること」だと思います。その点では、生活困窮者自立支援制度も、地域共生社会も「ツール」に過ぎません。この原点を忘れない限り私たちの使命（ミッション）は常に明確であり続けると思います。

来年は、京都が開催地となります。この分野の総合化や包括化は、今後加速度的に進化すると思われます。次年度においては、さらにこの点を留意した大会となるでしょう。

今年の大会は、この一連の流れを考える大会となりました。今後もこの分野（制度）は、変化・成長を続けるでしょう。私たちは、それを担う主体として柔軟さと誇りを持ち続けたいと思います。



主催

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会実行委員会
厚生労働省委託事業



共催

東北福祉大学



後援

金融庁／消費者庁／全国社会福祉協議会
宮城県／仙台市／宮城県社会福祉協議会／仙台市社会福祉協議会

「第6回生活困窮者自立支援 全国研究交流大会」報告書 もくじ



はじめに	1	分科会レポート	30
巻頭言	4	分科会1 困難にある人が「ともに働く」地域づくり ～地域共生社会を展望して～	31
第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 前夜祭 村木厚子	6	分科会2 相談支援の受発注をめぐる契約制度を問い直す ～事業評価と事業所の「社会的価値」を反映した契約にするために～	34
開会挨拶 宮本太郎／加藤勝信／村井嘉浩／郡和子／塩村公子／吉澤秀晃	8	分科会3 包括的支援体制の構築をめざした地域福祉計画 ～新たな自治体の役割～	37
提言 提言1 「自殺対策」 清水康之	11 12	分科会4 生活困窮者自立支援事業が担う「協働の中核」	40
提言2 「共生のまち創り」 大原裕介	14	分科会5 現地企画①平時の地域づくりは被災者も支える ～災害ケースマネジメントと生活困窮者自立支援～	43
提言3 「女性による女性支援」 橘ジュン	16	分科会6 現地企画②「宮城の子ども・若者支援の今」 ～支援に繋がらない声なき声につながるための 宮城県内の多様な取り組み～	46
提言4 「刑余者支援」 伊豆丸剛史	18	分科会7 「孤立大国ニッポン」における子ども・若者支援の行方	49
シンポジウム「生活困窮者自立支援制度で誰かに支援は届いているか」 清水康之／大原裕介／橘ジュン／伊豆丸剛史／吉田昌司／奥田知志／宮本太郎	20	分科会8 住まいがなくては始まらない—総合力としての居住支援	52
国会議員からのエール 鬼木誠／山本香苗／石橋通宏／小宮山泰子	27	分科会9 「家計改善支援の力で100人に100通りの生活再生を!!」	55
		分科会10 続々・地域力「社会的孤立を生まない、住民の主体的な地域づくり」	58
		振り返りと展望 宮本太郎／奥田知志／野崎伸一	61
		●第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会速報	64
		●第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会開催要綱	84
		●第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会アンケート集計結果	92
		●生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員募集	98
		●現地実行委員会所属団体名簿	100

巻頭言

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事 宮本太郎 (中央大学法学部教授)



本報告書は、2019（令和元）年11月3日、4日に仙台市で開催された生活困窮者自立支援全国ネットワークの第6回全国研究交流大会の内容を記録し伝えるものです。

全国ネットワークの研究交流大会は、毎年極めて多彩な分科会が設定され、その内容を簡単に集約することはできません。どうしても私自身が参加できた議論からの振り返りになってしまいますが、それをお許しいただけるなら、今回の大会における初日の提言とシンポジウムでは、今日の生活困窮者自立支援制度の課題がはっきり現れていたと言えると思います。

提言では、自殺防止と家族支援、地域の共生型福祉、若い女性の支援、刑余者支援に取り組む4人の方が登壇し、これまでの福祉の制度領域に収まらない、横断的で包括的な支援を進めた経験を語りました。それぞれのお話は、強い衝撃と感銘を会場に広げると同時に、それではこうした先駆的な取り組みを広げるにはどうすればよいのか、課題の重さも浮き彫りにしたと思います。

そうした中、提言に続いたシンポジウムでは、近年議論が進む地域共生社会をめぐる、生活困窮者自立支援制度との関係を軸に討論が行われました。この討論では、生活困窮者自立支援制度が、提言で提示されたような問題と課題にいかに対処してい

くかについて多くの示唆がもたらされたように思います。特に生活困窮者自立支援制度が、これから地域にどのように根を張り、他の福祉や雇用の制度といかにつながっていくかという点について、たくさんのヒントがあったと思っています。

提言で語られた、様々な困難を抱えた人々に対して、「新しい生活困難層」という言葉を使いました。これは生活困窮者自立支援制度のいう生活困窮者と重なる言葉です。提言で言及された、刑余者や家を出てしまった若い女性、自殺に至る多数の困難を抱えた人々は、この新しい生活困難層に相当します。

このような人々は、一般的就労に就くことは困難ですが、他方で既存の福祉制度が対応することも難しい状況にあります。日本を含めて、これまでの生活保障の仕組みは、典型的な人生の典型的なリスクに対応するものでした。それは大きく分けると、働くことができている人たちの疾病、失業、加齢、労災などに対応する社会保険と、一般就労に就くことが難しい人々などを対象とした公的扶助と福祉制度になります。

新しい生活困難層に当たる人たちは、既存の制度が対応できない困難を含めて複合的な困難を抱えています。刑余者の人の例でいえば、毎年検挙される人たちの中で軽

度の知的障害を抱える人が増大しています。知的障害が困窮や孤立、多重債務などの複合的な困難につながります。しかし、一般には知能指数が70を下回らないと療育手帳を出せないことが多く、福祉の対象になりません。さらに障害が他の困難を招き、複合化すれば、それだけ既存の制度の対応が困難になります。

生活困窮者自立支援制度が対象としたこうした新しい生活困難層が、いかなる分野でどのように広がりつつあるかをリアルに示したのが提言でした。生活困窮者自立支援制度を生活保障全体の中でどう位置付けるかについては、「第2のセーフティネット」という言葉が使われてきました。こうした人々が一般就労+社会保険という「第1のセーフティネット」と生活保護などの「第3のセーフティネット」の中間にいるという考え方でした。これは決して的外れな議論ではないのですが、新しい生活困難層はやがては「福祉依存」になる、というのは違うと思います。

今年度大会の提言が明らかにしたのは、一般就労+社会保険と生活保護の間には落ち込んだ新しい生活困難層は、生活保護などの福祉が対応しない場合も数多くあり、累犯障害者の人に見られるように、行き先が刑務所しかないといった事態も少な

くない、ということでした。

生活困窮者自立支援制度の重要性があらためて示されたのですが、同時に生活困窮者自立支援制度がその機能を地域全体に広げていく課題がより切実なものとなっていることも明らかになりました。そしてその方向を示すのが地域共生社会の考え方です。

新しい生活困難層をどこまで支えることができるかで、地域の持続可能性が決まります。そのために困窮の制度が高齢、障害、子どもの分野としっかり結びつくことを求めたのが改正された生活困窮者自立支援法の第2条でしたが、そうした連携を促す地域づくりを目指すのが地域共生社会のビジョンです。シンポジウムでは、こうした地域づくりのために、社会福祉法の改正が準備されていることが報告され、議論がされました。社会福祉法の改正が実現すれば、多くの自治体が生活困窮者自立支援制度の重要性を再認識し、地域で制度を活かしていく方法を考えることになると思います。

生活困窮者という存在の多様性とその困難の中身が、ますますはっきりと見えてくるようになっていきます。同時に自立支援制度と地域の接点も拡大しつつあります。この報告書がこうした流れを確認し、創造的な対応を引き出していく一助になればと願っています。

「みんなが働き始めた！ 広がる困窮者支援の輪」

元厚生労働省事務次官
全国ネットワーク顧問
村木 厚子氏



生活困窮者という一つの支援だけではなくて、その周辺で起こっているいろいろな動きをみんなで知って、使っていこうという話をしたいと思います。

内閣府で共生社会を担当したのち、厚生労働省に戻り、生活困窮者関係の社会保障の仕事をしていました。前任の山崎史郎局長から引き継いで、生活困窮者自立支援法ができましたが、担当者は「これは進化する法律で、完成形ではない」と思っていました。社会的孤立という考え方を法律に書かせてもらえなかったし、すでに現場で役に立つと実証されたことを法律に入れ込んだために体系的にはなっていないからです。

今回の改正では、利用勧奨を努力義務にする、情報共有を行う会議体をつくる、個別の事業を連携して一体的に実施する仕組みをつくる、という支援体制の強化がなされました。また、社会的孤立についても盛り込んだ法律の改正を行いました。

山崎さんは、「制度はつくったその日から硬直化する」と仰っていました。一歩進んだけれども、縦割りにしない、断らない仕組みをつくる理想には、法律自体もまだ進化しなければならないし、他制度を使い尽くしているか考えなければなりません。次のステップに向けて、現場で足りないもの、次の目標も発見しなければいけない。

そのために役立つと思うものを紹介します。

一つ目は、農業と福祉の農福連携です。障害のある人が農業で働くところから出発しました。今春には官邸で「農福連携等推進会議」が行われました。来年度向けに予算要求も行われます。この会議で、農福に広がりを持たせよう、農業に限らず一次産業を大事にしよう、ひきこもりやホームレス、高齢者などの活躍の場としても広げてほしい、と言いました。ハンディキャップがある人が社会進出することで化学変化が起こることを農福は実際に証明しています。

二つ目は、居住支援です。国交省は「住宅セーフティネット法」を改正しました。住宅確保が難しい人たち（住宅確保要配慮者）でも入れる住宅をつくるハード面の支援と、居住支援法人によるソフト面の支援を行っています。法律の「住宅確保要配慮者」には、「自治体が供給促進計画において定める者」とあり、自治体がOKとってくれたら誰でも対象になりうる。居住支援の大きなツールの誕生です。

三つ目は、再犯防止です。議員立法で「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しました。国、法務省、刑務所だけではなく、地方公共団体も、出所した人がもう一回刑務所に行かないで済むための責任を負っている、と明文化されました。刑務所の外に

出た途端に支援がなくなる状況を変えようと、その後もみんなで支え続けるための法律ができました。法律に基づいた再犯防止の推進計画づくりが地方自治体で始まっています。この仕掛けができると、生活困窮者支援で特に困難なラベルを貼られている人たちの支援ができる。

四つ目は、困難を抱える女性、特に貧困や虐待、性被害で居場所がない女の子の支援です。瀬戸内寂聴さんと私が呼び掛けて、「若草プロジェクト」を立ち上げ、困難を抱えた女性と支援、支援者同士、支援者と企業をつなぐ活動や、問題の本質を学び、広げる活動をしています。売春防止法は被害者に寄り添って長い間支援をする仕組みではない。困窮者支援は、この分野ではまだ十分には動いていない。そういう中で、厚生労働省は「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を立ち上げました。中間報告からは、女性・少女の立場に立った新法をつくる必要性も読み取れます。皆さんの応援があれば、法律になる可能性があります。

五つ目は、児童養護施設を出た後のアフターケアをする支援者への必要な資金の提供です。

困窮者の寄り添い型の支援はすべての支援に共通しますし、我々の感度さえ高ければ使えるツールもたくさんあります。

そんな中で、私の合言葉二つを紹介します。“WE DO”は、鹿児島県の薩摩川内市で女性活躍のために活動していた女の子の人が、行政に陳情するだけではなく、自分たちでできることはしていこうと、合言葉にしていたものです。裾野の広い生活困窮の制度

だからこそ、ニーズに寄り添って、ないものをつくっていくWE DOの精神が大事だと思います。

二つ目は「異なるものをつながる」。OECDで、新しい製品が日本から生まれていないという指摘がありました。その原因として、自分たちと違う人と一緒に物事に取り組む力が弱い、と言われました。福祉や生活困窮者支援も先細りにならないために、異なるものと接点を持つことが大事です。農福なら農水省と厚労省、出所者の支援は法務省と厚労省など、ようやく連携が動き始めています。国連のSDGsの第1の目標は「貧困をなくそう」、第17の目標は「パートナーシップ」です。G20のここ数年の基調テーマは「包摂的成長」です。社会で脇に追いやられた人を支え手として社会の活動に取り込む、それをやった国だけが成長が長続きするという事です。生活困窮者支援は、世界が取り組んでいて、日本も本気で取り組まなければいけない場面に来ています。

我々は何をやるか。事業として生活困窮者を持続的に支援していくために、事業がどう財政的に安定するかを追求する。それから、支援はどのようなあり方がいいかを研究し続けなければいけない。そして、美学を完成させる。この三つを追求できる支援者になりたい。

困窮者支援は本当に裾野が広いので、行政や企業、NPO、NGO、社協、社会福祉法人、いろいろなところを巻き込んで、市民が中心になってみんなで乗り切るといふのを考えられたら、さらに豊かになると思っています。

開会挨拶

主催者あいさつ



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事 **宮本 太郎** (中央大学法学部教授)

8年前、私たちは東日本大震災を通して、自然災害が人々の生活に修復困難な打撃をもたらしたと同時に、支え合って生き抜こうという人々の営みから希望の灯が差し込むことも胸に刻みしました。

震災から2年後、生活困窮者自立支援法が成立しました。この制度には、連帯の力で希望の灯をともし続けようという震災復興の精神が流れていることも間違いありません。

今年3月に内閣府が出したデータでは、15歳から64歳までの人の中で115万人以上がひきこもり、社会とのつながりを絶っていると明らかになりました。

自然災害も、社会的矛盾も、一度大きな傷を負った人が再び立ち上がることは容易ではありません。そのために支援をしていかなければいけません。

この大会であらためて復興の精神を学びながら、全国の生活困窮者自立支援制度に関わる様々な体験、知恵を語り合い、交流していただきたいと思っています。



厚生労働大臣 **加藤 勝信**
(代読：厚生労働事務次官 鈴木俊彦)

生活困窮者自立支援制度の改正法は、本年4月より完全施行されています。今年からの3年間を特に就労準備支援事業、家計改善支援事業の集中実施期間とし、事業の普及と支援の充実を目指しています。さらに、就職氷河期世代、ひきこもりの状態にある方などに対する就労や社会参加に向けたオーダーメイドの支援も強化したいと考えています。

生活困窮者自立支援制度は、相談を包括的に受け止め、寄り添い、個別に対応していくことを基本とし、人が人を支える仕組みが要であり、適切な支援を行える人材の確保・育成が必要不可欠です。本大会に参加いただいた皆さまには、地域や分野を超えて経験の共有を通して学び、支援の中で困難さを抱えたときお互いに相談し合える関係をつくっていただきたいと思っています。

来賓あいさつ



宮城県知事 **村井 嘉浩** さん
(代読：保健福祉部長 伊藤哲也さん)

激しく変化する社会情勢にあって、社会保障制度をめぐる諸問題は常に厳しいものですが、生活困窮者自立支援制度が皆さまのご尽力によってここまで発展してきたことに、心より敬意を表します。

宮城県でも、関係機関の連携の下、自立支援相談、子どもたちへの学習支援や子ども食堂活動支援などを通じて、生活困窮に陥る恐れのある世帯の早期の発見、早期の支援を進め、直接訪問を含めた包括的・継続的支援に取り組んでいます。

今後、生活困窮者自立支援制度の果たすべき使命はますます重要となります。各支援機関、学識経験者、行政機関など、それぞれの立場から携わっておられる皆さまに、本大会での講演等を通して多くの見識を広められ、交流を深めていただくことを心より願っています。



仙台市長 **郡 和子** さん

生活困窮者自立支援法は、2018（平成30）年6月に改正法が成立し、生活困窮者に対する包括的な支援体制等の強化が図られたところです。一方で困窮者の方々が抱える状況は、年々多様化・複合化しており、一人ひとりに寄り添い、よりニーズに合った支援に取り組んでいくことが不可欠です。

仙台市では、生活困窮者への支援において、東日本大震災で被災された方々への生活再建支援で得たノウハウを生かしつつ、可能な限り就労による自立を目指すワークファーストをベースとして伴走型、オーダーメイド型の支援に積極的に取り組んでおります。

本大会が、皆さま方にとって見識や連携を深めるよい機会となりますことを心から祈っております。



東北福祉大学 総合福祉学部学部長 **塩村 公子** さん

今回から研究交流大会が厚生労働省の事業と位置付けられたことは、皆さまの日頃のご努力が認められた証しとして大変喜ばしいことです。

社会福祉の根幹に横たわる生活困窮の課題では、その悪循環の輪を止めることが求められます。その際、「ケースワークの母」として世界的に知られているアメリカのリッチモンドは、著作『善意からソーシャルワーク専門職へ』で、地域の中の自然なつながりを壊すような支援を、専門家はするべきではないということを力説しています。

生活困窮の課題に取り組むにあたり、今大会に社会福祉の専門家だけではなく、多くのNPO、大学のある国見地区連合町内会のご参加を得たことは、誠に当を得た意義深いものを感じています。



国見地区連合町内会 会長 **吉澤 秀晃** さん

ようこそ杜の都仙台へ、国見地区においでくださいました。当地は、国宝「大崎八幡宮」をはじめ、由緒ある神社仏閣があり、広瀬川が流れる風光明媚な所です。またJR駅が地区内に4駅もあり、交通手段も整っている仙台市内で3番目に大きな連合町内会です。

地区内には東北福祉大学など2つの福祉系大学があり、地域と大学が連携して福祉活動や地域行事を運営するなど、「大学と学生を活用した地域づくり」のモデル地区になっています。

私は昨年の熊本大会に分科会のパネラーとして参加しました。その経験を生かし、今大会では地元の学生や福祉委員とともに大会準備を進めてきました。そのことが、今までの大会と一味違うところだと思っています。この大会が助け合う文化を育み、温かい気持ちと希望あふれる社会、地域づくり、人づくりになることを祈念して歓迎のご挨拶とさせていただきます。

提言1～4

NPO法人

自殺対策支援センターライフリンク……………代表 清水 康之

社会福祉法人ゆうゆう……………理事長 大原 裕介

NPO法人BONDプロジェクト……………代表 橘 ジュン

長崎県地域生活定着支援センター……………所 長 伊豆丸 剛史

「自殺対策」

NPO法人自殺対策支援センターライフリンク
代表 清水 康之



私は以前、NHKの報道ディレクターをしており、親を自殺で亡くした子どもの取材を通じて、日本の自殺者数の多さや人が自殺に追い込まれて亡くなっているという実情、さらに自殺は遺される人にも大きな影響を与える社会的な問題であることを知りました。ただ当時は、自殺は個人の問題とされ、対策を進める社会の仕組みが整っていませんでした。

NHKを辞めて「ライフリンク」を立ち上げ、様々な人と連携して自殺対策を社会の仕組みとして根付かせる取り組みを行ってきました。団体の理念は、社会で生きる一人ひとりが自分自身であることに納得し、意味を感じながら生きられる「生き心地のよい社会」の実現です。

各地域で自殺対策が進んでいますが、「包括的な支援」の枠組みが乱立していき、それらの間でまた縦割りが起きる恐れがあります。悩みや課題の組み合わせに応じて関係機関・分野が連携して、実際に包括的な支援を各地域、社会全体で実現していく必要があります。各分野の包括的支援を互いに学び合い、協働したいと考えています。

自殺の現状

「自殺」といっても、その多くは「追い込まれた末の死」です。たとえば、ある中学生男子が、母親の再婚相手から日常的に暴行を受

けており、次第に軟禁状態にも置かれて、女性の下着を付けさせられて写真を撮られる屈辱や頼みの綱だった実の母親からの暴力を受けるようになっていく中、継父に「首を吊って死んでくれ」と言われた末に、実際に自殺で亡くなりました。確かに最後の最後の行為は彼自身のものですが、そこには、自分の大切な命さえ守れない状況に追い込まれた背景、プロセスがあったわけで、そこに目を向けると、彼の死の本質を捉えられません。この事件は、自殺問題を象徴しています。自殺はその多くが、追い込まれた末の死なのです。

自殺で亡くなった523人を調査分析したところ、平均4つの要因を抱えていて、職業や立場によってプロセスに一定の規則性がありました。失業や連帯保証債務、犯罪被害など日常的な問題を抱えたことから、それが悪化して別の問題を引き起こし、問題が複数連鎖して、「もう生きられない」「死ぬしかない」と亡くなっていました。

自殺対策の枠組み

自殺対策が目指すのは、誰がいつ自殺の危機経路にはまり込んでも、誰もが生きる道を選ぶために必要な支援を受けられること。そうした地域のネットワークを各地域につくる対策を進めることです。

国が全自治体に、自治体の自殺実態を分

析した「自殺実態分析プロファイル」とそれに応じた「政策パッケージ」を提供しています。それを基に、全都道府県、市町村が計画を策定します。対策は、地域づくりとして首長が旗振り役を担うことを推奨。全自治体の実施結果は、国が検証してパッケージをバージョンアップし、還元する。社会全体で自殺対策を進化させる枠組みが今できつつあります。

1998(平成10)年から14年間自殺者数は3万人超でしたが、今は2万人台前半になりました。どういうふうには減少させたか。

自殺対策の最初の一步は、親を自殺で亡くした子どもが手記を出して、社会に訴えたことでした。その声を聞いた大人が署名活動を行い、超党派の国会議員が有志の会を結成し、市民活動の現場と国会が連携して、自殺対策基本法が2006(平成18)年にできました。

翌年から2009(平成21)年にかけて、自殺総合対策大綱の策定、自死遺族支援全国キャラバンの開催、自殺実態1,000人調査の実施、自治体の自殺対策に必要な地域自殺対策基金の造成、自殺対策強化月間の設定、市町村単位での自殺統計の公表が進められてきました。

その後、自殺対策に取り組む民間や市町村のネットワークもでき、超党派の議員有志の会が議連になりました。議連から政府に若者の自殺対策推進の要望を出し、2016(平成28)年には基本法を改正して、都道府県、市町村に計画策定を義務化しました。

さらに、地域自殺対策交付金をつくり、地域自殺対策トップセミナーを全47都道府県で開催し、自治体の自殺対策計画策定の手

引もまとめました。今年の通常国会では、政府の自殺対策推進体制強化の新法もできました。

基本法の目的規定に、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とあります。自殺対策は対人支援に加え、リスクを抱える前に問題解決ができる社会づくりが大事です。基本理念の第2条が、「自殺対策は、生きることの包括的な支援」。保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策と有機的に連携し、総合的に実施するとされています。

自殺対策との連携に関する「三つの提案」

自殺の現状、自殺対策を踏まえ、生活困窮者支援に関わる方に提案をします。

一つ目は、「地域自殺対策計画」との連携です。皆さんの自治体にある地域自殺対策計画に様々な提言をしていただく。また、この計画の内容を、地域福祉計画の策定時に引用していただく。それから、各自治体で既存事業の棚卸しをして、納税相談や図書館の管理など、工夫して自殺対策に生かせる事業を総動員して、計画をつくってください。

二つ目、相談票「つなぐシート」を使った連携はシンポジウムで詳しくお話ししますので、ここでは省略しますが、三つ目として、「自殺対策SNS相談」との連携を提案します。2年ほど前から、厚労省中心の自殺対策SNS相談で、声を上げられなかった人の支援につながっています。SNSは「様々な相談の補助段階」になり得るツールで、当事者と制度との溝を埋めます。ぜひ皆さんと連携して、SNSのインフラを社会に根付かせていきたいです。

「共生のまち創り」

社会福祉法人ゆうゆう
理事長 大原 裕介



北海道の当別町から参りました。「共生のまち創り」をテーマに、主に障害のある人と共に地域づくりを進めています。

大学生の頃に、町の空き店舗で障害のある子どもを預かる事業を始めました。事業を立ち上げる前、地域でもっとも困難を抱えている人はどういう人か、いろいろな人に聞きました。そこで、7か月のダウン症のタイチ君の母親から言われます。「町のサービスも行政も頼れない。絶望の淵に陥って、このままなら育てていく自信がない」と。もっとも深刻だと衝撃を受け、子どもを預かるサービスをつくりました。18年前のことです。

支援の見える化

事業を進める中で、ニーズがあるはずなのにサービスが増えませんでした。背景には人目につきたくない、障害を隠したいという親の声がありました。それに対峙して、子どもを閉じ込めずに、町の資源を使って存在を知ってもらう「支援の見える化」を始めました。建物の中でサービスが行われていることは、対象者か家族しか分からない。分からないと理解もできない。

見えてきたところから、親の自尊心が変わってきました。子どもが地域の人と関わる姿を見て、徐々に子どもの障害を受容し、それを明るく発信していこうという僕たちのス

トランスに共感してくれました。

支援を見た周りの住民からも声をいただきました。家族や自分を預かってほしいという希望があり、0歳の子から96歳の高齢者までの支援を始めます。

0歳の子のお世話は学生には難しく、うちの障害サービスを利用しているお母さんに、お願いしました。すると、ノイローゼ気味だった彼女が回復していきます。支えられる側の人も、支えることで力を付けていくことがある。何かを担って、誰かに必要とされることがどんな人にも必要だと感じました。

共生型事業の取り組み

障害種別も高齢も子どもも困窮の人もワンストップで受けていく「共生型事業」を、2008(平成20)年から約10年間展開します。

「ターミナル」という場所で、地域の公的なサービスでは担えない部分を、研修を受けて経験を持った住民が担うサービスをつくりました。制度では使えないサービスにこそ本質的なニーズがある。住民を組み合わせ、個性も大事にしてサービスをつくりました。

また、共生の場としてのレストランをつくりました。併設する畑で野菜を栽培して、調理しています。障害者の就労支援事業所であるほか、90歳代の人も農作業に加わっていて、要介護の人や困窮者にもこうした場は有効で

す。地域資源と就労をつなぐ時に、活用できる。地域の団塊世代の男性有志もレストランをサポートしています。彼らの中で認知症の人が出た時も今までどおり付き合い、互いを受け止める関係性がありました。弱さを公開できる場所があるということです。

オープンにすることで、地域の人たちに大事にされ、愛を感じる。そうした場を僕たちがどう用意し、方向づけるかが重要です。

いろいろな人を巻き込む

今、生活困窮の子ども学習支援と居場所支援をやっていますが、この子たちが望む限り地域で育てていく覚悟です。ただ、私たちだけでは難しい。いろいろな人を巻き込む必要があります。

そんな中で「農福連携」として、本格的な農業経営をしています。生産物をどこに出荷し、どう付加価値を付けてビジネスにするか。得た利益を、脆弱化する福祉事業に循環したい。制度にないからやれないではなく、稼いだお金で専門家を雇えばいい。

マイノリティの新規雇用創出のために、建築家の隈研吾さんのデザインで、東京大学にゆうゆうが運営し、畑の作物を提供する学食レストランをつくります。飲食のプロデューサーやデザイナー、商品開発部隊と準備中です。言いたいのは、皆さんがやっている仕事、関わっている人の人生は多くの人の心を打つということ。福祉的なセンスや仕事をつなぐだけでは無理ですが、積極的につながって、思いやケースを真摯に伝えることで、様々な人が動いてくれる。隈さんに、「この国の次に目指すところにここがあるね」と言われま

した。そんな意味で僕たちの仕事には新しい価値があります。

ただ、自分たちの価値を言語化し、魅力を発信できる人が少ない。「大変」、「めんどくさい」と仕事をディスっていませんか。そこに若者は来ません。人材不足の原因は自分たちです。言語化できないなら、第三者に客観的に捉えてもらう。それを発信する。

得意に目を向けると人は力を発揮します。仕事を切り分けるワークシェアなら、チームを組んで各人ができることから雇用や支援、サービス提供につなぐことができます。たとえば、ネグレクトの子どもがいる家庭に、家事援助の得意な主婦と元気いっぱいの学生、運転のできるアクティブシニアをつなげば、ケアできる。

「地域共生社会の実現に向けた検討会」に加わっています。住民を巻き込む時、世代交代をどうするか。「当別町における全世代活躍モデル」として、学ぶ場を共にし、共通の言語・理解をつくるのが大事だと気づきました。

今、厚生労働省の福祉人材確保で、中高生の福祉教育をしています。本物の利用者で障害者や認知症のリアルに触れることをテーマに、自分自身にこれから起きる社会の厳しさを一緒に考える授業をしています。感受性が高く、「自分も誰かの役に立ちたい」という生徒が多くいました。

子育て中の人もアクティブシニアも、自分たちでこの社会を動かしていこうよと、僕たちはその後ろ盾をやっていく。皆さんが直接的に当たらなくても、こういう人たちを動かして、サポートしたい人とつなげていく。そういう視点も必要です。

「女性による女性支援」

NPO法人BONDプロジェクト
代表 橘 ジュン



NPO法人BONDプロジェクトは、10歳代、20歳代の生きづらさを抱えている女の子への支援活動を2009（平成21）年から始めました。

ホームレス支援と私たちの活動は重なるところがあります。電車が動いていない時間に街をうろろしている子たちに声をかけて、本人が望んだら話を聞き、関係をつくって支援につなげることを目標にしています。

若年女性を取り巻く状況

奈良から家出してきた18歳の子は、「何でここにいるの？」と聞くと、最初は「イケメンと会えるから」と言っていました。自ら望んでこういう生活を楽しんでいるように思われがちですが、カラオケボックスなどに入ってじっくり話を聞かせてもらおうと、「実は」「家が嫌だ」「暴力を振るわれた」という話が出てきます。それが家出の理由になって、SNSを利用して居場所を探している。困っていても自分で何とかするしかないと思っているのです。

彼女の場合、住む場所もお金もなく困っていますが、本人の希望で共同生活や携帯電話が使えない所はダメなのでシェルター利用は無理、仕事はしたいと言うけれど今は朝から夜まで長時間働くような仕事

はしたくない、と言うので就労につなげることも厳しい。どのように支援すればいいのか、試行錯誤している状況です。

彼女たちの生活は昼と夜が反対になっていて、朝方や夜中に連絡がきたりしますが、できるだけ対応して、彼女たちが会いたいというタイミングでこちらが出向くようにしています。

未成年や身分証がない子は、条例でネットカフェやカラオケボックスの利用ができませんが、キャッチを通すと身分確認がなくても利用できてしまうことがあります。家出をして困っている子が安易にキャッチとつながってしまうのは、今日自分を助けてくれる存在だからです。

ある女の子は、私たちと出会い、「相談に乗ってくれる人と会って、本当に私は幸せ者」と話します。困っていたら相談に乗るのが当たり前だと思っている私たちから見ると、とても違和感のある言葉です。困ったら相談していいし、一緒に考える人がいることを分かってもらうことが大切です。

実際の相談と背景

もともと私はライターです。街に出て男女問わず様々な子の声を聞いて、フリーペーパー「VOICES MAGAZINE」に集め、それを伝える活動を2006（平成18）年か

ら始めました。取材をする中で、深刻な問題を抱えている子との出会いがありました。予期せぬ妊娠によって、出産するしかない状況になっても病院に行けず、予定日も分からないまま、大きいおなかで街に立って援助交際をしている女性でした。これは放っておけない、聞いて伝える活動だけではダメだと思ってつくったのが「BONDプロジェクト」です。人と人をくっつける、接着剤のような役割になりたいと思って立ち上げました。

メールやSNS、電話、面談などで、月1,000件くらいの相談があります。そこから緊急対応しなければならない子を見つけて、同行支援や保護、他機関との連携を行っています。

寄せられる問題の背景には、主に家族の悩みがあります。性被害、虐待などを受け、不安で眠れなかったり、生きていても仕方がないと思って自傷行為を繰り返していたり、死にたい気持ちを抱えています。

相談の中に、貧困というのでも251件[2018（平成30）年4月～12月]ありました。本人がお金がないといった状況を主訴とすることはなく、私たちが聞き出す中で、「今家出してます」「居場所がありません」「もう死んだほうがいいですか」という話が浮き上がってきます。学校には行っているけれど、ネグレクト等で食べるものがないと話す子が多く、食料支援もしています。

若年女性が 安心できる居場所を

「こういう相談先があるよ。行ってみて

ね」と情報提供するだけでは、多くの子は相談に行きません。私たちの役割は「動く相談窓口」になって、女の子と支援者をつなぐことです。18歳未満は児童相談所、18歳以上は女性相談センターや生活困窮者自立支援窓口に相談します。未成年の場合や法的な問題を抱えている場合は、弁護士と連携して、様々な機関につなぐこともします。

そこから、自立援助ホームやグループホーム、一人暮らしなどの生活につながればよいのですが、公的な制度になかなか乗っていけない子もいます。虐待や危険がない場合は、自宅に戻すようにもしていますが、家にも帰れなくて、公的機関につながっても希望せず出て来てしまう子たちは、私たちが中長期保護として運営している「ボンドのイエ」を利用しています。

公的機関につながれない、制度にたどり着けない女の子たちがいる一方で、既存の制度や公的シェルターが現状に沿っていない課題があります。家には帰れないけれど学校には行ける子や、フルタイムでは働けないけれどもアルバイトはできる子たちが、安心して利用できる居場所づくりの制度があるといいなと思っています。

「刑余者支援」

長崎県地域生活定着支援センター
所長 伊豆丸 剛史



地域生活定着支援センターは、刑務所や少年院にいて帰る場所のない障害者や高齢者に、受刑中から関わり、出所後、生活に困らないように、そして罪を犯さないで安心して暮らせるように寄り添っていく事業です。都道府県の委託事業として1か所ずつ（北海道は2か所）、全国48か所で運営されています。

司法と福祉の狭間をつなぐ

長崎県地域生活定着支援センターは、国が事業化した2009（平成21）年7月よりも半年早い同年1月、モデル的に設置されました。職員は5人で、この11年で長崎県内740人の立ち直りに向き合ってきました。

長崎の場合は、本来事業から外れますが、刑務所や少年院に入る前の被疑者・被告人の段階からも関わるのが特徴です。出口支援だけでなく、入口支援に注力してきたのは、取り組む中で、司法と福祉の狭間で置き去りとなっている社会的弱者が見えてきたからです。

60歳代の男性は、身体障害1級のろうあ者で、住居侵入・窃盗で20回目の判決が出るころでした。彼は服役中手話を使う場がないため、手話能力が著しく減退し、唯一通じた手話で、刑務所のことを「仕

事をするところ、楽しい」と言いました。20回目の実刑が出たことに控訴する過程で、知的障害があることも判明。ろうあ者が20回も刑務所に行くことを社会問題にすべきだと考えた社会福祉法人南高愛隣会が、230万円の保釈金を払い、男性を法人で受け入れ、手話の訓練をしたところ言語が回復。控訴審では執行猶予をもらうことができ、現在は再犯なく、アーティストとして活動しています。

療育手帳を持っている40歳代の男性の場合は、10人以上の兄弟で、母親が彼の障害基礎年金を搾取し、2か月にたった3,000円しか渡さないの、就労していない彼は嗜好品を買いたくて、住居侵入と現金の窃盗を繰り返していました。裁判が始まる前に現地調査をして気づいたのは、兄弟全員に知的障害の疑いがあり、お会いした母親も理解力が低かったことです。行政、福祉関係者、地域住民はこの一家を知っていましたが、ほぼ放置。そのため、判断能力が稚拙な一家は地域から孤立して、短絡的、刹那的に罪を犯し、彼は受刑歴1回、前科前歴が複数ありましたが、罰を受けるだけで、福祉のサポートには結びついていませんでした。

本当に福祉の支援を必要としている人はSOSを出す力がなくて見えにくいこと、そして私たちは福祉とは全く関係のない領

域の人たちとも狭間を紡いでいかなければならないことを痛感しました。

「自立支援協議会」を活用

全国どこでも持続可能な官民協働での司法と福祉の連携を考え、目を付けたのが、障害福祉分野の「自立支援協議会」です。2012（平成24）年に法定化され、地域の実情に応じて様々な専門部会を設けることができます。まず私たちは大村市の自立支援協議会の中に、罪を犯した障害者の支援策を検討する部会をモデル的に設置しました。メンバーには、基幹となる相談支援事業所や受け入れ先の事業所、民生委員・児童委員、自治体職員がいて、情報を共有して支援を検討できるようになりました。2017（平成29）年からは「司法と福祉連携部会」も立ち上がりました。

最近では、長崎県内の各自立支援協議会の中の相談支援部会でも協議しています。放火や性犯罪の場合は、なかなか支援の手が挙げませんが、その場合は、その市から受託している相談支援事業所が持ち帰り、プランをつくれる事業所を引き続き探します。

私は長崎県内13市8町の自立支援協議会をくまなく回り、6市でこのスキームが導入されています。法定化された枠組みにより、熱意ある行政マンが異動しても持続可能で、全国どの市町村でも活用できます。

全国で活用できる仕組み

2016（平成28）年10月に議員立法で成

立した再犯防止推進法を受け、法務省は再犯防止計画づくりのモデル事業を、40の自治体で2018（平成30）年度から3か年行っています。長崎県も私たちと一緒に「高齢・障害のある人の再犯防止」「薬物依存のある人の再犯防止」「犯罪した者の居場所の確保」に取り組んでいます。

障害のある人が事件を起こした際、県の相談支援専門員協会に一報を入れると、その市町村と関係がある相談支援専門員を斡旋してくれます。私たちはその人とタッグを組み、自立支援協議会の枠組みを使って、県内ブロックの資源を活用して支援していきます。

高齢者に関しては、県の地域包括・在宅介護支援センター協議会を通し、地域ケア会議等を活用します。居住については、県の居住支援協議会や居住支援法人等と連携しながら、薬物に関しては、ダルクや専門医療機関だけではなく、市町の保健師が留置場に勾留されている段階から一緒に面接に行き、地域に戻った後も顔つなぎができるような事例を積み上げているところです。

県相談支援専門員協会と県地域包括・在宅介護支援センター協議会は、全国組織がありますので、この長崎県の仕組みは全国にスライドすることが可能ではないかと思っています。



シンポジウム

「生活困窮者自立支援制度で誰かに支援は届いているか」

【登壇者】

NPO法人

自殺対策支援センターライフリンク ……代表 清水 康之

社会福祉法人ゆうゆう ……理事長 大原 裕介

NPO法人BONDプロジェクト ……代表 橘 ジュン

長崎県地域生活定着支援センター ……所長 伊豆丸 剛史

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

地域共生社会推進室 ……室長 吉田 昌司

生活困窮者自立支援全国ネットワーク ……代表理事 奥田 知志

【司会進行】

生活困窮者自立支援全国ネットワーク ……代表理事 宮本 太郎

宮本太郎(以下宮本) 先ほどの四つのプレゼンテーションからは、いずれも生活困窮者自立支援制度が解決を目指した問題領域にも関わらず、必ずしも支援が行き渡っているとは言い切れないことが分かりました。まったく異なった領域のように聞こえますが、生活困窮者自立支援制度が立ち上がった背景となる共通の根っこも見えてきました。

生活困窮者自立支援室長であり、地域共生社会推進室長も兼ねている吉田さんに、こうした問題に制度がどう立ち向かおうとしているのか、お話いただきたいと思います。

生活困窮者自立支援制度と地域共生社会

吉田昌司(以下吉田) 人と人とのつながりが弱くなってきている中で、地域のつながりをいかに豊かにしていくのか、考え方、実践も含めて「断らない相談」「狭間のない支援」という視点を福祉全般に広げて考えていかなければならないと思っています。そのためには、相談者、支援者、行政など他分野の人々や、地域でもいろいろな分野の人と関わっていくことがより求められていると感じました。

そもそも、社会的孤立を射程に入れた法律をつくりたいという思いがあり、実践が進む中で、「就労の状況」「心身の状況」「地域社会との関係性」という言葉を入れた法改正が実現しました。生活困窮者という定義も、経済的なものに限定されるのではなく、幅広く受け止めていくことが法文上明らかになりました。早期の支援につながるアウトリーチは、さらに強化する必要があります。

基本理念・定義の明確化に加えて、自立相談支援事業の利用勧奨の努力義務を創設しました。他分野の人との連携や情報共有は重要ですが、個人情報の問題もあるため、民生委員・児童委員や新聞配達所、地域住民も含めた支援会議を設けて、関係機関の情報共有が図れるようにします。

家計改善支援事業と就労準備支援事業は努力義務にし、一体的実施を進める方向をお願いしています。さらに、地域で実践している方々が自治体や現場に行き、オーダーメイドで任意事業の推進を支援していく自治体・支援員向けコンサルティングという枠組みも事業展開しています。

子どもの学習支援事業は、法律に生活支援という枠組みを入れ、子どもの状況と親の状況、家庭全体を支援していこうという拡充強化をしました。

一時生活支援事業は、一時的な保護や生活支援はもちろん、地域に帰った後も見守りや支援を進めていくという枠組みをつくりました。

地域共生社会実現に向けた取り組みを我々としては進めています。包括的な支援体制、地域共生社会は縦割りを排していく、支える・支えられる側の関係性を超え、一人ひとりが役割を持って地域のつながりの中で活躍していくという非常に重要な概念です。「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」では、「市町村における包括的支援体制の整備のあり方」を考えています。福祉政策の新たなアプローチとして、社会的孤立や生きづらさが多様化・複雑化している中で、複雑かつ多様な問題を抱えながらも社会と



厚生労働省
社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
地域共生社会推進室
室長 吉田 昌司

関わっていく。専門職の伴走型支援により地域や社会につながり戻していく。こうした包摂を実現していく観点や、地域づくりを進めるといった視点が非常に重要です。

断らない相談支援、

参加支援、地域やコミュニティにおけるケア、支え合う関係性の育成支援という機能を一体的に備える事業に市町村に取り組んでもらうことで、新たな縦割りにならないように、既存の施策なども吟味しながら積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援をしていきます。

宮本 「断らない相談支援」という話がありました。清水さんの「つなぐシート」は、そこに技があると伺っていましたがどうでしょう。伊豆丸さんからは、自立支援協議会などを入り口に各自治体で支援の包括性を確保してきた方法について。大原さんは、地域の中での共生に取り組み、支援は支援として確保しつつ、支え合いを支えるということをどう進めようとしているか。橘さんからは、貧困であるということすら自己責任だと思込んでしまっている女性へのアウトリーチやSOSを受け止めるにはどう手を打っていけばいいのか。

あくまで一つの論点として、皆さんからコメントをいただければと思います。

「つなぐシート」で切れ目のない支援

清水康之(以下清水) 自殺対策と生活困窮

者自立支援との連携の実践例として、東京都足立区の取り組みを紹介します。

足立区では、支援調整会議を活用して、「つなぐシート」という複数の機関が連携して相談対応に当たることを前提とした相談票を導入しています。複合的な課題を抱えている場合、相談を受けた機関だけでは解決できません。その場合、「つなぐシート」に相談者が次に行くべき相談窓口や相談機関を明記し、相談者に渡します。相談者が最初の相談機関の窓口にいる間に、次に行くべき窓口や機関にアポを取り、必要であれば同行もします。もし、次の相談先に来なかったら、紹介元に連絡を入れ、相談者にコンタクトして確認します。

最終的に、このシートがその相談者に関わったすべての相談機関、相談員にフィードバックされ、解決のプロセスに乗っていることが分かるようにしています。自分が連携して支援をしたからこそ、命が支えられたという実感を、関わったすべての相談員に感じてもらう仕組みです。



NPO法人自殺対策支援
センターライフリンク
代表 清水 康之

社会と刑務所の天秤

伊豆丸剛史(以下伊豆丸) 本当のニーズは、いわゆる社会的な問題行為という形で浮かび上がってきます。表面的に見える事象はすべてを物語っているのではなく、本質的なニーズがあるのではないかと。あるいはそういったことに関わることで、いろいろな

人とリアリティを持ってつながっているならそれでいいのではないかと。

支援者が何をやるかよりも、どうつながるかということだと思っています。いかに鮮やかな支援をするか、どんな資源を整えるかよりも、いかに対象者とつながっていくかです。

私が関わった出所者のある男性は、11年再犯をしていません。彼はよく天秤の話をして。社会に戻ってきて3年くらいは負い目が強く、刑務所に戻ってもいいと思えた。3年から5年くらいになると、社会のほうがいい、と天秤がじわっと変わっていく。5年くらい経つと社会のほうがいい、とガタンと傾きが変わる。そうなったら絶対揺るがないと言っていました。

そんなことを考えると、支援者は社会の中で生活する時間を稼いでいく。つながっていくという時間を積み重ねることで解決していくものがあると思っています。

対象者をサービス事業者が抱え込んでいないか

大原裕介(以下大原) 地域全体の共生社会をつくっていくときに、障害のある人たちや高齢者、生活困窮者をサービス事業者側が抱え込んでいないかを問い続けています。地域で生きているとは、家族や相談員とだけつながって生きているわけではありません。いろいろな人とつながり合うことで、楽しさを共有したり、つらいことを分かち



長崎県地域生活定着
支援センター
所長 伊豆丸 剛史

合えたりします。

24歳の男性の通勤支援を、団塊世代の3人組に依頼することになりました。ある時、「あんなに楽しいことをやらせてもらって本当に充実している」と言ってくださり、今はすっかり家族ぐるみのお付き合いが始まっています。単に制度・政策につなげるだけの仕事をしていたら、こうした営みはつくれません。

自分のしていることが地域にとって価値の高いことだとか、何げない営みが社会的に意義のあることだとか、そういうことを地域の中で認めていくような発信。



社会福祉法人ゆうゆう
理事長 大原 裕介

子どもたちも、「〇〇君がいるからおばあちゃんが楽しめているね」という、認められていく対話と共感がとても大事だと思っています。

SNSからアウトリーチ

橘ジュン(以下橘) 私たちは今、街だけでなくSNS上でもアウトリーチをしています。「泊めて」「家出」「死にたい」「殺されたい」、そういう投稿をしている子たちを見つけて相談につなぐ。これで相談につながった総件数は2018(平成30)年度3月から2019(令和元)年6月までの実績で303件ありました。そこからLINE相談が来て、お話を聞いて、直接支援につなぐという目標でやっています。傷を抱えている子たちが安全に暮らせる場所や、時間をか



NPO法人
BONDプロジェクト
代表 橋 ジュン

けて回復に向けての支援につなげることが本当に必要とされています。

ネットカフェの代金を渡せば何とか暮らせるような子は、困っているけれど

もまだできる子たちです。でも私たちが支援している子はそういうことすらできない。生活困窮者自立支援が、どんな状況の子でも相談に連れていったら断らずに「一緒に考えましょう」とやってくださるなら、私たちは全国の窓口の人たちと知り合いになって、女の子たちの支援を一緒にやってもらいたいと心から望んでいます。

地域が豊かになるという新しい価値の創造

奥田知志(以下奥田) 共生社会の検討会では、「課題解決型の支援」と「つながりを重んじた支援」が支援の両輪だとされた。ただ、「支援」という言葉には逆説性がある。確かに「あなたのことを大事にする」という表明ではあるけれども、一方で「あなたはそのままじゃ駄目だよ」と真正面から言われている場面もあります。そういう「支援の実相」の中で「つながりとは何か」を今後深めなければなりません。

2002（平成14）年にホームレス自立支援法ができ、17年が経ちました。



生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
代表理事 奥田 知志

2003（平成15）年の全国調査で25,000人いたホームレスが5,000人くらいになり、政策的にはうまくいったように見えます。でも、先日、台風19号が首都圏を直撃した時、避難所に避難してきたホームレスの男性を、路上生活者だから、住所がないから等々の理由で受け入れなかった自治体がありました。確かにホームレスの人数は減ったけれども、「地域共生社会」には程遠い現実を突きつけられました。国のホームレス対策にも関わってきた自分として、「ホームレス自立支援とは一体何だったのか」ということを考えさせられました。

生活困窮者自立支援制度についても、これからどうなるのかを真剣に考えなければなりません。その時の一つの解は、地域がもっと豊かになる、つまり本気で「共生」を地域が目指すのかということだと思います。これは新しい価値の創造であり、「共生」を「煩わしい」と捉えるか「相互豊穡のモメント」とするかが、問われることになると思います。

吉田 大原さんからは、「自分でやった何げない営みが地域の中で認められる」というお話がありました。関係性の中であなたの何げない暮らし、何げない営みはそれでいい、と言ってあげることが極めて重要です。専門職が伴走する局面もあるでしょうし、地域の人々が見守って認めることもあると思います。だからこそ新たな包括的な支援体制では、断らない相談支援、参加支援、特に地域やコミュニティにおけるケア、支え合う関係性の育成支援、地域づくりということを申し上げています。

そういうことを皆さんが理解し合いなが

ら、豊かな地域づくりが進んでいけば、断らない相談、生活困窮でやろうとしていたものがより豊かになっていくと理解しています。

宮本 時間も少なくなってきました。皆さんから最後のまとめをお願いします。

子どもの自殺対策

清水 自殺対策の視点から3点あらためてお伝えしたいと思います。まず一つが、自殺対策の枠組みを設計していく中で、先進的に取り組んでいる自治体をどうモデル化していくかということと、同時に自殺対策にまったく取り組んでいない自治体の底上げをどう図るかを徹底して議論し、様々な枠組みをつくっています。それでも難しいという自治体への支援はそれぞれの分野で強化していく必要があると感じています。

二つ目は、もっとも多かった2003（平成15）年と昨年を比較すると、自殺者は40%近く減っています。一方で、小学生から高校生までの自殺率は平成に入ってから右肩上がりです。これは生きることが当たり前ではなくなってきたという印象を受けています。自殺対策に関しては、具体的なSOSの出し方に関する教育とともに、自分の身を守るスキルを身に付けさせてあげることが急務です。

三つ目は、支援者支援です。支援者が孤立して疲弊していたらいい支援はできないので、支援者同士でどう支えていくか、あるいは支援者を支える仕組みをつくっていくか。様々な包括的支援においても同じこ

とが言えると思うので、今後とも積極的に、皆さんと連携して進めていければと思っています。

地味でも素晴らしい取り組みを発信する

大原 苫小牧市に講演会でお邪魔したときに、町内会ごとにグループワークをされていました。たとえば、「散歩中に声を掛けたいよね」など、自分たちはこういう力があるからこういうことをできる、と話し合われていました。苫小牧は一大企業が多いので、スポンサーになってもらい、地域支え合い大賞のようなものを開催したらどうかと話をしました。地味だけど素晴らしい、認め合いたい取り組みをもっと社会に発信していくことも必要だと思いました。

僕は障害福祉の仕事をしていて、ご両親が精神障害者で、5人の小さいお子さんがいる家庭に関わっています。うちはヘルパーや子どもたちを受け止める放課後等デイサービスのようなサービスを持っています。訪問介護は制度の中で軽んじられている印象があるのですが、家に入る力、家の気配、家の変化に気付ける力、人材をフォーマルもインフォーマルも含めて地域の中で非常に大事にしないといけないと思います。ぜひ地域でいろいろなつながりをつくって、いい地域をつくりたいと思いました。

自分が選んだ世界で生きる支援

橋 ある16歳の女の子が、インターネットの掲示板に「一発で死ぬ方法を教えて」と投稿しました。家族から暴力を振るわれ



て家にいたくなかったし、生きていける居場所がないと思ったから書き込んだ。ある男性からすぐに返事があり、連絡先を交換して、言われた言葉が「女性としてのあなたが必要です」。でも、16歳のその女の子は意味が分からなかった。自分が投稿したことにすぐ反応してくれた人が自分を理解してくれる人だと見てしまうのです。

彼女たちは大人に守られないといけない子たちなのに、誰にも守ってもらえないと思って孤立感も孤独も抱えている。怖かったし、危険かもしれないけれども、家に戻るよりはいい、こういう人を信じていこう、という切ない思いがある。

その男の人から「行政や警察は信じてはいけません。助けてくれませんかから裏の世界で生きていきましょう」と言われて、「分かりました」と約束をしてしまう。そういうことがあった直後に私たちに相談があって、急いで彼女の地元に行って、弁護士につないで、児童相談所とやりとりしてもらいました。

ちゃんとした場所で彼女たちの支援をしなければならぬけれども、関係性をつくってから児童相談所につないであげてほしい。裏の世界ではなく、彼女たちが選んだ、生きていきたいと思える場所を私たちは応援してあげたいと思います。

地域の大人110番

伊豆丸 私は、支援者側の視点や考え方、発想を変えるだけで制度や仕組みをつくらなくてもしなやかに動く部分があるのではないかと思っています。

映像でも紹介をした3障害のある方は、今単身型のグループホームで生活しています。最初の3年間ぐらいは金銭管理をしてもパチンコやスロットに行ったり、スナックを回ってツケをしまくることが続きました。日中活動に行っても長く続かない。いろいろな人に支えられながら、社会にいる時間を積み重ねてきました。最初の頃は、支援者みんなでパチンコもスナックも駄目だと言ってきました。

ある時、日中活動をまた辞めてしまって、私たちが彼の日中活動先を探しましたが、なかなか受け入れてくれるところが見つかりませんでした。その時に、スナックのママが、常連客の福祉事業所のオーナーとお見合いのようなことをしてくれて、結局彼はそこに行っています。この経験から、私たちの価値観でいい、悪いを考えていくと非常に狭い支援になっていくと思い知らされ、こういう大人110番のような人や場所が増えていくといいと思っています。

宮本 皆さんのお話は音程も違うし、音色も違っていたはずですが、気が付いてみると非常に見事なハーモニーを奏でたように思うのは司会者の我田引水でしょうか。決して明るい話ばかりではなかったと思いますが、どこか光が差してきたようにも思えます。



生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
代表理事 宮本 太郎

それでは午後のシンポジウムをこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

国会議員からのエール

自由民主党	衆議院議員	鬼木 誠
公明党	参議院議員	山本 香苗
立憲民主党	参議院議員	石橋 通宏
国民民主党	衆議院議員	小宮山 泰子

自由民主党 衆議院議員 鬼木 誠

私は福岡県議会議員時代から、ホームレスの自立支援に関わり、自民党の厚生労働部会に所属した時には、事務局長として生活困窮者自立支援法の改正に携わりました。今大会で10もの分科会が開かれるように、生活困窮者の問題は多様化し、解決に向けた取り組みは複雑化しています。刑余者支援や、身内のいない生活保護受給者・独居高齢者が部屋を借りて亡くなった際の対応など、厚生労働省や法務省、国土交通省など省庁の縦割りを超えて、支え合う社会をみんなでつくっていくことが必要であると感じています。

東日本大震災から8年経ちましたが、毎年のように全国各地で災害が続いています。災害によって困窮状態になるかもしれないことが、誰の身にも起こり得ます。皆さまの活動に感謝とエールを贈るとともに、私たちが精一杯の努力をさせていただきますこととお約束します。ともに頑張ってください。



公明党 参議院議員 山本 香苗

今回は東日本大震災の被災地である宮城県仙台市での開催となりました。台風被害により、被災者の疲れがピークに達していますが、一人ひとりに寄り添うサポートは、ここにお集まりの福祉関係者の皆さま方のお力なくして実現はできません。災害対策と福祉の関連は、法にしっかりと位置付けられていませんので、平時の福祉の延長線上に災害時の福祉があるのだという認識を持ちながら、制度にしっかりと組み込んでいきたいと考えます。

また、社会福祉法の改正による一番の核は、「断らない相談支援を中核とした包括的な支援体制の構築」です。今日も議論になりましたが、様々な分野と連携を深め、相談の入り口がどの分野であったとしても、適切な支援につながっていくものにしなければなりません。毎年この大会に来させていただいてたくさんのことを学ばせていただいています。現場の皆さま方の声を聞かせていただき、しっかり取り組んでいきたいと思っています。



立憲民主党 参議院議員 石橋 通宏

私は参議院の厚生労働委員会に長年所属し、生活困窮者自立支援法の成立や昨年の改正、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の延長などに取り組んできました。

今回の一連の台風・豪雨災害では、ホームレスの人が避難所の受け入れを拒否されるという事案が発生し、教訓を得ました。災害救助法の5原則、特に平等原則や現在地救助原則が徹底されているのか、皆さんの自治体のマニュアルや運用を再確認いただければと思います。このような事案が起きる背景には、平時の際の支援が行き届いていない実態もあるのではないかと問題意識を共有したいと思っています。

昨年の生活困窮者自立支援法改正では、参議院で17項目の附帯決議を付けており、現場でその適切な運用がなされているかを私たちもチェックしていかなければなりません。また、困窮状態にある外国人に対する支援も課題です。私たちはこれらの問題意識をもって、共生社会の創造に向けた立法措置も含めた議論を、皆さんと一緒にさらに前へ進めていきたいと思っています。



国民民主党 衆議員議員 小宮山 泰子

台風19号により、私の地元の埼玉県も浸水しました。各地で言われる「人の住まないような浸水地域」に高齢者施設や障害者施設が多く建っていることを、根本的に見直さなければ被害はなくなると、国土交通委員会の理事として考えています。

国民民主党は、誰もが排除されることなく、お互いに認め合える共生社会を理想とすると掲げています。障害者政策に取り組むなかで、「障害があるのが問題なのではない。障害を受け入れない側に問題がある」と聞きます。声を上げ、政策を変えることが政治の役割だと感じています。また、国民民主党は参議院選挙の公約の中で「孤独を支える対策」ということを重点政策に置きました。イギリスなどでは「孤独担当大臣」を置いています。これは、孤独が社会問題であることが明確になっているからです。

子どもたちや高齢者、障害者、服役した人、様々な人たちが共生する社会、希望をもつ日本をつくれるように努力していきたいと思っています。



困難にある人が「ともに働く」地域づくり ～地域共生社会を展望して

分科会レポート

- 分科会 1 困難にある人が「ともに働く」地域づくり～地域共生社会を展望して
- 分科会 2 相談支援の受発注をめぐる契約制度を問い直す
～事業評価と事業所の「社会的価値」を反映した契約にするために～
- 分科会 3 包括的支援体制の構築をめざした地域福祉計画
～新たな自治体の役割～
- 分科会 4 生活困窮者自立支援事業が担う「協働の中核」
- 分科会 5 現地企画①平時の地域づくりは被災者も支える
～災害ケースマネジメントと生活困窮者自立支援～
- 分科会 6 現地企画②「宮城の子ども・若者支援の今」
～支援に繋がらない声なき声につながるための宮城県内の多様な取り組み～
- 分科会 7 「孤立大国ニッポン」における子ども・若者支援の行方
- 分科会 8 住まいがなくては始まらない—総合力としての居住支援
- 分科会 9 「家計改善支援の力で100人に100通りの生活再生を!!」
- 分科会 10 続々・地域力「社会的孤立を生まない、住民の主體的な地域づくり」

【パネラー】

株式会社高橋徳治商店(宮城県) …… 代表取締役 高橋 英雄
 ワークスコープ・センター事業団東北事業本部 …… 事務局次長 三船 洋人
 NPO法人しんせい(福島県) …… 理事 鈴木 綾
 株式会社創造集団440Hz(東京都) …… 取締役 長井 岳
 取締役 山本 菜々子

公益財団法人共生地域創造財団・
 陸前高田市ユニバーサル就労支援センター(岩手県) …… センター長 石井 優太

【コーディネーター】

ワークスコープ・センター事業団
 東京三多摩・山梨事業本部 …… 事務局長 扶 藤 文 重
 日本労働者協同組合(ワークスコープ)連合会 …… 専務理事 田嶋 康利

テーマには「困難にある人が」とあるが、「すべての人がともに働く」地域づくりという位置づけでの分科会を目指した。

株式会社創造集団440Hz

創造集団440Hzは不登校経験者が設立した“生きたいように生きる”社会的企業で、ミッションとして「マイノリティが生きやすい社会」を模索している。

社員はみな不登校・ひきこもりを経験しており、「その人ありき」を最優先としている。勤務日数は人それぞれで、週4や週5、週2など、相談しながらどのような状況がいかを考えながらやっている。自分と社会を豊かにする働き方・生き方というのがあるが、自分たちも楽しく、一緒に働く相手も気持ちよくできるようにと考えながらやっている。

映像の仕事としては、フリースクール取材してパッケージにまとめビデオ教材とした

「世界の教育最前線シリーズ」が今日までに2,800万売り上げがある。また、オリジナルのカレンダーをつくっているのだが、自分たちの出身大学の学生とコラボレートし、学生の仕事にもつなげている。そのほかウェブサイトの作成、ワークショップ、LGBT・セクシュアルマイノリティの人権啓発の講演のプロデュース、不登校・ひきこもり・オルタナティブ教育などの上映会なども行っている。

この会社は“自分自身として働いている”というのが大きい。今後もほかの企業や団体と手を組んでネットワークをつくっていけたらと考えている。

公益財団法人共生地域創造財団・ 陸前高田市ユニバーサル就労支援センター

共生地域創造財団は、「もっとも小さくさ

れた者への偏った支援を小さくかつ継続的に
行う」という理念を大事にして活動している。

活動は大船渡市の被災者支援事業から始まり、2019(令和元)年に陸前高田市でユニバーサル就労支援センターの事業を開始。働きづらさを抱えるすべての人々に対し、社会との関係性を回復し、その人なりの働き方の実現を支援することを目的に、特に制度の枠内に収まらない人をメインの対象としている。

特徴的なのはグループワーク。もっとも多くの方が参加し、相談の入り口にもなっているのが地元企業から受注している椿の葉を拭く作業。民生委員・児童委員から紹介されたお宅に椿の葉を摘みに行く作業も生まれ、少しずつ地域を巻き込んだ取り組みになっている。

就労意欲を持った人には中間的就労など、その人にとって適した働き方を探りながら支援する形を取っている。企業のほかNPO団体や視覚障害者の同行支援をしている団体など、様々な団体からも協力を得ている。

活動から感じることは、就労は支援の「出口」でもあるが「入り口」でもあるということ。働くことに向かう過程で、本質的な課題に向き合うことができる面がある。解決すべき課題の本質は就労よりも“孤立”である。まずスタッフがつながり、相談者同士、そして地域へと、増やしていったつながる先の一つとして就労があると捉えて活動している。

NPO法人しんせい

原発事故で郡山市に避難してきた人たちと「被災地障がい者支援センター」という名前で活動を始めた。緊急期には人工呼吸器を付けた人たちに発電機を配るなど、避難所のスペシャルニーズを拾って活動していた。

その後、避難者の仕事に対するニーズが分

かり、まず使用済み封筒で「つながりのかばん」づくりを開始。避難してきた障害者福祉の事業所も仕事を失って困っていたため、民間企業の支援を得て「魔法のお菓子ばるぼろん」づくりを、約13事業所で分業して行った。ミシンの学校を立ち上げ、刺しゅうなどの仕事もしている。

商品のほとんどは廃材利用だ。原発事故は地域を消費された感じがすることもあり、使い捨てではなく循環型にすることを頑張っている。その一例として岡山県倉敷市の高校生が倉敷市内のデニム工場から集めた余剰のデニムを、ミシンの学校でトレーニングした人が商品にし、高校生が販売するというプロジェクトがある。

園芸プロジェクトでは、災害公営住宅などで住民と障害のある人が一緒に花を育てるということをやっている。障害のある人を仕事だけではなく、地域とつなげていくことを心掛けている。

私たちが出会っているのは困難な人というより、これから一緒に始める人なのではないか。その人を支えるためにプロジェクトを始めるのだが、いろいろな人が参加してつながりが生まれる。その一つが仕事づくりではないかと思っている。

ワーカーズコープ・センター事業団 東北事業本部

若者サポートステーションの活動のほか、フリースクールや障害者就労継続支援B型などの立ち上げ、震災復興支援事業補助などの様々な仕組みや制度を使いながら活動している。

制度や事業による段階的なステップアップを考えてきたが、それだけでは解決しない。外部の力が必要であると感じたときに、高橋徳治商店とのつながりができ、職場体験を受

け入れてもらうなどの関係ができた。

就労が難しい人たちや、障害のグレーゾーンで制度にもつながらないという人もいる。その人たちを支える仕組みとして、企業と中長期的な職場体験や居場所づくりを含めて一緒に考えて進めてき

た。支援機関が依頼し、企業が人を受け入れるというだけの関係ではなく、どのような職場だったら働きたいと思われるのかを一緒に考えることが大事で、企業と支援機関がそれぞれ得意なことを掛け合わせるということが大事だと思う。

現在は高橋徳治商店と連携しているが、将来的には複数の団体と共同し、利用者が多様な業種から選択できるようにするとともに、企業の人材育成の部分などを共有できるような仕組みづくりを描いている。

利用者のモチベーションの維持や、スタッフのスキルの向上などの課題があるが、これを全国的に広げていきたいというのが夢であり、そのために少しずつ実践を積み重ねている。

株式会社高橋徳治商店

東日本大震災の被災地では社会的課題が凝縮している。ひきこもり、貧困、不登校、少子高齢化、DVなどの問題がある。震災当時の避難所をふり返ると、子どもたちはけなげで、一生懸命いい子を演じていた。その子たちを親が抱き締められなかった。心の居場所がなかったと思われる。ひきこもりの始まりでもある。

高橋徳治商店も震災で被災し、全3工場が



全壊した。工場を再建させ4年後、それまで経験がなかった野菜加工で工場を新設した。これはワーカーズコープとの出会いや、被災した会社として地域の問題に向き合うことがスタートだった。

野菜加工工場では、仲間同士の共感・共鳴を大きな要素としている。立ち仕事で足腰が疲れるが、それ以上に心の筋肉をつけようということを目指している。

作業する若者たちが変わっていくと同時に、雇用契約を結べた4人が、同じ痛みを持つ新たな子たちに教え、変わっていくことに喜びを感じて自身も変わる。同時に自社のスタッフも変わってきている。それに共鳴した生活クラブ、生協パルシステム、産地生産者も変わってきている。自分たちが換金の道具ではないものをつくっているんだということ、想いがつながっていくんだということを知ってくれている。今は迷路の中だが、最終的にはこんな企業がどんどん増えることが目標だ。

まとめとして、コーディネーターの田嶋康利さんから、企業や社会、仕事や働くことなどは何のために、誰のためにあるのかを、「ともに働く」というところからもう一度考え直し、改めて実践の中に位置付けていくことが必要だという話があった。

相談支援の受発注をめぐる契約制度を問い直す ～事業評価と事業所の「社会的価値」を 反映した契約にするために～

【パネラー】

立命館大学政策科学部…………… 教授 岸 道 雄
大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合
(エル・チャレンジ)…………… 代表理事 富 田 一 幸
NPO法人日本ファンドレイジング協会(東京都)…………… 事務局長 鴨 崎 貴 泰
A'ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター)…………… 就労支援室長 西 岡 正 次

【コーディネーター】

社会福祉法人生活クラブ風の村(千葉県)…………… 理事長 池 田 徹

分科会2では、行政直営や公募等による委託契約によって取り込まれる生活困窮者自立支援事業の、評価のあり方と公共調達（公契約）のあり方について、国内外の取り組みから理解を深めた。

公共調達を通じた 障害者雇用促進策の現状と課題

はじめに、立命館大学の岸道雄さんから「公共調達を通じた障害者雇用促進策の現状と課題」というテーマで基調講演が行われた。政府が物品やサービスを購入する「公共調達」の民間市場に与える影響の大きさを踏まえ、欧州・米国では古くから社会政策とリンクさせることが行われてきたこと、近年、EUでは「失業者・障害者等の雇用機会の推進」「人間らしい、働きがいのある仕事」「社会的な包摂」等について公共調達を通じて実現しようとしていること、国際的には国連のSDGsにおいて、公共調達と障害者雇用が相互に関係する目標が設定されていることなどが報告された。

EUでは、2014（平成26）年の公共調達指令に基づき、各国が法制化して社会的責任

のある公共調達を推進している。特徴的なのは、留保契約を規定して、通常の競争入札では不利な保護作業所もしくは障害者等を雇用することを主な目的とする事業者のみに入札参加を制限することを認めていることである。また、価格のみの競争入札ではなく、社会的な要素等を考慮した「Best Price-Quality Ratio」を決定基準として用いてもよいことを明確にしている。オランダでは「社会的便益（Social Return）」を求める取り組みが行われており、公契約を受注した企業は、たとえば、契約金額の5%を用いて、長期失業者、若者や障害者を一定期間訓練あるいは雇用して、社会に貢献することが求められている。

日本における公共調達を通じた障害者雇用促進の枠組みは、2013（平成25）年4月施行の障害者優先調達推進法と工事・業務委託発注における総合評価一般競争入札方式の

適用である。近年は「公契約条例」が広まり、社会的価値の実現をうたう地方自治体が増えつつあるが、主な対象は建設工事となっている。清掃などの業務委託における総合評価一般競争入札方式の適用は全国的にはそれほど多くはない。実現すべき社会的価値の中に障害者雇用を含める自治体も複数存在するが、ウェイトの置き方には差がある。入札・発注において価格以外の社会的要素をどこまで、どのようなウェイトで考慮すべきか、社会政策と公共調達のリンクのあり方について今後さらに検討と研究が必要であるとの話があった。

大阪府の実例

エル・チャレンジの富田一幸さんは、大阪での事例を紹介。知的障害者等の雇用を促進させるために、1999（平成11）年から大阪で実現性の高い清掃業務での就労支援システムの確立に取り組んできた。その一環で運動を起し、実現したのが大阪府の総合評価一般競争入札である。配点の内訳は、「価格」が50点、「技術」14点、「環境」6点、残りの30点が「福祉（公共性評価）」。30点の内訳には、法定雇用率の達成度（4点）があり、総合評価に参加する企業の雇用率は10%近い。当該の現場で雇う人数は、法定雇用率の約10倍に設定。就労支援のプログラムを評価する視点や、これまで落札していたAからBに替わった際に、A事業者（社）で雇われていた障害者を引き続き雇用する場合は加点する仕組みもとっている。

総合評価が全国に広がらない理由として、日本では法律に書かれていないことや、地方自治体は企業が少ないので競争が成立しないことを挙げた。制度改革が必要だが、既存の事業者にも障害者雇用に取り組んでほしい

と考え、造園業の人たちとジョイントベンチャーを組み、公園の指定管理を受託して就労支援につなげているという話があった。

また、就労支援が伴う役務等の受注について、昔は「2号随契」で取り組んでいたが、今は「3号随契」の改定で、学識経験者2人による意見を踏まえ選考基準を整備することによって、随意契約の対象等を取り決めることができる。さらに、大阪府で「改正ハートフル条例」が4月に施行されて、認定を受けた中間支援組織が公共調達と就労支援の結合を推進することになり、特に総合評価一般競争入札等と就労支援を組み合わせ、生活困窮者自立支援制度や障害福祉サービス等を利用する相談者が公共調達案件による支援の活用を推進できるようになった。

ハートフル条例をつくったときに、審議会を設置。随意契約において、中間支援組織が持続可能な組織になり得るのかというポイントについて、「就労支援費込労務単価」という考え方を提案した。ビルメンテナンスは、建築保全業務労務単価積算基準が定められているが、この中には就労支援費という考え方はない。審議会ではこういったことを検証していくという。

事業の質についての評価のあり方

NPO法人日本ファンドレイジング協会の鴨崎貴泰さんは、厚労省と2015（平成27）年度から4年間行った「自立相談支援事業評価に関する調査研究」を報告。A'ワーク創造館の西岡正次さんや生活クラブ風の村の池田徹さんが委員として参画。作成した就労準備支援事業の評価モデルや包括的な自立相談支援事業全体の事業評価、就労支援事業の成果を見える化するガイドラインは、ユニバーサル志縁センターのホームページ上で公開し

包括的支援体制の構築をめざした 地域福祉計画～新たな自治体の役割～

【パネラー】

藤沢市福祉健康部(神奈川県) …………… 部長 片山 睦彦
伊賀市健康福祉部(三重県) …………… 部長 田中 満
岡山市保健福祉局保健福祉企画総務課(岡山県) …………… 副主査 松岡 克朗
厚生労働省社会・援護局地域福祉課 …………… 地域福祉専門官 玉置 隼人

【コーディネーター】

日本福祉大学 …………… 副学長 原田 正樹

改正社会福祉法の地域福祉計画のガイドラインについて共通認識をもち、計画策定と包括的支援体制の構築に先駆的に取り組んできた自治体の構想や取り組み、課題などの事例報告をもとに語り合った。

公共調達のあり方から質の評価まで

A'ワーク創造館の西岡さんは、公共調達のあり方から質の評価までを分析。全国の自立相談事業・就労準備支援事業の約6割、家計支援の7割強が随意契約だが、健全に質を高める競争が行われることが、地域の相談支援の質を上げていくと考えたとき、発注側も受注側も事業評価をしなければならない。さらに社会政策と一体で取り組むことが狙われているので、自治体にとっては複雑な問題に直面していると語る。

新しいサービスを地域から調達するときに、自治体は、直営ではなく地域で調達するとしたらどんな形の可能性があるのか、官民協働を支える契約の仕組みはどうしたらいいかを考え、



実際の選定作業に入っていく。事業を実施して評価をするときには、契約が適正に執行されたかどうかという事業監査よりも、狙った目標や改善点、受注した団体の評価などのプロセスへの評価が大事になると訴えた。

仕様書には、新しい社会サービスをつくるために何を調達するのかを盛り込む必要がある。相談員を何人置いて、こんな相談対応をしてくださいという仕様では、新しいサービスをつくるという内容にはならない。事業に取り組む前の評価と、事業を受託した以降の評価をして、伸びしろを評価していくことも大事だと話す。重要なのは、サービス開発のための調査や人材育成の研修、サービスの質を上げていくための投資などであり、そのような質の評価が契約の審査対象となることを、もう一度振り返るべきではないかと語った。

就労支援において、多くの自治体は3号随契を使える規定を設けていないため、公共発注に該当する業種として認定就労訓練事業所を認定できていれば、おのずと毎年発注するところが就労支援の資源に変わっていくので、社会政策とリンクする上でも大事である、という話もあった。

1年契約、随意契約が多い中で模索は続くが、コーディネーターの生活クラブ風の村の池田さんは、「自らの活動の質を高め、行政に対して質の評価をアピールしていくことも必要」と締めくくった。

改正社会福祉法の概要について

改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念を規定し、理念実現のため市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されている。

厚生労働省の玉置隼人さんからは、改正社会福祉法で地域福祉計画の充実を進めた。計画自体の具体的な内容だけではなく、策定プロセスを活用して包括的な支援体制の構築に生かすことが大事。地域福祉を軸に関係する幅広い分野の制度、取り組みを視野に入れて計画をつくることで、必然的に地域の実態を把握し、各分野の人の声を聞くなどして一緒につくっていくことができる。地域づくりの共通認識を持ち、そのために実施することを落とし込んでいくことを関係者が一緒に行うことで、包括支援体制を構築するツールとして使ってほしい、という説明があった。

藤 沢 市

藤沢市が目指している共生型の地域包括ケアシステムの基本理念は、①全世代・全対象型地域包括ケア、②地域の特性や課題・ニーズに応じた取り組み、③地域を基盤とした総合的・包括的な相談支援体制となっている。

藤沢型包括ケアとして、地域包括ケアシステム推進室直営の自立相談支援機関「バックアップふじさわ」と、コミュニティソーシャルワーカーを配置した社協委託の相談支援機関「バックアップふじさわ社協」が車の両輪であり、そこに柔軟性のあるNPO法人の力を借りて一体的に伴走型の支援を展開している。

実践事例に「地域の縁側」という機能がある。誰もが気軽に立ち寄れる多世代交流の場であり、地域のつながりづくりや相談窓口にもなっている。また、地域のささえあいの拠

点としての「地区ボランティアセンター」があり、住民主体で困りごとをサポートするような体制ができつつある。現状13地区のうち12地区に設置されている。

ほかに学習支援と居場所づくりを実施。農産物直売所の協力を得るなど、行政とJA、生産者、市社協、ボランティアとの農福連携の仕組みもできている。市政運営の基本方針の一つでもあるマルチパートナーシップの推進として、民間企業との連携による地域づくりも進めている。

今後、市役所の分庁舎に「地域福祉プラザ」を開設する。地域福祉活動センター、地域で孤立しがちな人の社会参加スペース、「バックアップふじさわ社協」、在宅福祉サービスセンターなどが入り、市域全体にまちづくりを推進する発信拠点となるよう構想している。

伊賀市

伊賀市では、地域福祉と地域包括ケアシステムを一体的にまとめた「第3次伊賀市地域福祉計画」を2016（平成28）年度から推進している。

計画では「自助・互助・共助のしくみづくり」と「保健・医療・福祉分野の連携」、この二つをつなぐパイプ役として「福祉総合相談体制の構築」の機能強化を目指している。

自助・互助・共助のしくみづくりについて、市内に39の住民自治協議会という組織があり、「地域福祉ネットワーク会議」の設置を進めている。現在、39地区のうち36地区でネットワーク会議が立ち上がっている。

保健・医療・福祉分野の連携については、2013（平成25）年3月に「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を立ち上げた。複数のお薬手帳が入れられ、在宅患者の薬の管理と緊急時に連絡先がわかるような工夫が施され

た「お薬手帳カバー」を作成するなど、独自の取り組みがなされている。

福祉総合相談体制としては、地域包括支援センターを市直営で設置し、分野を問わない福祉の一時相談窓口として位置付けている。2014（平成26）年度には医療政策、福祉政策を一体的に推進する医療福祉政策課を設置したことで市役所内での各課の役割分担の整理ができた。

伊賀市の取り組みの主なポイントとしては、①地域福祉ネットワーク会議の設置を進めたこと、②その設置・運営支援をする地域福祉コーディネーターを配置したこと、③地域包括支援センターに分野を問わない福祉の相談窓口機能を持たせたこと、④医療福祉政策課という部署を配置したことの四つになる。

岡山市

岡山市の「地域共生社会推進計画」では基本理念を「多様な選択ができるまち」とし、計画策定には①福祉だけではなく医療の視点も入れる、②これまで十分に組み合っていない施策・事業を記載する、③各課の共通事項を記載する、④現場の生声を重視するとしている。

岡山市では庁内や相談機関の連携が不十分であるという課題に対応すべく、総合相談支援体制づくりに着手。各分野の専門性を生かしながら各相談機関で動く体制をつくることとした。断らない相談の実現に向けて、どの機関に相談があっても市全体で受け止める相談体制をつくらうというのが岡山市のテーマであり、そのための仕掛けとして世帯全体の課題を把握する「つなぐシート」の導入、相談機関一覧の作成、相談支援包括化推進員の設置や複合課題解決アドバイザー会議設置などの対応策を講じてきた。

現在は「制度の狭間の問題」「住まい確保」「教育と福祉の連携」「地域づくり」の課題に取り組んでいる。

総合相談支援体制づくりを進める上では、制度の狭間の問題や新たな課題など、見えてきた課題に対応する制度などを構築することで、持続可能な仕組みにしていくことをポイントと考えている。

計画策定の効果として、名称に「地域共生社会」を入れたことにより、市全体で地域共生社会を進めることが明確化できた。また、各課、他局も含めたワーキンググループをつくり、当事者意識を持たせることで、市役所内で協働して動く意識・体制ができた。制度の狭間の支援については、これまで行政だけでは不十分だったが、地域共生社会を進めることを明確に打ち出したことで制度の狭間を支援する民間団体が出てきたなどの効果があった。今後、課題に応じてワーキンググループを活用しながら、民間団体なども協働し、地域共生社会を推進していきたいと考えている。

質疑応答

総合相談は単なるワンストップの窓口を一つつければいいのではなくて、仕組みを丁寧につくる必要があるのではないかという話が出

た。藤沢市の片山睦彦さんからは「地域の中にいろいろな相談機関が既にある中で、すべてをワンストップというのは難しい。相談支援の包括化という視点で進めている」と説明があった。伊賀市の田中満さんからは「相談を受けた後のこともそうだが、相談できない人をつなぐ関係づくりが大事」との話があった。

財源についての質問には厚生労働省の玉置隼人さんから、「困窮者支援、介護、障害、子どもの各相談と地域づくりと分野ごとに予算が出ているので、まとめて使えるような方策ができないか検討している。関係部局・他省庁とも話を詰めながら法案づくりを進めている」という説明があった。

最後にコーディネーターの日本福祉大学の原田正樹さんから、今回の社会福祉法の改正のポイントは、第4条に社会的孤立を含んだ地域生活課題が位置付けられ、その解決に向けて第106条で地域包括支援体制の整備、第107条で地域福祉計画が見直されたこと。第6条で地域福祉の推進について国及び地方公共団体の責務が明記されたこと。こうした大きな変化を各自治体がしっかりと受けとめ、それぞれ創意工夫がされていることが伝わる報告であった、とまとめがあった。



生活困窮者自立支援事業が担う「協働の中核」

【パネラー】

関市健康福祉部福祉政策課福祉総合相談室(岐阜県) 室長(保健師)	石 黒 真 理
	主任主査 金 子 創
坂井市市民福祉部福祉総合相談室(福井県) ……主任(保健師)	細 川 真 紀
宮古市社会福祉協議会くらしネットみやこ相談室(岩手県) 所 長	有 原 領 一

【コメンテーター】

慶応義塾大学経済学部 ……教 授	駒 村 康 平
豊中市社会福祉協議会(大阪府) 福祉推進室 ……室長/コミュニティソーシャルワーカー統括	勝 部 麗 子
厚生労働省大臣官房総務課広報室 ……室 長	野 崎 伸 一

【コーディネーター】

日本社会事業大学専門職大学院 ……客員教授	渋谷 篤 男
-----------------------	--------

分科会 4 では、生活困窮者自立支援事業が協働の中核としてどう機能するのか、連携と地域共生社会を見据えた断らない相談体制のあり方が話し合われた。実践報告だけでなく、会場からの質問にも答えながらの討議が繰り広げられた。

地域共生社会推進検討会 中間とりまとめから

はじめに、厚生労働省の野崎伸一さんから、地域共生社会推進検討会の中間とりまとめの報告がなされた。検討会では、福祉政策はどういうアプローチをしていかなければならないのかという理念整理をし、社会的孤立に象徴される関係性の貧困や、誰もが直面しうる様々な生きづらさを踏まえ、相談支援の中で生きていくプロセス自体の支援をしていくということが確認された。

断らない相談というのが、ワンストップの「窓口」をつくることではなく、市町村全体として断らない「体制」をつくることに主眼がある。新しく何かをつくるのではなく、既存の各制度に基づく相談支援などの機能を生かしながら、それを包含する形で断らない体制

にもう一度切り替えていく。また、「新たな事業に関する体制づくり」の事業に関する一本の補助要綱に基づいて市町村から手挙げで申請をしてもらい、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援事業などを含め一体的な体制づくりを進めていく。そして、このような対応によって始めて、それぞれの支援機関が各制度において定められた機能を超えて支援に当たることができ、「断らない」支援体制を市町村において整備できる。

新しい事業は、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」という三つの要素から構成される。国としても多機関協働の中核というモデル事業の中で進め、市町村の体制全体として断らない体制づくりに進もうとしている現状だ。

金融老年学から見る選択と判断

慶応義塾大学の駒村康平さんから、金融老年学における選択行動の科学的な研究についての報告があった。

年齢は意思決定にゆらぎをもたらすが、加齢によって認知機能が全面的に低下するわけではない。加齢以外にも、不安やストレスが、前頭葉や、選択肢を比較して判断するワーキングメモリーの機能に悪影響をもたらすことがわかっている。

相談支援は、本人の悩みを整理して、一緒に解決を考え、本人に選択してもらうものだ。ときには「どうしてこの人はそんな選択をしたのか」と思う選択があるかもしれない。様々なストレスが本人の選択能力にゆがみをもたらす。多過ぎる情報を提供し、時間をせかすことで選択や判断に大きなゆがみが出て、支援拒否につながる可能性もあるのだ。

関 市

人口約88,000人、高齢化率約30%の関市は、支援者の人材育成と市内の包括化、地域の包括化を目指した取り組みを進めている。

福祉総合相談室は、地域福祉計画を策定する中で、①全世代型の地域共生ネットワークの確立、②全世代対応型の相談支援の包括化、③子ども家庭総合支援拠点の設置、④地域における相談ネットワークの構築、⑤権利擁護体制の整備を重点項目として掲げた。また、①支援者の支援、②相談支援包括化ネットワーク構想、③計画・協議体・研修の再編、④権利擁護体制の整備、⑤地域力強化推進を福祉総合相談室の5業務としており、「包括化」「総合化」「効率化」を視点に取り組んでいる。それぞれの専門性は縦割りで生かしつつ、ワンフロアという場所にくっつけている。

2019(平成31)年3月、福祉総合相談室の中に直営で関市権利擁護センターを設置し、中核機関とした。ケースのアセスメントや受任者調整をし、全世代型地域共生ネットワーク会議の開催を試みながら参加して勉強したことを各機関に持ち帰っていただくイメージで進めている。

子どもを含めた全世代の体制を整備し、縦割りの専門性を生かせるように、多分野の技術を習得した人材の育成が急務だ。庁内と庁外の顔の見える関係づくり、横断的な仕組みづくりが福祉総合相談室を中心に始まっている。

坂 井 市

人口約9万人、高齢化率27.7%の坂井市は、高齢者や子育て、福祉の相談窓口が分かりづらいという市民の声があり、福祉のワンストップの総合相談窓口を目指して2016(平成28)年度に福祉総合相談室が新設された。だが、福祉総合相談室というものの生活困窮の相談対応を兼務する生活保護ワーカーと児童家庭相談員のメンバーだけという状況で、多種多様な相談が「とりあえず福祉総合相談室へ」と集まってきた。知識や判断の限界を感じ、連携型で相談体制づくりを進めることになり、相談が多い高齢分野や障害分野と福祉総合相談室で一緒に事務局を立ち上げ、市民福祉部の相談体制のあり方について意識共有を図った。

その結果、①全ライフステージの相談対応に支援の制限を持たない生活困窮者自立支援事業の強化として相談員の増加、②相談支援包括化推進を検討する機会づくり、③行政の各担当課や相談支援機関の連携調整役として相談支援包括化推進員の配置を進めた。

また、複合課題ケースや制度の狭間のケース検討を図るため、「さかまる会議(坂井市

現地企画① 平時の地域づくりは被災者も支える ～災害ケースマネジメントと生活困窮者自立支援～

【パネラー】

南三陸町社会福祉協議会 総務課(宮城県) …… 地域福祉係長 高橋 史佳
 一般社団法人パーソナルサポートセンター
 多賀城市自立相談支援窓口(宮城県) …… 所 長 中島 ゆき子
 相馬市社会福祉協議会(福島県) …… 常務理事・事務局長 今野 大

【コメンテーター】

岩手弁護士会 …… 会 長 吉江 暢 洋
 一般社団法人ほっと岡山 …… 代表 理事 はっとりいくよ

【コーディネーター】

京都経済短期大学 …… 講師/人と防災未来センターリサーチフェロー 菅野 拓

分科会5では、コーディネーターの京都経済短期大学の菅野拓さんの基調講演と実践者の報告、パネルディスカッションをもとに、生活困窮者支援が被災者支援で力を発揮できる前提、平時の地域づくりと災害支援でできることを考えた。

基調講演「被災者は生活困窮者か？」

台風19号で「災害救助法」が適用された市区町村は391 [2019 (令和元) 年10月19日時点]。各地で災害が頻発しており、全国の自治体の約3～4割は被災地で、災害は平時の延長線上にあると言える。

災害の定義は、「危険を引き起こす加害力×社会の脆弱性」。生活困窮や高齢など平時の社会的脆弱性でダメージの受け方が変わり、地域の社会資源や支援体制が被災者の生活再建に影響する。

「自立支援の概念がない」災害救助法をベースに被災者支援が行われてきたが、被災者ごとに問題は多様だ。そのため戸別訪問で各人の状況や意向を聞き取り、各種専門機関が役割分担・伴走して、必要な支援を提供する「災害ケー

スマネジメント」が広がりつつある。これは、生活困窮者自立支援と同じやり方だ。

法律や意識の中で災害時と平時の分断があり、狭間ができていますが、支援に当たるのは医療・保健・福祉など同じ分野の人で、生活再建が困難な被災者は生活困窮者とほぼ同じ状況にある。平時にしっかりした包括支援体制をつくり、法律や能力を備えれば、被災者支援にも転換できる。地域の包括支援体制に「被災者」がないのは問題で、災害時規定を入れるべきだ。

岩手弁護士会

2016 (平成28) 年の台風10号豪雨で多大な被害があった岩手県岩泉町で、岩手弁護士会とNPO団体が相談支援体制「岩泉よりそい・みらいネット」をつくった。過疎化や高齢化が進む地域で被災者だけの対象では住民の困りご



る。荒浜キッチン当初就労を目指していたが、地域の人に理解をしてもらい、地域の中で名前を呼ばれる関係性をつくることで彼らの居場所ができ、社会的に自立していく関係をつくれるのではないかと考えが変わってきた。そこに私たち相談室だけで関わるのではなく、いろいろな相談機関や地域の人に呼び掛けながら進めていくことが大事だと思っている。

まとめ

報告を受け、豊中市社会福祉協議会の勝部麗子さんは、「断らない相談といっても、一人のワーカーを断らない相談員にして相談事を投げ込んではいけない」と連携の必要性を強調した。そして、「断らない相談窓口を掲げたとしても、SOSを出せない人はそこまでたどり着けない。アウトリーチをして必要があれば窓口と一緒に連れてきてくれるような住民を地域の中にたくさんつくる体制を整えなければ、窓口ができたとしても相談がつかない」と話した。また、「現場には、いつも支援の狭間の人たちがいる。もうちょっと伴走したいという思いに対して、トータルに支援をできる体制は非常に素晴らしいが、市民や自治体や議会に正しく理解してもらい、必要な支援につながる計画をつくってもらえる打ち出し方を考える必要がある」と力説した。最後に、コーディネーターの日本社会事業大学専門職大学院の渋谷篤男さんが、「生活困窮や個別支援と地域福祉との関係をきちんと詰め、地域の中で理解を深めることが大事だ」と締めくくった。

まると相談体制)」を生活困窮者自立支援法第9条第1項 支援会議として位置付け、相談支援包括化推進員が開催している。定時開催にして、メンバーを固定し、高齢、障害、子育て支援、保健、生活保護・生活困窮、地域福祉の分野の担当職員が必ず参加する。ケースの課題に関係しない担当課の職員も会議に参加するが、各分野の制度理解が深まり、個別課題や地域課題の共有、分野を超えた視点の拡がり、多分野多機関の連携による支援の展開が大きなメリットだ。

行政の各課や各相談支援機関、社協などと、分野にとらわれず相談を受け止めること、多分野で検討することの意識の醸成が図られてきたと感じている。

宮古市社会福祉協議会

2015 (平成27) 年、宮古市から生活困窮の事業を受託し、駅前商店街の空き店舗を借りて、くらしネットみやこ相談室を開設している。相談支援する中で、いろいろな制度や給付に単につながりだけでは支援は終わらない、社会的孤立を解消していかないと、本人の問題は解決しないとわかってきた。

支援調整会議をきっかけに資源づくりも進んでいる。会議を通じて「一時生活が必要」と救護施設の機能を使ったシェルターが始まった。

事例検討会は年3～4回の開催で、行政の福祉部局、地域包括支援センター、介護保険課、子ども部局、社会福祉法人、協議があれば居宅介護支援事業所などが参加し、事例をいろいろな観点から検討し、宮古に必要なものを議論している。会を通じて、こども食堂「しおかぜキッチン」のような資源ができた。

「荒波キッチン&しごとネット」は、就労準備拠点だが、商店街の一角にあり、近隣の電気屋さんやお肉屋さんが気に掛けてくれてい



とは解消しないと、福祉や通常の法律相談など何でも受ける体制にした。

被災者支援の法制は、被災住宅の修理や再建、仮住居の提供の支援、その他応急的な支援に限られる。就労・生活支援や、支援制度全体を見通した生活再建支援の枠組みはない。

現行の被災者制度に既存の別分野の支援制度を組み合わせて整理すれば、よりよい被災者支援のシステムが出来る。それは生活困窮者自立支援の枠組みに近い。

災害ケースマネジメントの実現には、多様な専門職や福祉職、NPOの連携が必要で、平時から顔の見える関係を維持したい。災害対策基本法・防災計画に、社協や士業団体、各種NPO団体との連携を記載して、備える必要がある。

一般社団法人ほっと岡山

東日本大震災による岡山県への広域避難者は約1,000人(復興庁統計)で、愛知県以西では最多だ。行政は定住・移住施策も活用して、中山間地域の空き家等を確保してきた。

避難先で起業・就農するなど、なじんだ人も大勢いる。一方で関係性・将来性・自律性を喪失して、孤立する人も多い。母子避難者の離婚や兄弟・親子の世帯分離、家庭内DVなどもある。

避難者に必要なのは、心身の健康、生活の安定、孤立防止、相談窓口、声を届けることだと考えて、ほっと岡山の事業を展開。

当事者が対応する相談支援を開き、窓口内

で臨床心理士や司法書士、精神保健福祉士もワンストップで対応する。交流会開催や情報提供、啓発活動、避難者アンケートにもとづく政策提言、当事者グループのサポートも行う。多様なネットワーク構築のために、居住支援協議会や生活困窮者支援の団体等にも顔を出す。

ニーズに応えた結果、取り組んでいたのが災害ケースマネジメントだ。その制度導入や現場での裁量の取り決めも併せて必要だろう。

南三陸町社会福祉協議会

東日本大震災を経験して、平時のゆるやかなつながりが大事だと強く感じた。

132人の住民を緊急雇用し、当事者性を持った被災者支援を大切にしてきた。訪問をしてあがった悩みを皆で共有・課題分析して専門職につなぐ個人支援、地域のコミュニティづくりを行ってきた。訪問は100万回を重ね、現在の生活援助員には、住民と話す中で生活環境や家族背景まで見えるような関係性、アンテナの鋭さがある。

「被災者」ではなく、「誰かに寄り添う自分」でありたい。住民自ら企画した「織姫訪問」では、災害公営住宅の高齢女性が独居世帯を訪問する中で、互いに笑顔が生まれている。ここに、社協の目指す姿がある。住民主体を推進したい。

社協にしかできないことをして、住民みんなここに暮らしてよかったと思えるものをつくりたいと、住民の実行委員会を立ち上げ、話し合いを経て、みんなの居場所・ささえあいの拠点「結の里」を2018(平成30)年に建設。建物内で社協が運営する「えんがわカフェ」は、利用客から相談を受けられる効果も期待できる。みんな食堂や走らない運動会等のイベントも開催。社協の理事会や評議員会以外に、住民10人の結の里運営協議会が、イベントや実行委員を支える。

職員は一線に出ずに、住民目線で関わる。住

民から掛けられた、「あなたたちの言葉は魔法の言葉だ。『頑張って』『大丈夫だよ』と言ってくれれば、本当に大丈夫な気がする」という言葉を励みに伴走を続けたい。

一般社団法人 パーソナルサポートセンター

生活困窮者の自立支援を目的に設立。直後の東日本大震災を受け、仮設住宅の見守りを行う。生きがい就労の場やオーダーメイドの就労支援相談センター、被災者・生活困窮者のワンストップの総合相談センター等をつくり、仮設住宅からの転居支援や住宅確保要配慮者の居住支援も続ける。

2015(平成27)年に多賀城市役所内に設置した自立相談支援窓口は、全体相談件数275件中、市役所内のリファーマが119件[2018(平成30)年度]。内容は、「生活費と収入」、「求職や就職」、「家族関係」+「ひきこもり」の順に多い。主訴は生活費や住まい、仕事だが、「家族・家庭の問題」、「メンタルヘルスの課題」を含む場合が多い。

同年、多賀城市に多世代多機能型の住民交流を主とする「トゥインクルたがじょう」を開所。利用登録者の年齢は10歳代以下~90歳代。「ごちゃまぜ」感を活かし、自分の好き・強みに気付いて元気になれる場にしたい。受け手と支え手のない関係も生まれつつある。

同市の公的機関が制度や分野を超えて集まる「我が事・まるっと会議」がある。互いの機関を知る勉強会から始め、困難ケースや各機関の情報を共有し、包括支援体制構築を目指す。

相馬市社会福祉協議会

福島第一原発事故の影響で、福島県は「人と金と物」の物流が止まった。社協の総合福祉センターは避難所として、最大1,200人を受け入れ、99日間、社協職員が3交代、泊りがけで支

援した。センター内をパーティションで区切らず、コミュニティを持ち続けられるよう配慮した。

災害時要援護者の安否確認、ボランティアの調整、高齢者・障害者宅の訪問等を行ってきた。避難所と災害ボランティアセンターから見えてきた課題は、核家族化の進行と地域コミュニティの減少だ。自死・孤独死防止に細やかな支援を行い、災害VCの復興支援中期計画では被災者・被災地の自立支援を理念に置いた。

復興過程で、救援やインフラ復旧、仮設住宅建設など変化が目に見える時期の住民は元気だが、住宅の入居後など進捗が見えにくい時期は寂しさやストレスがあり、心のケアが必要だ。

震災で入職した相談員13人中2人は現在住民主体のサロン活動に携わり、11人は生活困窮者自立支援事業や障害者の総合支援事業の相談員として活動してワンストップの相談体制ができている。震災時の訪問で顔を覚えられた相談員は、別事業でも次々住民とつながっている。

相馬市社協の今野大さんは、「東日本大震災でも、台風19号でも制度が後付けだった」とし、必要な制度や準備について、「まずは、制度が後付けされるであろうことを住民と相談する。社協で、ボランティアの弁護士が被災者の相談業務を行い、制度理解を助けることを始めた。今後、支援したお宅にもう一度ローリングを掛けて相談事をキャッチすることも考えている」と話した。

パネルディスカッションでは、平時の地域づくり、つながりが災害時に有効に機能すること、災害支援と困窮者支援は究極的には同じであることを共有した。「困窮者の窓口で、被災者の存在も念頭に置いてほしい」という声もあった。菅野さんが、「これだけ災害が多発する時代。ぜひ備えて、被災者、困窮者をよりよく支えられる状況にしていきたい」と結んだ。

現地企画②「宮城の子ども・若者支援の今」 ～支援に繋がらない声なき声につながるための 宮城県内の多様な取り組み～

【パネラー】

せんだいこども食堂(宮城県) ……………	共同代表	門 間 尚 子
認定NPO法人Switch(宮城県) ……………	石巻統括コーディネーター	田 口 雄 太
NPO法人POSSE仙台支部(宮城県) ……………	代 表	森 進 生
文部科学省初等中等教育局児童生徒課 ……………	課長補佐	廣 石 孝

【コーディネーター】

NPO法人アスイク(宮城県) ……………	代表理事	大 橋 雄 介
NPO法人チャイルドラインみやぎ(宮城県) ……………	代表理事	小 林 純 子

分科会6では、ひきこもり、いじめ、不登校など、声を上げにくい悩みを抱えた子どもや若者の声を拾うためにどんなことができるか、相談につながるツールは何かということも含めて、いろいろなアプローチを考えた。

SNS等を活用した相談体制の 構築事業の実施状況について

文部科学省初等中等教育局の廣石孝さんが、2019(令和元)年10月に文部科学省から発表された「問題行動・不登校調査」の結果を報告した。不登校(心理的な負担等で年間30日以上欠席した者)は6年連続で増加し、長期化、低年齢化が進んでいる。児童虐待も増加傾向で、警察以外には近隣、知人、家族、学校からの通告が多い。いじめも増加しているが、これまで認知されていなかったものが認知されて増加している場合が多い。高校中退は減少しているが、学業不振等のほか、進路変更での就職や転校、編入の割合も3割程度ある。

そうした中で、文部科学省は相談事業にも力を入れ、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置しているほか、「24時間子供SOSダイヤル」という電話相談

事業も実施している。

さらに、2018(平成30)年度からSNS等を活用した相談事業を30の自治体で開始した。顔の見える大人には相談しにくいという子どももいるため、匿名の電話相談やSNS相談も効果的だと考えている。SNSは、電話の数倍のアクセスがあり、1回当たりの相談時間は電話に比べて長い傾向がある。会話が可視化されるためチームとして相談対応がしやすい反面、表情や声のトーン、しぐさといった非言語情報が少ないのが課題だ。

いろいろな相談のチャンネルをつくっていくことが重要で、相談の場の周知、SOSの出し方教育にも尽力をしていきたい。

東日本大震災後の子ども・若者の現状報告 NPO法人チャイルドラインみやぎ

チャイルドラインみやぎは、2002(平成14)年から、子ども電話相談を行ってきた。

震災後、被災地支援を行ってきた経験から、宮城県の子ども・若者の現状を報告する。

震災当時の高校生は、子育てをする世代となっているが、その一部は、心の傷が癒えないままで、親として子育てをすることに悩んでいる。また、震災後生まれの子どもたちが「落ち着きがない、攻撃性がある、発達障害が増えているのか」と言われている。被虐待児の愛着障害が問題視されているが、混乱した被災地の子どもたちも同様に、乳幼児期の愛着障害の結果ではないかと考えられ、今後も注視していく必要がある。また、宮城県は小中学生の不登校発生率全国1位が続いており、いじめ、暴力行為の発生も多い。すべてが震災の影響とは言えないが、学校現場などからは、家庭の問題が増加しているという声があがっている。

子どもの貧困は、親の障害やDV、虐待などが原因で、適切な支援を受けられず、学歴もなく、就職もままならない中で、同じような境遇の子同士が出会い、妊娠・出産・虐待・貧困というサイクルで発生している。様々な相談窓口はあるが、この子たちからSOSを発することは少ない。本分科会では、これらの声なき声につながるための多様な取り組みを聞き、子ども・若者支援のあり方を探っていききたい。

せんだいこども食堂

2016(平成28)年2月に発足し、0～18歳の子どもとその親が参加している。ヤングケアラーや障がい、不登校、外国籍、様々な背景や家庭状況の子どもたちが集まっている。東日本大震災を経験して、日頃から顔の見える関係性をたくさんつくるのが重要だと考え、地域や家庭状況等の条件を設けてはいない。

子ども食堂には、様々な相談が寄せられる。



一緒に食事をしながら話を聞かせてもらい、必要であれば専門の窓口につないでいる。

子ども食堂は、学校や家庭では出会えない大人たちと出会うことができ、また、様々な経験を通して自分が大切にされていると感じられる場所。せんだいこども食堂では、子どもたち一人ひとりに寄り添いながら、食事が終わるとその子の様子に合わせ、遊んだり、おしゃべりをしたりしながら過ごす。その間、親にもスタッフがつき、一緒にゆっくり食事をし、話をする。その中で、子どもの本音や親の子どもに対する心配事、親自身の悩みも見えてきている。

NPO法人POSSE仙台支部

労働相談や生活相談を若者たち自らが行おうと始めたPOSSEでは、年間1,000件以上の相談を受け、そこから見える実態を社会に発信し、現場での支援を通して労働問題や貧困問題の解決を目指して活動している。

宮城県内の反貧困団体と一緒に、労働者に無料で食事を提供する大人食堂を実施している。食事に困った人だけでなく、労働や貧困の課題を抱えた人の相談の場にもなっている。来場者は30～50歳代の稼働年齢層で、非正規雇用やブラック企業の労働者が多い。

ボランティアの募集の際には、必ず貧困の話をする。子どもの支援にのみフォーカスをしている人には、その背景にある親の貧困や社会構造に視点が広がらない。子どもの貧困だけを見ていては問題意識を閉ざしてしまう。

孤立していた人たちがご飯を食べに来るという軽い形から、労働問題や貧困問題の話が

「孤立大国ニッポン」における 子ども・若者支援の行方

【パネラー】

NPO法人TEDIC(宮城県)……………代表理事	門 馬 優
NPO法人Learning for All(東京都)……………代表理事	李 炯 植
東北福祉大学せんだんホスピタル(宮城県) 包括型地域生活支援室(S-ACT)……………室 長	梁 田 英 磨
認定NPO法人3keys(東京都)……………代表理事	森 山 誉 恵
公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン……………代表理事	今 井 悠 介

【コーディネーター】

認定NPO法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス(佐賀県)……………代表理事	谷 口 仁 史
---	---------

分科会7では、子ども・若者支援に携わる各団体の実践事例を共有し、それを踏まえた意見交換を行った。

認定NPO法人3keys

虐待の通報を受けて児童養護施設等に入れる割合は約4%で、深刻な状況の子どもが集まる。「1+1」が分からないなど極端な学力の遅れがあり、一時保護等の過程で公的支援に不信感がある場合も多い。

児童養護施設内の学習環境の不十分さ、学業不振で不登校・中退に陥る子どもの実情を受け、2009(平成21)年に3keysを設立。最初に訪問型学習支援に取り組み、ボランティアが完全担当制で年間約100~150人を支援してきた。

施設から出た後孤立し、不安定になる子どもがいることから、メールで直接相談を受けたり、専門機関の紹介や同行支援を2014(平成26)年に開始。多数のメール相談があったが、専門機関への紹介段階で拒絶される場

合も多かった。

そこで、子ども向けの支援がある官民の相談窓口や支援機関を検索・相談できるサイト「Mex」を2016(平成28)年に開設する。コンセプトは、子ども一人で利用でき、電話やメールまでワンストップで、たらいまわしにされずに支援機関につながれること。オンライン広報に注力し、昨年度は29万人の利用があった。一方で、中高生の相談が多い午後9時以降に対応しきれない、メールやLINE相談の実装数が足りないなど、子どものニーズと支援機関の体制は必ずしも一致しなかった。今後は、累計利用者1,000万人を目指し、子どもの悩みや相談のニーズをデータとして提示したい。

NPO法人Learning for All

学習支援から居場所支援や学童保育、ソーシャルワーク、個別の相談支援まで、包括的

できる場をつくれたことは大きい。大人の貧困問題の解決には、専門家だけではなく現場が声を上げ、自分の労働環境や貧困環境から一歩踏み出す経験をする。そうした経験を積むことが、社会の声とつながり、社会運動になっていくのだと思う。

認定NPO法人Switch

心に不調を抱えた若年者を中心に、「働く」「学ぶ」「共生する」をテーマに活動している。東日本大震災後に法人を設立し、非福祉サービスの自主事業組織NOTEをつくり、2016(平成28)年から高校内で就職サポートや居場所づくりに取り組むNOTECaféを始めた。

NOTECaféでは、就職のサポートを中心に、コミュニケーションや家庭内の相談、メンタルサポートを通じた中退予防を展開する。スタッフは、精神保健福祉士、社会福祉士、ジョブコーチ、保育士、幼稚園教諭、一般職の経験者、大学生のボランティアだ。生徒とおしゃべりをしながらゆっくり関係をつくり、「分かってもらえない」「お金がない」などの話が語られるのを待つ。利用者は卒業年次の学生が多く、ほとんどがコミュニケーション課題を持っている。つながった人の3分の2以上は経済的困窮状態にあり、社会とのつながりも含めると、より多くの人の背景に生活の困窮状態がある。

彼らには、専門的な話よりも、人生経験の話が響くことがある。社会と今の状況をつなぎ直す役割として、専門職が専門性を振りかざすのではなく、地域に当たり前にいる人たちとのマッチングを考えていきたい。

NPO法人アスイク

東日本大震災後に避難所や仮設住宅で子どもの学習支援を始め、現在は、困難を抱える

子どもたちを支える活動をしている。

生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習支援事業「まなびサポート」のほか、子ども食堂やフリースクールを運営する。2019(平成31)年4月には保育園を立ち上げ、幼少期から切れ目なく関わる体制をつくっている。

「まなびサポート」は、勉強はしたくないけれど家から出て誰かと話をしたい子も歓迎している。登録家庭の90%以上が母子家庭で、利用者の10%以上は不登校、10%が発達障害などの診断または疑いなど、個別事情を抱えている子どもが多い。そのため、保護者の相談支援にも力を入れている。

2015(平成27)年からフリースクールを自主事業で運営し、ゲームや季節のイベントを通して人と関わる自信を少しずつ身に付けていく取り組みをしている。

行政から委託を受けた生活困窮の学習支援事業は、かつて避難所や仮設住宅での学習支援ではできなかったことをブラッシュアップして、活動で広がったネットワークをもとに、制度に乗せた形だ。まだ完成形ではないため、行政や現場と刷り合わせながらよりよい形をつくっていきたいと考えている。

ま と め

実践報告や討議を経て、チャイルドラインみやぎの小林純子さんは、「チャイルドラインに相談電話をかけてくる子どもの70%は、話を聞いてほしい、と願っている。解決できなくても分かち合う相手がほしいと思っている」と発言。アスイクの大橋雄介さんは、「子どもに寄り添おうという意識とともに、学校や公的な機関だけに任せず、一人ひとりが何かを拾い上げようという意識を持ち続けることが大事」と締めくくった。

な支援のために事業を進めてきた。

学習支援では、小中学校や公民館の拠点や近隣のフリースペースなど、地域内に社会資源を複数つくる。地域担当のワーカーを付け、学校や地域、行政と連携して、子どもを支えるネットワークをつくり、支援モデルにする。先生が学習支援に連れてきた気になる子どもを、学童保育や公民館など学外支援に地続きにつなぐ機会も増えた。ボランティア、スタッフの育成にも注力し、eラーニングや現場に合わせた事前研修を計50時間実施する。

居場所支援では、保育園や幼稚園、小学校のほか、学童保育や病院、児童相談所など地域の子どもの支援機関とも連携。包括的な支援を目指し、中高生まで対象を広げたフリースペース、地域の誰もが来られる食堂も開催する。

蓄積したノウハウもウェブなどで公開し、eラーニングや学力診断テスト、学習意欲などを測るアンケート、教材を他団体に提供する。全国の団体とつながり、共通の成果指標や課題感を政策提言することが、今後の業界にとっても大切なことだと考える。

NPO法人TEDIC

課題解決型のワーカーのほかに、一緒に食事をしたり、遊んだりするなど子どもとつながること自体を目的にしたワーカーを配置するのが特徴。後者のワーカーは、課題にフォーカスしないからこそ様々な声を拾うことができ、前者のワーカーと連携して支援にあたる。

受託運営する2市1町の総合相談窓口「石巻圏域子ども・若者総合相談センター」を入り口に、2018（平成30）年度は1,391件の相談・個別伴走支援を行った。学校を含む関係機関からの相談が多くを占め、つなぎづらいとされる学校からの生活困窮世帯の子どもの紹介も、センターが子ども・若者の困りご

とベースの一括的な受け皿になったことで、受けやすくなっている。子ども・若者育成支援推進法により秘密保持義務を相互に課せられた法定地域協議会のほか、スクールソーシャルワーカー連絡会議など行政連携会議にも入り、教育と福祉が密に連携できている。子どもの学習・生活支援事業においては、市内5か所での拠点型の実施のほか、訪問型も含めて支援をコーディネートしており、不登校児童・生徒へのアウトリーチや、同行支援等も含む個別伴走支援も同事業で行っている。

公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン

現金給付の支援は用途の限定が困難で、団体に委託した無料の支援サービスづくりは選択肢が限定される。チャンス・フォー・チルドレンは、用途目的を教育プログラムに限定して、選択肢を多様化できる方法として、「スタディクーポン提供事業」を行う。困窮世帯の子どもにクーポンを配布。それを使い、子どもは地域の民間事業者の活動に参加できる。サービスの提供事業者にはクーポンが換金される。

利用先として、約1,000教室の地域支援の事業者と提携。既存の塾やスポーツ教室が支援拠点になることで、スティグマも軽減できる。利用者とは、学校やケースワーカー、石巻圏域子ども・若者総合相談センターなどの案内・推薦を受けて、つながっている。

あわせて、学生がクーポンの利用者へ電話がけや訪問をして課題をキャッチする「ブラザー・シスター事業」を行う。スタッフや外部の専門機関が対応したほうが良い事例は、ユニットを組んでケースを洗い出して、個別ケースの対応を検討する形で支援体制を組んでいる。

クーポンの仕組みに、アウトリーチや面談の活動などを組み合わせることで、よりうまく機能している。

東北福祉大学せんだんホスピタル

ACT (Assertive Community Treatment) とは、重い精神障害のある人をできるだけ入院に頼らずに積極的に地域で支援するプログラムのことで、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、医師などによる24時間365日体制の超職種チームが、その人の住まう場へ訪問する形（アウトリーチ）でサービスを提供する。東北福祉大学せんだんホスピタルは東北で唯一のACTチームを設置している。

心の病は、客観視ないし対象化できる身体の病に比べて、自分の存在と切り離して考えることがなかなか難しいと言われている。幻聴や妄想などは客観的に「おかしいこと」と思われがちだが、そうした体験の渦中にある人にしてみれば「正しいこと」になる。ひきこもりやホームレスも同様で、当事者の主観にとって「正しいこと」を、世の中の客観的な価値観だけで「おかしいこと」と決めつけてしまうと対立や排除という結果に陥りやすくなるが、目の前の人の小さな声を大切にし、その人の文脈に寄り添ってみると、当事者の主観が必ずしも「おかしいこと」ではないことが理解できてくる。

了解とは「一緒に体験すること」であり、生活の場に訪問をして当事者と一緒に体験を重ねられるアウトリーチは、孤立を解消したり予防したりする上でも有効な活動として、客観的な世の中の正しさと本人の主観とを統合的に発展させていく可能性もある。

意見交換

実践事例を踏まえ、意見交換が行われた。声なきSOSとのつながり方について、Learning for Allの李炯植さんは、「みんな食堂などを通じ、子どもが普段の生活で自然に僕



らの中に入りしてもらおうことを考えている」という。チャンス・フォー・チルドレンの今井悠介さんは、「非専門家が支援臭なく入ってSOSが出る前段階から話せる関係ができていくことが大事。それが、学生ボランティアがメンターとして関わり続ける意味」とした。東北福祉大学せんだんホスピタルの梁田英磨さんは、たとえば「心理教育」という上から目線の言葉を遣わないなど、当事者視点の「横の系譜」の言葉遣いが大切、と説いた。

人とつながることが難しい当事者に伴走する留意点として、TEDICの門馬優さんは、「下宿やコンビニ、神社など、地域の人とも手を取り合う大切さ」に言及し、3keysの森山誉恵さんは、「自立にはえこひいきしてくれる一人の存在が大事だが、組織の役割は一個人につなぐまでではないか」と投げ掛けた。

支援者の質の担保と待遇面の改善に関しては、「ボランティアに入り口段階で、参加理由や目的を言語化してもらおう。任期中メンターのスタッフが一对一でサポートする」(李さん)、「元ボランティアで活躍するスタッフなどのロールモデルをつくり、学び合える文化をつくる。多様な働き方を導入するなど、制度面からも動く」(今井さん)、「ACTではフィデリティ尺度を使ってサービスの質を高めている」(梁田さん)などの声があった。

最後に、コーディネーターの谷口仁史さんが、「現場や研修会であがった課題から、皆さんを応援する施策が次々つくられている。今ほどボトムアップが大事な時代はない。現場から具体的な提案をあげてほしい。皆で意識し、高め合うために、つながりが重要」と総括した。

住まいがなくては始まらない—総合力としての居住支援

【パネラー】

長野県社会福祉協議会相談事業部あんしん創造グループ … 企画員 中 島 将
 NPO法人あまやどり高知 …………… 理 事 岡 村 啓 佐
 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
 地域共生社会推進室 …………… 室 長 吉 田 昌 司
 国土交通省住宅局安心居住推進課 …………… 企画専門官 坂 田 昌 平
 法務省保護局更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室 …… 室 長 田 中 大 輔

【コーディネーター兼パネラー】

NPO法人やどかりサポート鹿児島 …………… 理事長 芝 田 淳
 株式会社あんど(千葉県) …………… 代表取締役 西 澤 希和子
 NPO法人抱樸(福岡県) …………… 理事長 奥 田 知 志

全国に約800万戸の空き家がある一方で、高齢者や障害のある人、生活困窮者などいろいろな人が住宅に入れない課題を抱えている。その悩みをどう解決していくかが、分科会8のテーマだ。

国土交通省

大家は家賃支払いやトラブルの不安から、低所得者や高齢者、障害者などの「住宅確保要配慮者」に家を貸したがる。住宅のセーフティネットでもっとも重要な公営住宅は、人口減少の中で増加が見込みにくい。

そうした状況を受け、2017(平成29)年に、住宅セーフティネット法を改正し、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③居住支援協議会・居住支援法人による住宅確保要配慮者のマッチングや入居支援の制度をつかった。居住支援協議会は、都道府県または市区町村単位で設立し、現在90協議会。地方公共団体の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体、居住支援団体が会議を開き、連携し、ネットワークを組む。ケースワークに対応するところもある。居住支援法人は、民間企業や団体

等を都道府県が指定し、40都道府県260法人。国交省は、補助制度を設けて、法人と協議会の居住支援活動を支援しており、数の増加と活動の活発化を促進したい。

2019(令和元)年6月には、全国の居住支援法人が連携する全国居住支援法人協議会が設立された。研修会、法人の設立支援などを行うとしており、国は活動を支援する予定。

現在、セーフティネット住宅の登録手続きの簡素化や事務処理の円滑化、手数料の低減によって、住宅の登録数の増加に注力している。これらに加えて、適正な家賃債務保証業者を国に登録して情報公開する制度、生活保護受給者などに対する住宅扶助の代理納付の推進、終身建物賃貸借事業の活用促進などにも取り組み、様々に居住を支援する。

厚生労働省

生活困窮の新規相談者は、経済的困窮が入

り口でも、住まいの問題を抱えた場合も多い。一時生活支援事業は、277の自治体で実施され、着実に増加している。ホームレスが確認された自治体は減少し、されなかった・10人未満の自治体でも取り組みは進む。実施形態は、シェルター(借り上げ方式)が伸びている。

制度の見直しで包括的な支援体制を強化した。事業の利用勧奨を努力義務化して自治体間の連携を強め、本人の同意が取れなくても関係機関等の会議体で守秘義務のもと情報共有・適切な支援を行えるようにした。また、一時生活支援事業を拡充し、入居に当たっての支援や居住を安定して継続する支援(見守りや地域でつながりをつくる取り組みなど)も進めてもらえるよう、法定化している。

居住支援法人との連携強化のために、法人が地域居住支援事業に取り組む際に事項要求で優先的に採択する仕組みを埋め込んでいく。法人と自治体が得意分野を補完して切れ目のない支援を行い、事業を充実させたい。

地域共生社会に向けた検討会で、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」が一体的に機能する事業をつくらうとしている。

複合的な課題を抱える人が増える中、断らない相談支援がより生きるつなぎ先をつくりたい。緊急的な住まいの確保で、障害者の施設など地域資源とマッチングをして、団体にお金を出せる仕組みを考えている。

法 務 省

保護観察は主な支援として、就労支援や福祉支援、居住支援を行う。

居住支援には、行き場のない刑務所出所者を収容する全国103か所の「更生保護施設」(法務省が認可し、更生保護法人等が運営)、施設の空きベッド等を活用して出所者の生活

指導や巡回支援などを行う全国655か所の「自立準備ホーム」がある。いずれも一時的支援であり、通常は最大6か月の期間だ。そのほか、受刑者が指定した居住予定地を保護観察官と保護司が調査し、出所後に再犯しないように環境調整を行っている。

居所がないと仮釈放や保護観察に至らず、指導もできない。居所を見つけるのは、再犯防止対策の基本だ。

出所者の特徴として、社会からの孤立、諦めやすさがある。就労や社会参加ができたり、保護観察の見守りがあつたりすると、再犯率が低い。継続的な見守りが必要だが、法務省はアウトリーチがしにくいいため、息の長い支援ができる居住支援法人との連携を考えたい。

NPO法人あまやどり高知

法テラス高知の弁護士や司法書士などと協力して法人を設立し、連帯保証事業・連帯保証人提供事業などを行う。保証事故を未然に防ぐ支援者が保証人に付くことを、必須条件とする。登録支援者は、24団体・6個人。

利用者と申請者共同の利用申請を受け、専門相談員(社会福祉士等専門職)2人による週一回の専門相談を経て、審査員3人が利用審査する。専門相談で安心して保証できる状態か確認し、情報量が十分でなければ判断保留で、さらに一週かける。相談者にはDVや精神疾患など多様な問題があり、専門相談の中で支援計画の助言・相談を行う。

不動産事業者の登録には、保証範囲は原状回復費用も含む賃料の6か月分までという条件を付けている。登録業者は、高知市内を中心に49ある。

6年間の平均保証件数は34件で、保証継続中の総件数は154件。事故は21件、189万円が入居後2か月～半年間の発生率が高い。入居

後半年間の支援者の見守りが大事だ。

現在、居住支援ネットワークの構築支援事業での事業の拡大や外国人の入居阻害要因の調査について、準備を進める。また、県営住宅の保証人不要、入居者が困難を抱えた時に福祉を絡めて支援できる条例改正を求めて、陳情している。

長野県社会福祉協議会

県社協と県内77の市町村社協が協働して入居保証事業を進める「長野県あんしん創造ねっ」と事業を2年前から行う。保証人が確保できない人に県社協が債務保証を担い、地元社協がこれまでの活動を踏まえた包括的な生活支援をする。加入社協の負担金を財源に、保証事故を負担する。特徴は、①利用者が地域で暮らし続けられる入居生活支援を行う、②利用者と県社協で贈与契約を結ぶ、③県社協が県内唯一の居住支援法人であることだ。

事業は生活困窮者支援を軸に、「まいさぼ」(県の自立相談支援機関)の相談者に、他事業と併せて入居保証事業を使う支援計画を立てる。債務保証契約は家主と県社協、入居利用の契約は本人と県社協、実際の賃貸者契約は家主と本人という三角関係で進める。県社協、市町村社協、家主、利用者、まいさぼの5者が集まり各々の契約を交わして、顔が見える関係をつくる。2年間で契約は約40件。

月1回の見守り訪問を契約の条文で交わし、地域住民と関わりをつくるために地域行事の参加も呼び掛ける。入居保証をした人がボランティア活動に励み、支える側に回った事例もある。

今後は、包括的な支援として、成年後見の利



用や死後事務の委任、エンディングに向けた支援を住民や専門職と一緒に考えていく。

意見交換

コーディネーターのあんどの西澤希和子さんは、「連帯保証と支援を一体的に実施しており、社員のほかに近所の不動産会社や新聞販売店、スーパーなど街にいらっしゃる様々な方々にサポーターになっていただき、利用者との相性によって支援を変えている」と紹介。あまやどり高知の岡村啓佐さんは、「両方を一体的に行うには、人的資源が必要。今の助成、支援の枠組みでは人を雇える仕組みがないので、検討いただきたい」と提言した。

民法改正で個人保証人の極度額の設定が義務化され、公営住宅の連帯保証を廃止する自治体や法人機関保証を認める自治体もある。コーディネーターのやどかりサポート鹿児島島の芝田淳さんは、居住支援法人と町、町社協で3者協定を結び、円滑に連帯保証を提供する体制をつくった、と説明した。

死後事務委任や残置物処理等について、あんどでは、最初に家賃債務保証を契約する際に傷害保険と併せた少額短期保険のパッケージ化を検討している。コーディネーターの抱樸の奥田知志さんは、法人として死後事務委任や残置物処理を生活のサポートの契約に入れ、地域で互助会をつくって他人葬を行っていると説明し、「贈与契約を結んでも、相続人や差し引きして残ったお金の問題がある。故人の思い出の品から訴訟も起きている。法改正まで含めて考えるべきで、来年の本大会でも議論したい」と投げ掛けた。

全体を踏まえ、厚労省の吉田昌司さんは、「本日の取り組みを参考に、国交省、法務省とも連携しながら、居住支援を全国に広げるためにどうすればいいか考えていきたい」と話した。

「家計改善支援の力で100人に100通りの生活再生を!!」

【パネラー】

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部 生活保護・自立支援課(岡山県) ……	自立支援係主任	藤 元 静
社会福祉法人グリーンコープ ……	家計改善支援員	宮 崎 啓 輔
坂井市市民福祉部福祉総合相談室(福井県) ……	主 任	間 海 洋一郎
坂井市社会福祉協議会(坂井市福祉総合相談室) ……	家計改善支援員	藤 野 恵美子
牛久市保健福祉部社会福祉課(茨城県) ……	課長補佐	柳 橋 克 栄
牛久市社会福祉協議会 ……	家計改善支援員	星 加 敦 子

【コメンテーター】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 ……	包括的支援体制整備推進官	鏑 木 奈津子
---------------------	--------------	---------

【コーディネーター】

明治学院大学社会学部 ……	教 授	新 保 美 香
野洲市市民部市民生活相談課(滋賀県) ……	課 長	生 水 裕 美
グリーンコープ生活協同組合連合会 ……	常務理事	行 岡 みち子

分科会9は、午前到家計改善支援の基本姿勢を再確認したうえで、3組の自治体による実践発表を行った。午後は参加者と活発な意見交換を行うとともに、参加者同士のネットワークを広げる機会にもなった。

家計改善支援の意義

明治学院大学の新保美香さんの進行のもと、家計改善支援の実施率がいまだに全国で過半数を超えておらず、重要性が周知されていない状況にあることを確認。グリーンコープ生活協同組合連合会の行岡みち子さんから、管理でも指導でもない家計改善支援の意義について話があり、家計改善支援事業を推進するための映像教材などのツール開発が紹介された(<https://minna-tunagaru.jp/manabi/>で公開)。ツールは、相談者と家計改善支援員が話し合いながら困窮した背景や原因を一緒に

考えるためのもので、相談者とこれからの夢を語り合うことの大切さを説いた。

続く3組の実践発表は、参加者がグループ内で感想を言い合うバズセッションを挟みながら進化した。

岡山市の場合

人口約71万人の岡山市は、2014(平成26)年度から家計改善支援に取り組む。2016(平成28)年度までは自立相談支援事業と一体的に委託に出し、自立相談支援員と家計相談員の専門性の違いを打ち出せなかったが、2018(平成30)年度から家計相談を単独でグリー

ンコープに委託。家計相談員と一緒に庁内の関係部署をあいさつに回った際、「家計改善支援の協力は必要ない」と言っていた収納課や料金課などからの依頼が、1年半経って殺到している。庁内に自立相談支援事業所があり、その中に家計改善支援員の席があるのがポイント。2018（平成30）年度のプラン作成件数は163件である。

家計相談支援に取り組んでよかったことの一つ目は、ケアマネジャーや病院のMSWが聞きにくかったお金のことを家計相談員が専門に担うことで、アセスメントの質が高まったこと。二つ目に、同じ収入でも相談者の生活の質が上がったこと。三つ目に、世帯の判断に任せられ、見過ごされがちな子どもの進学などの未来を応援できるようになったこと。相談者の意欲ややる気が継続できたと相互で実感できた時や、生活に喜びを感じて明るい家庭に変わっていく様子を感じた時に、関わられてよかったと実感する、という話があった。

坂井市の場合

東尋坊で有名な坂井市は、人口約9万人で、市の福祉総合相談室が生活困窮者支援と生活保護の事業を担当。自立相談支援事業は2017（平成29）年度から市社会福祉協議会に委託して開始。家計改善支援員は、旧4町ごとにいた日常生活自立支援事業の専門員が兼務していたが、グリーンコープ生活協同組合連合会の行岡さんから助言を受け、今年度より専従の家計改善支援員を市役所に常駐にしたところ、相談者が急増している。

取り組みの中で、納税課・税外債権管理室と協働し、定期的に支援対象者に関する情報交換を実施。一体的な支援を行い、滞納の解消などの成果が出ている。生活再建に実績のあるファイナンシャルプランニング技能士によ

る家計相談会も開催。また、福祉総合相談室、納税課、税外債権管理室、市社会福祉協議会からの職員と勉強会を開き、知識だけでなく、市全体の支援体制のレベルアップにつなげている。今年4月から、生活困窮から生活保護受給に至った場合にも支援員が債務整理や家計への助言ができるようになった。

相談者の多くは、家族がいる人であっても、身近に相談できる人がいないことが多い。お金の問題は切り離して話を聞いたほうが答えやすいようで、「一緒に考えてくれて心強い」との声が寄せられたことが励みと話す。

牛久市の場合

人口約84,000人の牛久市は、今年度から家計改善支援を始めた。市社協に委託し、自立相談支援・就労準備支援業務との兼務で、8月末時点での相談件数は56件、プラン作成は5件。どのように取り組めばわからない中、行岡さんから紹介のあった教材ビデオを指針としている。実際は、家計計画表どおりに進まないし、相談者の自己申告の情報が正確でないことの繰り返しだが、相談者の気持ちを大切に、相談者主体で一緒に考えていくことを肝に銘じている。また、関係機関とのネットワークづくりの前に、まずは庁内で知ってもらうことを意識し、家計相談のチラシを作成して配布している。取り組んでみて、家計相談は一人ひとりの対応に時間と労力がかかるため、兼務ではなく専従の必要性を実感し、来年度は1人増員の予定である。

家賃の更新料が払えなかった76歳の男性は、「人の財布を心配するな」と最初は支援を拒否したが、話すうちに「本当はスーパーしか楽しみがなくて、つい買いすぎてしまう」「同居する61歳の元生活保護受給者の女性の面倒をみている」ことがわかり、同居者の就労支援を行

うことになった。このようなケースから家計改善支援のやりがいを感じている、と話があった。

現場へのエール

午前中のまとめとして、厚生労働省の楠木奈津子さんが、「家計支援は、これまで福祉分野になかった『お金を切り口』とした新しい支援の形であり、新しいソーシャルワーク実践の誕生だと考えている。他方、これまでになかった支援の形であるがゆえに、相談者の家計を管理する支援とか家計簿をつくる支援であるといった、いくつかの誤解もある。本日の3自治体の事例報告を聞かせていただき、家計改善支援事業の専門性を言語化していくこと、そしてそのポキャブラリーを増やしていくことが大切だと思った」と語った。また、「家計改善支援事業の魅力は、未来志向型であることだと感じた。相談者の夢や将来を描きながら支援できるからこそ、現在の課題を洗い出したり、具体的な対応策を考えるとといったあらゆる家計改善にかかる支援プロセスが、本人へのエンパワメントにつながると感じた」とエールを送った。

活発な意見交換

午後は、野洲市の生水裕美さんの進行のもと、参加者からの質問に答える形で意見交換を行った。

質問で一番多かった庁内連携の秘訣について、「ポイントは、家計改善支援員・市職員セットでのあいさつ回りと、生活保護自立支援課と同じ建物に窓口があること。また、相談のあった全件のアセスメント会議、プランづくりの会議、困難ケース・他機関と共有するケースを話し合う支援進行確認会議に、家計改善支援員が出席して共有する」（岡山市・藤元静さん）、「納税課と困窮者支援のチームが税情報を本人同意に基づいて共有し、進捗状況を定期的



にチェックする会議を開催」（坂井市・間海洋一郎さん）と回答。

始まったばかりの被保護世帯への家計改善支援についても質問が多く寄せられた。「被保護世帯でも困窮世帯でも、その人の生活をよりよくするというスタンスは変わらないことを両部署で共有したうえで取り組む必要がある」（明治学院大学・新保美香さん）。

障害や高齢によって数字での理解が難しい人への支援は、「絵の紙芝居や家計表のグラフ化が有効」（グリーンコープ・宮崎啓輔さん）、「住宅があってローンを抱える人の場合は、弁護士の助言を受けて、個人再生や借金返済プランのリスケジュールなども検討する」（坂井市・間海さん）。

家計改善支援と自立相談支援の違いについても話題になった。キャッシュフロー表をつくって長期的に取り組む自立相談事業所は非常に少ない実態を受けて、「自立相談支援の最初の生活収支ヒアリングは瞬間的なもので、それを継続して支援するのが家計改善支援」（牛久市社協・星加敦子さん）、「家計表はどんどん作り直して弁護士や納税などの窓口を持参して相談し、貸し付けや返済計画を含め、相談者本人が自分の現状を把握できるように働き掛ける役割が家計改善支援にはある」（グリーンコープ生活協同組合連合会・行岡さん）などの話があった。

最後に、明治学院大学の新保さんが、「ハート（当事者を大切に思う心）を大切にされた家計改善支援は、本人だけではなく、支援者も地域もみんな幸せにする。また来年さらなる実践を共有しましょう」と締めくくった。

続々・地域力「社会的孤立を生まない、住民の主体的な地域づくり」

【パネラー】

NPO法人きらりよしじまネットワーク(山形県) …… 事務局長 高橋由和
 NPO法人すずの会(神奈川県) …… 理事長 鈴木恵子
 佐川町社会福祉協議会
 あんしん生活支援センター(高知県) …… センター長 田村和裕
 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
 生活困窮者自立支援室 …… 室長補佐 國信綾希

【コメンテーター】

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会(北海道) …… 副代表 櫛部武俊
 NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター …… 理事長 池田昌弘

【コーディネーター】

東北福祉大学総合マネジメント学部 …… 教授 高橋誠一

分科会10では、住民の主体的な取り組みによって社会的孤立を解消・予防する地域づくりに関する実践報告を行い、それをもとにディスカッションが行われた。当初は一般社団法人筆甫地区振興連絡協議会事務局長の吉澤武志さんの登壇が予定されていたが、2019(令和元)年10月の台風19号で被災し、その復旧活動に従事するため、代わってNPO法人きらりよしじまネットワーク事務局長の高橋由和さんが登壇した。

佐川町社会福祉協議会

佐川町は人口1万2,000人ほどの町で、合併前の5つの旧村を単位として2005(平成17)年より地域福祉アクションプランを町民とともに策定している。座談会などを行いながら、2008(平成20)年からの5年間は住民組織づくり、次の5年間は拠点づくり、そして2018(平成30)年からの第3期では仕組みづくりに重点を置いてきた。各地区の計画の中で、自主防災、祭り、観光の活性化などを目的とする組織をつくり、改めて住民同士のつながりを強化することからスタート

した。拠点を使った催しなどを通して、住民の実践力、地域力がますます強くなった。地域内で困っている人のことが一層見えるようになり、現在は助け合いの仕組みづくりにも取り組んでいる。

高知県では各市町村が「あったかふれあいセンター」「集落活動センター」を設置しており、佐川町内は5地区に整備されている。そこを拠点に住民が集い、つながり、ともに楽しみ、助け合うことで、人を排除せず受け入れる包摂の機運が高まってきている。社会的孤立をしている人も、居場所と役割を持ち、他者から必要とされることで元気を得ら

れている。

対症療法的な生活困窮者支援ばかりでは、専門職も対応しきれない。何らかのハンディキャップを持ち、社会から排除され、傷つき、生きる力を失っている生活困窮者が、再び生きる力をつけて帰ることができるような包摂社会をつくらなければならない。住民による地域づくりも個別ケースも、自立する喜びを感じてもらえるような支援の仕方が重要である。

NPO法人すずの会

母親の介護のため30歳代から10年ほど家を離れられない生活が続いた鈴木恵子さんが、PTAの仲間からの手伝いなどに支えられたことをきっかけに、地域住民の困りごとの解消に取り組もうと、1995(平成7)年にボランティアグループとして発足。現在はNPO法人格を取得し、約70人が活動している。

地域の気になる人を中心とした自宅でのお茶飲み会、ミニデイ、一軒家を借りた居場所づくり、情報誌の発行、公園での体操、介護施設内での喫茶店、地域マップづくりなどの活動を行っている。

気になる人の急増と高齢者の経済力の低下などもあり、「今こそ地域の出番」と鈴木さんは考える。プロの力でも足りない部分は住民が目配り、手を差し伸べ、要介護の人にもできることをしてもらうことが重要だ。だからと言って、プロの代替ではない。自分の役割を持つことが元気にもつながるため、集いの場でも誰かが必ず役割を持つことを心掛けている。

2001(平成13)年に支援のための地域のつながりづくりを目的に、地域ネットワーク会議を始めた。地区社会福祉協議会、民生委

員・児童委員、行政、地域包括支援センター、医師など38組と毎月話し合い、いろいろな人の持つ問題に対してチームで取り組んでいる。

介護のために離職した独身男性で、経済的な事情により介護サービスを十分に利用できない人なども増えていて、近隣住民が目配りしなければならない。生活困窮者はお金に困っている人ばかりでなく、様々な悩みを抱えている人だと捉えるようになった。地域からの孤立や孤独を感じ、誰にも相談できず、地域からも声を掛けてあげられないという都市部のつながりの弱さを強く感じるが、気に掛け合うという心持が大切だ。

NPO法人きらりよしじまネットワーク

山形県川西町の合併前の旧村地域である吉島地区は、現在人口2,300人、高齢化率37%。地区の公民館を中心に地域の団体が集まり、協議しながら地域づくりをしてきた。持続可能性を高めるべく、地域の各種団体を1つにまとめたNPOの設立を2004(平成16)年に提案。その後3年間をかけて住民同士のワークショップをするなどして話し合い、自分たちで地域への理解を深め直してから同団体を発足させた。

住民の主体性、多様性、独自性、改革性を柱とした地域づくりを理念とし、住民の持つ力を再び盛り返し、いろいろな分野のつながりを持って多様な課題解決に取り組み、この地域ならではの資源を活用する地域づくりを目標とした。将来への危機感を共有しながら、夢のある事業にしていき、実践を通して課題解決の技術を住民全体で身に付け、成長と変化を繰り返す地域にしたいと考えている。

小学生と地域の高齢者が交流する福祉教育や、地元企業の社会貢献と連携したミニデイサービス、全町対象の買い物支援などを実施。



有償ボランティアによる生活支援は、ハンディキャップのある人も支援者として活動している。一つの困りごとに対してそれぞれの視点で方向性を見出す、事業型の課題解決コミュニティをつくり、その成果を共有することで持続が見えてくる。

生活困窮者の支援の観点でも、いろいろな機能を持つコミュニティによる小規模多機能自治をどのように形づくるかが課題だ。行政も地域も縦割りで動きがちで、その状態を改善するには、かつて地域にあった「結」の関係、ご近所同士の声掛けや支え合いを再構築する必要がある。

**厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室**

生活困窮者自立支援と地域共生の担当補佐として政策立案にあたり、自分たちも実践者だという思いの下に取り組まなければならないと考えている。政策を練るには、現場の人に対する尊敬を第一に置いたうえで自分たちも一緒に汗をかいていく気持ちでないと漠然としたものになってしまうため、多くの事例から学んだことを反映させていく。

経済的な豊かさだけでなく、人や文化・自然などつながりながら生きることの豊かさに多くの人が気づきつつあり、地域共生の政策立案において、そのような生き方を支援できるような施策を目指した。一人ひとりの人生は多様で複雑であるということを前提に、それぞれが生きていく過程を応援する福祉の立て付けにしていきたい。人と人のつながりこそがセーフティネットで、つながりを支えることや、つながりが育まれづらいう実情を受け止めることが包摂につながるのではないかと考えている。

個別支援をきっかけに、個人を地域につなげ、「地域課題の解決を目指し

た地域づくり」へ活動が移行していく福祉サイドの過程と、興味・関心から始まるまちづくりが「人・暮らしを中心に据えたまちづくり」に変化していく、まちづくり・地域創生サイドの過程の中で、活動同士が重なり合う瞬間に化学反応が起こる。地域でいろいろな人がつながるプラットフォームを設け、既に進められている様々な取り組みの中に地域共生的な要素を見い出したり、加えていくことが重要だと考えている。

コメンテーターを務めた釧路社会的企業創造協議会の櫛部武俊さんは、「生活困窮に陥った人に対する川下の支援ばかりでなく、地域における川上の支援の価値を理解したワーカーや、縦割りの地域において分断されている住民同士をつなぐ、ファシリテート機能を持つ存在が重要。中間的就労のネットワークとそれを必要としている人がたくさんいることと、それらをマッチングして視野を広げていくことの必要性が伺えた」と話した。全国コミュニティライフサポートセンターの池田昌弘さんは、「住民が楽しいと感じることから取り組み始め、エンパワメントされながら地域への考えを深めていくことが、福祉的な地域づくりにつながる」とコメントした。コーディネーターの東北福祉大学の高橋誠一さんは、「この研究交流大会が、政策立案者と実践者が平場でお互いに話し合える、素晴らしい機会だということあらためて感じた」と締めくくった。



振り返りと展望

生活困窮者自立支援全国ネットワーク……代表理事 宮本 太郎
生活困窮者自立支援全国ネットワーク……代表理事 奥田 知志
厚生労働省大臣官房総務課広報室……室長 野崎 伸一

宮本太郎(以下宮本) 最終のセッション「振り返りと展望」では、問題提起とシンポジウムに基づき、「生活困窮者自立支援制度から地域共生社会を目指すことで、制度はどうなっていくのか」を論じていきたいと思います。

第1のセーフティネットとしての社会保障、最後のセーフティネットとしての生活保護があり、その間をつなぐ第2のセーフティネットが生活困窮者自立支援制度と考えられてきました。初日のセッションでは、これまでの縦の三重構造から、安定雇用と生活保護の受給層、そして生活困窮者が横並びの構造であるという発想の転換が明らかにされました。

そうした中で、生活困窮者自立支援制度が地域共生社会という視点を併せ持たなければいけないのはなぜかにポイントを合わせたいと思います。

1点目は、地域共生社会は究極のワンストップをつくるわけではない。いろいろなところが断らない相談支援を進めていくことになると思いますが、包括支援の場が増えていくことで、自立相談支援の場の相対的なポジションはどうなっていくのか。

2点目は、自治体の手挙げ方式で包括的な支援の場をつくれるように、一括して要求していこうとすると、しばしば声の大きなところに資源が偏ってしまう。そこに過剰な配慮が働いてしまうということはないだろうかということです。

奥田知志(以下奥田) 昨日、4人の方々がお話くださったのですが、分野ごとのタイトルがつき、入り口は各分野という縦に見ているけれども、受け皿になると包括的

だった。どの分野を入り口にしても、結局、「ひとりの人をまるごと支援する」には、すべてがそろっていないと支援にならないことがはっきりしました。

もう一つ、昨日は意欲の問題にも気づかされました。セーフティネットだけでなく、本人の意欲というか、人がもう一度生きようとするには何が必要なのか。本質的なもの、社会のあり方とか空気とか出会いとかが重要であること。そのベースとなるのは、「断らない」という姿勢であり、「つながる」という言葉に象徴される人や社会のあり方です。これまでの仕組みをさらに越えていくような地域のあり方、それを「共生」という言葉で表そうとしているのかなとも思いました。共生は、新しい価値の創造でないといけない。旧来のもの(制度)の整理統合、合理化ではないと思います。

野崎伸一(以下野崎) 昨日のセッションで4人に共通していたのは、相談を受けた時に、課題解決がすぐできない、あるいは課題がそもそも何かも解きほぐせないけれども、つながり続ける中で本人の意欲を高め、エンパワーしていくというような支援でした。難しい課題に対して粘り強く、諦めず、時間をかけて取り組んでいくという、やり続けることのプロセスの重要性が印象的でした。

検討会の報告書の中で、課題をつなぎ合わせる多機関の議論をし、課題がすぐに解決しないケースを伴走し続ける、つながり続けるアプローチが重要だと書いてきましたが、そうしたことを困窮者支援から各分野にアプローチしてきました。

断らない相談というのは、市町村の体制

全体として断らない支援体制を組もうという市町村の体制整備の事業です。ですから、今までの市町村内の資源、相談機関の機能を生かしながら、市町村全体で断らない相談支援体制を組むということが目的です。

一括補助金にすることで、これまで各制度の下で一定の役割が与えられて、役割が定められていたそれぞれの機関の壁を越えられるという側面があるわけです。一方で、自治体の中でお金の融通をしやすくなるというのも事実です。

ただ、今回重要なことは、プロセスを非常に大事にしたいということです。断らない相談支援体制は、時間をかけて庁内や相談支援機関を担っている人たちと議論をして、その上で自治体から一定の計画を出してもらい、補助金の一括交付をするということになります。

来年の国会で法案提出して、早ければ再来年の4月から施行になります。自治体の手挙げの仕組みですが、プロセスが非常に重要ですので、すべての自治体での実施を性急に進めることは適当でないと私は思っています。

宮本 今までの相談はサービスを提供する出口のための相談でしたが、私は相談自体の独自性を考える必要があると思っています。だからここで、つながりの問題も含めて、相談そのものが支援だという考えを私たちは考えなければなりません。

さらに、本当の意味での共生・包括と言うのであれば、生活保護と医療の一体化が必要になってきます。なかなか難しいでしょうが、率直にお聞かせいただければ。

野崎 相談支援は、給付につなぐための手



段ではなくて、それそのものが支援だと困窮者支援の中で実証されてきました。特に関係性の貧困のある人に対して、給付をすれば解決する問題ではありません。相談支援を支援の1つの手法として明確に位置付けていくという方法は賛成ですし、ゆえに今回は断らない相談支援というのを第一に掲げています。

生活保護と医療の一体化の話は、この時点で制度改正に向けた議論は始まっていません。ただ、これまでお金の負担は、介護・障害・子ども・困窮の4分野でしたが、市町村の体制として断らない支援体制ですので、そこに住むすべての人が対象になります。もちろん生活保護受給者もいます。もし生活保護を受給するけれども継続的な支援が必要だという人に対しては、皆さんの判断で、その市町村の体制の中で継続して支援いただくことは可能になると思います。

奥田 生活困窮者自立支援は、排除・分断ではなく、包摂的な社会を目指した制度です。今回の地域共生の文脈の中で出てくる地域づくりも、もう一度地域を耕すことで関係性を豊かにしていこうという取り組みです。全体として同じ方向に向かっていて、地域の中で包摂的な社会をつくっていきこうということが大いなる目標です。

宮本 ありがとうございます。

第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

「困難の折り重なりに生きる人々に支援は届いているか?!」 (人の尊厳に根ざす)生活困窮者自立支援の価値(意義・意味)を問う」

歓迎挨拶



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事
岡崎 誠也 (高知市長)

生活困窮者自立支援法が施行され、早くも4年が経過いたしました。
昨年6月の法改正では、「社会的孤立」にスポットを当て、関係性の貧困から困窮状態に陥ることを定義づけ、課題を抱えた方を捉える入口を大きく拡大することが重要であることを、広く社会に呼びかけています。

この制度の充実をさらに追及していくなか、多くの課題

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 宮本 太郎 (中央大学法学部 教授)

孤立と困窮にいかに向かうか。今年はいまだにも増して、この課題をはっきりとつきつけられる年となっています。3月には、内閣府が、40歳から64歳までのひきこもりが61万人を超えている、そのうち半数近くが7年以上ひきこもっているという推計を発表しました。現役世代のひきこもりの数は115万人以上に達することが明らかになったのです。5月から6月にかけて、ひきこもり問題とも関連する事件が続き、衝撃をあたりました。



この国で安定した生活から人々を弾き出す圧力が常に働いていて、いったん弾き出されると、やり直し、後戻りが困難であることが改めて明らかになりました。生活困窮者自立支援制度は、こうしたなかで、多様な困難を抱えた人々を社会にむすびつつつけていくさまざまな回路を創り出す仕組みです。

この制度が、この重要な課題を果たしていくために今求められることは何か。第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会で議論を深めましょう。

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 奥田 知志 (NPO法人抱樞 理事長)



皆さま、第6回仙台大会ようこそおいでくださいました！
心より歓迎を申し上げます！

今年のテーマは、「困難の折り重なりに生きる人々に支援は届いているか?!」です。私たちが困窮者支援において目指したものは、「縦割り」を超えて「その人をその人として丸ごと受け入れる」という仕組みでした。つまり、「断らない」ということを国と社会が約束したのです。この「とてつもない約束」に対して、各地で創造的努力が重ねられてきたと思います。ただ、一

方で「困窮者自立支援制度」が「新たな縦割り」となっていないか心配になります。私は今回の大会で、「届いているか」を「自問」したいと思います。

制度の理念は、今や「地域共生社会」へと広がっております。それをリードしていくのは先駆者である皆さんです。制度から人を見るのではなく、「目の前にいるひとりの人」からすべてを考え動き出す。この原点を、今一度大会において確認したいと思えます。

第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会に寄せて 全国研究交流大会 メッセージ

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 村木 厚子 (元厚生労働省事務次官)

いよいよ、第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会が開幕します。皆さま、ようこそ仙台へ！
生活困窮者自立支援法は、この間の多くの関係者の皆さまの実践を踏まえて、法改正が行われ、充実・強化されました。しかし、この法律は、「この法律

だけでは自立できない法律」とも言われます。その心は、ほかのすべての法律や制度を駆使して困窮者の自立を支援することを想定しているからです。

今回の大会では、この他制度、多分野の実践者が数多く登場し、どうやって「みんなが困窮者支援

を進めるか」を考えます。ちなみに、国連の定めたSDGs (持続可能な開発目標)の目標の第1は、「貧困をなくそう」、そして第17は、「パートナーシップで目標を達成しよう」です。この大会で仲間を増やしましょう！

第6回全国研究交流大会に参加されている皆さんへお願い

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 前顧問 山崎 史郎 (駐リトニア特命全権大使)

今年で6回を迎えるこの大会は、日々困難な状況に遭いながらも、自立支援に取り組んでいる人たちが、せめて年に1度は集い、語らい、そして助け合いながら前に向かって進んでいくという趣旨で始まったものです。

人は決して一人ではありません。多くの人が自分と同じような問題に苦しみ、同じような悩みを抱えています。だからこそ、ほかの人と「つながる」こ

とによって、困難を乗り越えていくことができます。

私が今住んでいるリトニアの人々も、かつてソ連併合下で同じような境遇に苦しんでいたラトビア、エストニアの人々とともに、600キロを20万人が手をつなぎ合いました(人間の鎖)。その30周年記念の今年、多くの市民が再び手をつなぎ合いました。私も参加しましたが、手をつなぎ合った隣の人から、大きな元気をもらったような気持ちにな

りました。

開会式の最後に出席者全員で手を「つなぎ合い」ませんか。支援の現場で同じような課題に苦しんでいるからこそ、支援者同士も「つながる」ことが大事だからです。



30年前(1989年8月)の「人間の鎖(ヒトレイク・ウエイ)」の写真

現地実行委員会報告

今大会の開催にあたり、宮城県内20団体で構成される現地実行委員会が発足し、月1回の検討を重ねてきました。現地実行委員会長の新里宏二さん（生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事・弁護士）より、大会への思いを寄せていただきました。

宮城県内でも、台風19号及び10月25日の大雨により、大きな被害が出ています。

今般、「特定非常災害」が閣議決定されたことにより、本年度予算に計上されている生活困窮者予算の枠組みの中で、仮設住宅の見守り事業、相談事業（支え合いセンター）等について、国の10/10予算が活用できるようになりました。

私たちは東日本大震災において、被災者一人ひとりに寄り添った個別支援を進めていく「災害ケースマネジメント」が極めて大事であると気づき、まさに生活困窮者自立支援のスキームこそ、困窮者のみならず被災者の生

活再建にも有効な支援スキームだと考えています。県内では、丸森町、大郷町等で大きな被害が発生しています。県をはじめ各自治体と協議しながら、全国の皆さまのさまざまな協力をいただきたくかたちで支援を進めていきたいと考えています。

今回の全国研究交流大会では、現在進行形の「被災者支援」についても意見交換し、交流していきましよう！特に分科会5では、「災害ケースマネジメント」を考えます。ぜひ、ご参加ください。



大会直前に行われ、本番に向けて盛り上がりを見せた現地実行委員会の様子

1日目見どころ案内

シンポジウム

「生活困窮者自立支援制度で誰かに支援は届いているか」

このシンポジウムは、生活困窮者自立支援制度が対応するべき重大課題でありつつも、十分に焦点化されてきたとは言えない難しい問題群、すなわち自殺問題、若い女性の困窮問題、刑余者問題、まちづくりとの接点について、それぞれの分野の第一人者からの問題提起をふまえて議論を深めていくものです。この制度が次のステージを目指すうえで、重要な気づきの場になるのではないかと思います。

●コーディネーター：生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事 宮本 太郎

国会議員からのエール

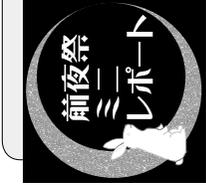
昨年度の改正「生活困窮者自立支援法」成立に尽力された国会議員の方々が登壇し、制度に込めた想い、制度にかかわる皆さんへの応援の気持ちを話していただきます。

【登壇者】

自由民主党 鬼木 誠 衆議院議員
公明党 山本 苗香 参議院議員
立憲民主党 石橋 通宏 参議院議員
国民民主党 小宮山 泰子 衆議院議員

本日は2会場で開催！

本大会では、会場定員の都合上、第1会場のけやきホールから第2会場の3号館323教室を中継でつなぐ、2会場での開催となっております。第1・2会場のご案内は、参加申し込み順となっておりますのでご了承ください。



大会に先立ち、11月2日（土）、アパホテル<TKP 仙台駅北>で大会講師、生活困窮者自立支援全国ネットワーク役員・社員、関係者による前夜祭が開催されました。「みんなが動き始めた！拡がる困窮者支援の輪」と題し、生活困窮者自立支援全国ネットワーク顧問村木厚子氏が講演し、大会に向けた熱い想いを再確認しました。



大懇親会のご案内

本日18時30分から20時まで、「東北福祉大学181ホール」にて大懇親会を開催します。すでに300人以上の皆さまよりお申し込みをいただいております。受付の混雑が予想されますので、お時間に余裕をもってお越しください。交流、ご歓談、大抽選会など楽しい企画も盛りだくさん！講師や参加者の皆さま同士の交流の場として、お楽しみください。

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 会員募集

「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」は、生活困窮者自立支援法に関わる事業を担う人材のネットワークであるのみならず、すでに地域において生活困窮者支援に携わってきた人々、当事者、学識経験者などが、職種や所属等を超えて広く出会い、共に学び、共に支え合い、支援者としての資質の維持・向上や関係者間の連携の確保、あるいは関連政策の推進を図っていくことを目的としています。

制度が充実することは必要ですが、制度だけが強化されるのではなく、社会そのものが強化されることが重要です。「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」は、人材育成と共に新しい社会創造を模索する場所として、生活困窮者支援に関わる人々が出会い、苦労を分かち合い、支え合い、学び合い、その中で新しい社会の創造への胎動が始まる場となることを期待します。

◎主な活動

- (1) 「全国研究交流大会」の開催
- (2) 支援員に対する「実践的研修セミナー（仮称）」の開催及び情報交換等
- (3) 行政等に対する政策提言など
- (4) その他各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

生活困窮者自立支援全国ネットワークにご入会いただいた場合は、会員特典として参加費が3,000円を会費として振替させていただきます。大会参加費が7,000円となります。会員には月1回メールで生活困窮者支援の情報やシンポジウム等のお知らせをメルマガでお届けします。ぜひこの機会に会員にご加入ください。※すでに会員のの方は、大会参加費より今年度の年会費として年会費3,000円を振替させていただきます。

●生活困窮者自立支援全国ネットワーク
http://www.life-poor-support-japan.net/

学割のご案内

ご要望にお応えして、大会参加費に学割を設けました。当日受付カウンターで学生証をお見せいただければ、一般参加費10,000円のうち3,000円を返金いたしますので、学生の方はぜひご利用ください。

参加申し込み状況

分科会別参加者数 (2019年11月1日現在)

(単位:人)

●午前分科会<9:30-11:30>	38
分科会1	108
分科会3	64

●午後分科会<12:30-14:00>	91
---------------------	----

●1日分科会<9:30-11:30/12:30-14:00>

(AM)	(PM)	
分科会4	102	104
分科会5	69	67
分科会6	60	61
分科会7	105	107
分科会8	84	111
分科会9	123	116
分科会10	74	120

都道府県別参加者数 (2019年11月1日現在)

(単位:人)

北海道	0	13
青森県	6	5
岩手県	0	2
宮城県	9	8
秋田県	7	2
山形県	6	9
福島県	30	10
茨城県	14	39
栃木県	14	11
群馬県	11	4
埼玉県	69	28
千葉県	21	6
東京都	6	8
神奈川県	5	10
新潟県	18	10
富山県	4	801

参加者のほか、講師、運営スタッフを含めて1000人を超えています。

出店ブースのご案内

けやきホールのホワイエにて、次の出店ブースがありますので、ぜひご利用ください。

- 中央法規出版
- 明石書店
- 新日本法規出版
- みやぎ生活協同組合
- 共生地域創造財団



編集後記

今年で5回目となる大会速報。大会期間中は、1日目開始前、終了後、2日目開始前、終了後の計4回発行予定です。会場受付などで配布しており、スタッフまでお気軽に声をかけください。
(文責 事務局編集部)

厚生労働省委託事業

第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

「困難の折り重なりに生きる人々に支援は届いているか?! (人の尊厳に根ざす)生活困窮者自立支援の価値(意義・意味)を問う」

開会のあいさつ 開会に先立ち、台風19号及び豪雨被害により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、黙とうをささげました。

一般社団法人・生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事
宮本 太郎さん(中央大学 法学部 教授)

第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会にようこそお越しくださいました。

東日本大震災の2年後、生活困窮者自立支援法が成立しました。この制度を生み出し、支えてきた人たちの「連帯の力で希望の灯をともし続けよう」という思いは、震災復興の精神が流れ込んでいることは間違いありません。

厚生労働大臣

加藤 勝信さん(厚生労働事務次官 鈴木 俊彦さん代読)

生活困窮者自立支援や、その支援を通じた地域づくりに取り組む皆さんに敬意を申し上げます。

厚生労働省では、今年度から3年間、就労準備支援事業・家計改善支援事業の1層の普及を目指しています。また、地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会でも議論を進めています。



宮城県和室

村井 嘉浩さん(宮城県保健福祉部長 伊藤哲也さん代読)

開催県として、全国各地からお越しいただいた皆さまを歓迎申し上げます。

宮城県でも、自立支援相談、子どもたちの学習支援、子ども食堂活動支援をつうじて、困窮に陥る可能性のある家庭の早期の発見、包括的・継続的支援に取り組んでいます。

仙台市長

郡 和子さん

杜の郡仙台にお越しいただいた皆様を歓迎いたします。本市では、東日本大震災後の被災者生活再建支援で得たノウハウを生かし、ワークファーストをベースとして、伴走型、オーダーメイド型の支援に積極的に取り組んでいるところです。

東北福祉大学 社会福祉学部 学部長

塩村 公子さん

来年度145周年を迎えるわが校での大会開催を光栄に感じています。大会が、厚生労働省の事業の一部に位置づけられたことは喜ばしく、また、誰にでも起こりうる生活困窮者テーマに、地元の国見地区連合町内会をはじめさまざまな協力を得て開催できすことを意義深く感じております。

通信 2

国見地区連合町内会 会長(仙台市青葉区)

吉澤 秀晃さん

皆さんようこそ、東北福祉大学の国見地区にお越しいただきました。21の町内会で構成される国見地区では、学生と地域が連携して、大学行事や地域行事を一緒に企画運営しており、今大会の準備も協力して進めてまいりました。希望あふれる人づくりの大会となることを願っております。

全国から集まっている皆さんと、地域・分野を超えて学び合い、交流し合いますよう!



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク第六期社員総会 報告

2019年11月3日(日)10~11時、東北福祉大学国見キャンパス3号館321教室にて、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク第六期社員総会を開催しました。社員64人のうち本人出席25人、書面議決書9人、委任出席17人で、合計51人が出席され、本総会が有効に成立しました。議長の宮本太郎中央大学法学部教授(一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事)のもと、「第一号議案

平成30年度活動報告承認の件」「第二号議案 平成30年度決算報告承認の件、監査報告」「第三号議案 役員選任の件」「第四号議案 令和元年度活動方針決定の件」「第五号議案 令和元年度予算決定の件」が審議され、すべて承認可決されたことを報告いたします。なお、議案書につきましては、生活困窮者自立支援全国ネットワークのホームページ上にアップロードいたします。



2日目見どころ案内

分科会1

困難にある人が「ともに動く」地域づくり
～地域共生社会を展望して

「地域の底から、社会をつくる。誰もが不安を抱える今だからこそ、見えてくるものがある。高度経済成長の終焉から約半世紀、急激な人口減少社会、ますます広がる貧困や格差は、否応なく私たちにさまざまな価値観の転換を求めています」(映画「Workers 被災地につづ」より)。

支援団体、企業、当事者など、それぞれのお立場から、ともに働くこと、ともに地域を再生し、ともに社会をつくるは、どういふことなのか、一緒に考えたいと思っています。

●コーディネーター:

ワーカーズコープ・センター事業団
東京三多摩・山梨事業本部 事務局長 扶蒔 文重

分科会2

相談支援の受発注をめぐる契約制度を問い直す

～事業評価と事業所の「社会的価値」を反映した契約にするために～

生活困窮者自立支援事業は、行政直営または公募等による委託契約によって、NPO、社会福祉法人、株式会社などが行っています。公募は、単年度または複数年度で行われますが、選定にあたっては、事業の質が適切に評価されることが求められます。また、そのためには、事業の質を客観的に評価する指標が必要です。

この分科会では、モデル的な指標と、契約のあり方につ

いて議論します。

●コーディネーター:社会福祉法人生活クラブ風の村 理事長 池田 徹

分科会3

包括的支援体制の構築をめざした地域福祉計画

～新たな自治体の役割～

第3分科会では、「地域福祉計画」をテーマに、どうしたら市町村ごとに「包括的支援体制」を構築していただける話し合います。2018年度から社会福祉法の改正によって、市町村の地域福祉計画は大きく変わりました。生活困窮者支援に関する施策は、自治体計画である地域福祉計画にきちんと盛り込まれていなければなりません。

皆さんの自治体の地域福祉計画ではどうなっていますか。計画があるだけでなく、進捗管理がなされ、計画に基づいて包括的支援体制を、行政と地域住民、専門職が協働して構築していくことが必要です。

全国でも先駆的に取り組んできた岡山市、藤沢市、伊賀市の事例と、地域福祉専門官からの最新の情報をもとに、ケイカクのことを熱く語り合います。

●コーディネーター:日本福祉大学 副学長 原田 正樹

分科会4

生活困窮者自立支援事業が担う「協働の中核」

「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」をいかに実現するかについて、地域共生社会推進検討会にお

いて議論が続けられています。一方、それを推進する協働の中核の取り組みが各地で進められています。事例発表により、それぞれが描いている絵、その実現の手立て、手順について、また課題等についても話していただきます。そして、参加の皆さんと一緒に、協働の中核として求められることは何かを探っていきます。

●コーディネーター:日本社会事業大学専門職大学院 客員教授 渋谷 篤男

分科会5

現地企画①平時の地域づくりは被災者も支える

～災害ケースマネジメントと生活困窮者自立支援～

今年度は甚大な台風被害が頻発し、たくさんの犠牲者や困難を抱えた人たちがいます。以前の災害も含め、全国の被災地の皆さんと第5分科会で検討を深めます。原発事故の広域避難者は、皆さんの地域にもたくさんいるかもしれません。生活再建が難しく、困窮する被災者も多くいます。しかし、誰も断らないことが旨であるはずの生活困窮者自立支援制度で、被災者を支えるという発想や準備はまだまだ希薄です。生活困窮者自立支援制度も深くかかわって、被災地で広がる伴走型の被災者支援「災害ケースマネジメント」を考え、今・将来の災害に備えませんか?

●コーディネーター:京都経済短期大学 講師/人と防災未来センターリサーチフェロー 菅野 拓

分科会6 現地企画②「宮城の子ども・若者支援の今」

つながるための宮城県内の多様な取り組み～支援に繋がらない声なき声に

助けて、と声をあげられない人とうつながるか。この永遠のテーマともいえる課題は、コミュニティの希薄化、コミュニケーションの多様化などにともなって、改めて考え直す時期にあります。SNSの活用、子ども食堂、新しい居場所のカタチを実践している方々と一緒に、宮城県の現状も踏まえながら今後のあり方を考えましょう。

●コーディネーター：NPO法人アズスク 代表理事 大橋 雄介

分科会7 「孤立大國ニッポン」における子ども・若者支援の行方

いじめ、虐待、貧困、不登校、ひきこもり、自殺…。「孤立大國ニッポン」と称されるこの日本において、今、求められる支援とは何か？「アウトリーチ」を基調に新たな領域を切り拓く社会起業家の実践活動を通じて、そのあり方を考えます。その際、実践の背景にある若い起業家たちの合理的かつ自由な発想も目を向けつつ、各領域を隔てる「縦割り」の突破と子どもたちを取り巻き巻き「現実」を変えざる方策についても話し合えたいと思っております。



山形市社会福祉協議会 金井地域包括支援センター（山形県）センター長
長岡 芳美さん

地域共生社会の実現に向けた中間とりまとめが厚生労働省から出されたなか、私は地域包括支援センターの職員として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりへの支援」を強力に押し進める「感性」を磨くことを期待して参加させていただきます。

一般社団法人京都自立就労サポートセンター（京都市）センター長
加藤 義明さん

さまざまな要因で生活困窮、就労困難な状況の方々に寄り添い、つながっていくことの重要性は、職員の日々の日々の仕事ぶりを見ていて痛感しています。今大会でいろいろな実践等を学び、今後の当センター業務に役立てていきたいと思っております。来年は京都で開催されます。多くのご参加を願っています。

熊本県健康福祉部（長寿社会局）社会福祉課 主幹

宮崎 和年さん

昨年、熊本で開催された本大会に多くの皆さんに参加いただき、ありがとうございました。

さて、今年も大きな災害が頻発しました。熊本地震の経験からも、被災者支援に困窮事業を活用することはたいへん有効です。また、ひきこもりの方の支援も困窮事業の今後の大きな課題となっております。参加者で大いに議論しましょう。

JR 仙山線時刻表

時	休日ダイヤ(下り)	
	仙台駅発	所要時間：約12分
8	快 18	33 49
9	快 04	19 38
10	8	26 58
11	快 18	38 45
12	11	27

時	休日ダイヤ(上り)	
	東北福祉大前駅発	所要時間：約12分
14	5	20 40
15	快 01	17 39
16	13	28 44
17	快 01	30 47
18	5	21 46
19	10	28 46
20	10	28 46
21	6	35 54

●コーディネーター：認定NPO法人NPOスチュUDENT・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史

分科会8 住まいがなくて始まらない 一総合力としての居住支援

生活困窮者支援、地域共生社会づくり、いずれにおいても欠かすことのできない「要」である居住支援。厚労省・国交省・法務省の3省の担当者が参加することからも、その幅広く必要性が伝わるとも思われます。「新たな住宅サービスネットワーク制度」が始まりましたが、その成果はまだまだこれから。先進的な活動を行っている社協とNPO法人からの報告をいただき、さらに今年度は「連帯保証」と「死後対応」といった個別具体的な課題に踏み込んだ議論を行いたいと考えています。

●コーディネーター：NPO法人やどかりサポート鹿児島 理事長（司法書士） 芝田 淳

分科会9 「家計改善支援の力で100人に100通りの生活再生を!!」

今年度の分科会では、「家計改善支援事業の魅力」を見直していただきます。午前は、管理や指導ではない、家計改善支援の「心」と「基本姿勢」を再確認するとともに、家計改善支援に取り組む3つの自治体より、「やってよかった実感」を報告

鳥羽市健康福祉課（三重県）課長補佐

齋藤 猛さん

市役所の中心で生活困窮を叫んでから早3年、やはり課題は次々と…。さまざまな分野、地域で活躍する方々と交流し、たくさんの方々と鳥羽市に持ち帰りたいと思います。今度は何を叫んでやるか！

宮城県サポートセンター支援事務所（宮城県）所長
鈴木 守幸さん

宮城は震災復興がみち半ばなのに、台風水害の災難。折り返す生きづらさ。ふと、今大会の分科会に子どもの「声なき声」の指摘が目につく。生きづらさのなかで、子どもはどう生きているのか？それとも生かされているだけなのか？子どもの意思決定を基軸にした取り組みを知る機会に！期待しています。

参加者の想

企業組合伊丹市雇用福祉事業団（兵庫県）代表理事
高木 哲次さん

この大会での情報交換から、地元を持ち帰り、毎年新たにアレンジする取り組みへとつながっています。また、近隣で相談業務や支援活動に取り組み、共通の仲間との出会いもあり、毎年この大会を楽しみにしています。



社会福祉法人文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係 地域連携ステーション（フミコム）（東京都）係長 浦田 愛さん

文京区では10人の地域福祉コーディネーターが日々地域へ出て、さまざまな制度の狭間の相談をキャッチして下さるようになり、全年代型の相談支援体制の充実が急務です。今回の大会で学びを深めて帰りたいと思います。

歩行喫煙防止条例について



仙台市では、「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」が施行され、仙台駅ペDESTリアンデッキなどの「歩行喫煙禁止重点区域」となります。区域についての詳細は、左記QRコードをご参照ください。市内全域の道路や公園など屋外の公共の場所でも、歩行喫煙等をしないよう努力義務が定められています。



大会2日目の会場について

大会2日目の11月4日（月）は、JR東北福祉大前駅に直結する東北福祉大学ステーションキャンパス館での開催となります。分科会会場はステーション館の3～6階です。お申し込みいただいた分科会会場へ、直接お越しください。受付は午前9時から、午前の分科会の開始は9時30分からとなりますので、お時間に余裕をもちお越しください。



大会速報第2号は、会場内で編集スタッフを見かけられました。感想などを寄せたいと思います。1日目の「提案1～4」「シンポジウム」は2日目分科会開始前配布の第3号に、「国会議員からのエール」は分科会終了後配布の第4号に掲載予定です。

日本三景松島（松島町）までは、仙台駅からJR仙石線で約30分（松島海岸駅下車）

厚生労働省委託事業

第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

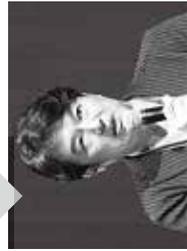
「困難の折り重なりに生きる人々に支援は届いているか?! (人の尊厳に根ざす)生活困窮者自立支援の価値(意義・意味)を問う」

1日目 報告

提言1

自殺対策

NPO法人 自殺対策支援センター・ライフリンク 代表 清水 康之さん



自殺者の多くが、複数の問題の連鎖で追い込まれた末に亡くなっていきます。目指すのは、「自殺の危機経路」にはまだ入り込んでいない道を選ぶために必要な支援を受けられること。自殺対策基本法以降、「地域における包括的な支援」を各地域で展開できる社会の仕組みづくりが進められています。ただ、包括的支援が乱立して縦割りが生じないよう、関係機関・分野が連携していく必要があります。

通信3

自殺の現状、対策の枠組みを踏まえ、①地域自殺対策計画との連携(地域福祉計画との連携。事業の棚卸しを適用した地域の生きる支援策の総動員)、②連携支援のための相談票「つなぐシート」を使った連携、③「自殺対策SNS相談」との連携の3つを提案します。自殺対策と生活困窮者自立支援事業の連携を高めて、包括的支援を実現する一歩を踏み出したい。

提言2

共生のまち創り

社会福祉法人ゆうゆう 理事長 大原 裕介さん

社会福祉法人ゆうゆうでは、北海道当別町を拠点に、障がい者や高齢者の生活支援、子育て支援に取り組んでいます。活動の原点である、2002年に始めた学生による障害児・者の一時預かりサービスの取り組みから、障がい、高齢、子育て、生活困窮などさまざまな困難を抱えた人たちの「存在の見える化」の必要性を感じている

ます。それが住民ボランティアの確保だけでなく、当事者の尊厳回復にもつながります。小中高校生に支援のあり方などを考えてもらう「学びの場づくり」も実施。子どもたちに共生のまち創りが価値ある仕事だと知ってもらいたい。それが将来、介護・福祉の人材不足解消につながります。



提言3

女性による女性支援

NPO法人 BONDプロジェクト 代表 橋 ジュンさん



深夜にまちににいる10~20歳代の女の子に声をかけ、本人が望めば話を聞き、関係性をつくって支援につなげています。暴力や家族関係などを理由に自ら家を出た彼女たちは、困っていても自分で解決しなければと思います。犯罪などに巻き込まれてしまう。弁護士、児童相談所、女性相談センター、生活困窮者自立支援相談窓口などと連

携し、支援にあたっています。家には帰れないけれど学校には行ける。フルタイムでは働けないけれどアルバイトならできる。公的機関につながる思いがけない現実には、既存の制度、シェルターが沿っていません。それを応援できる制度があるといいなと思っています。

提言4

刑余者支援

長崎県地域生活定着支援センター 所長 伊豆丸 剛史さん

全国に先駆けて2009年1月に開設し、罪を繰り返す障がい者や高齢者740人と向き合い、立ち直りを支援してきました。被告人の段階からかわり、司法と福祉、行政と社会の狭間に陥った社会的弱者を支えるため、法定化された自立支援協議会の中に専門部会(相談支援事業所)をつくって話し合い、また、県下では地方再犯防止



推進モデル事業をすすめ、全国で活用できる官民協働のスキームをつくりました。学生との接点づくりにも力を注いでいます。長崎多職種連携「たまごの会」に代表されるように、就職前の医療・保健・福祉の学生同士が交流を重ね、触法者への理解を深めることで、分野を越えて連携できるイノベーションの種を感じています。

参加者の声



沖縄県糸満市くらしのサポートセンター 代表 上原 なおみさん 第4分科会に参加予定

2015年度から少しづつ取り組んでましたが、自分の力だけでは限界があります。地域で包括的な支援に取り組みたいので、関係機関や地域住民などの周りの力をいかに巻き込んでいければいいか、分科会に参加して自分たちの実践に活かしたいです。



阪南市役所福祉部生活支援課(大阪府) 栗山 桂子さん 第9分科会に参加予定
任意事業ではありませんが、家計改善支援事業は自立支援において非常に重要だと感じています。

行政がどのように家計改善支援業務を取り組んでいけばいいか、グリーンコープ生活共同連合会の行岡みち子さんのお話などを特に参考にしたいです。



高槻市役所(大阪府) 村上 敦将さん 第7分科会に参加予定

行政として、今後積極的に若者の居場所づくりに取り組んでいきたいと思っています。どのようなことを中心に進めていけばいいか、全国の先進的な取り組みから持ち帰ることができればと思っています。



同志社大学社会学部社会福祉学科 高坂 遥菜さん 第7分科会に参加予定

大学で社会福祉士の資格取得のための実習を終えて、若者の引きこもり支援やアウトリーチなどに興味を持ちました。若者への支援を行っているさまざまな団体の話を聞いて、より一層学びを深めていきたいと思っています。



NPO法人自殺対策支援センター・ライフリンク 田中 美帆さん 第7分科会に参加予定



全国的な動き、これからのビジョンについて明確なものが見えてきたらと思い、参加しました。ここで得たものを職場やかかわっている方々に反映できたらと思います。



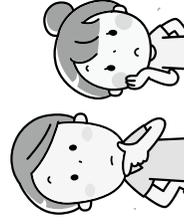
認定NPO法人茨城NPOセンター・コムズ 苫米池 岳子さん 第1分科会に参加予定

全国で同じ支援にかかわっている方々から情報共有ができることを楽しみに茨城から参加しました。今日は参考になるような話が聞けたらと思っています。



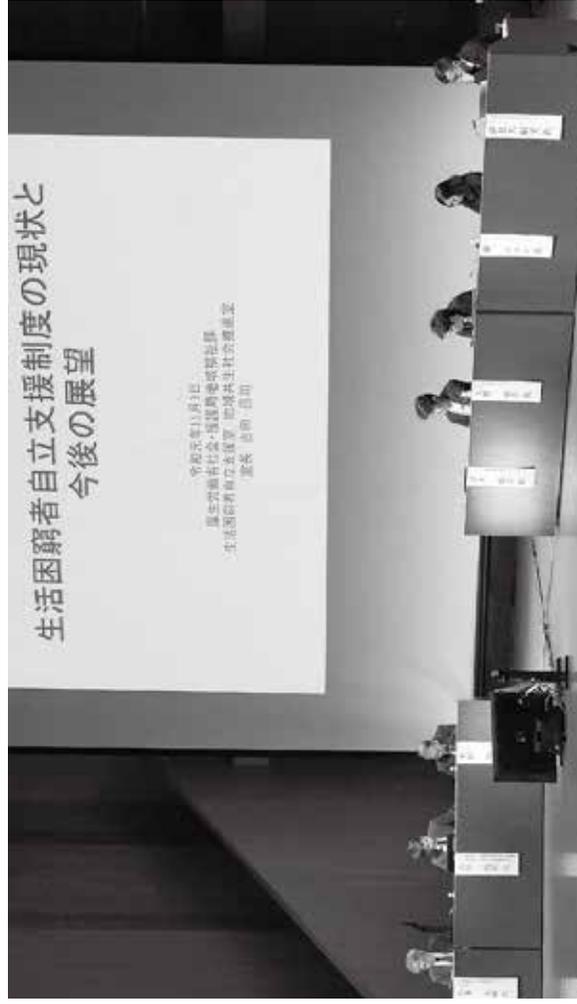
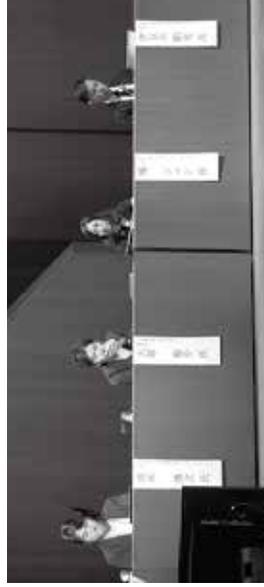
東浦町社会福祉協議会(愛知県) 和田 京子さん 第10分科会に参加予定

現在、制度のはざまの方に向けた支援を行っています。対治療的な支援ではなく、地域力を上げていきたいと思っています。孤立者と地域をつなげたり、地域の中での偏見を取り払うために何をすればいいか、勉強したいと思っています。



シンポジウム

「生活困窮者自立支援制度で誰かに支援は届いているか」



NPO 法人自殺対策センター・ライフリンク
代表 清水康之さん



社会福祉法人ゆうゆう 理事長
大原裕介さん



NPO 法人 BOND プロジェクト 代表
橋ジュンさん



長崎県地域生活定着支援センター 所長
伊豆丸剛史さん

提言1~4を受けて、シンポジウムではそれぞれの実践から議論を深めました。厚生労働省の吉田昌司さんは、現場の実践を生かしながら制度化したことを説明。実践を広げていくこと、断らない、狭間のない支援を、困窮者支援だけでなく福祉全体に広げていく必要性が求められていると言及しました。

自殺対策支援センター・ライフリンクの清水康之さんは、自殺対策として、①自殺対策の枠組みづくりと、先進的な自治体のモデル化と未着手の自治体の底上げ、②子どもの自殺の増加で、SOSの出し方の教育や自分の存在意義、モチベーションを生産性と幸福度につなげるという考え方の議論、③支援者支援を挙げました。

長崎県地域生活定着支援センターの伊豆丸剛史さんは、自身の経験から「支援者が鮮やかな支援をするのではなく、社会のなかでつなげられている時間を積み重ねることが再犯を減らす」と発言。また、「支援者側の価値観で判断をすると狭い支援に」「地域に大人110番が増えるといい」と話しました。

社会福祉法人ゆうゆうの大原裕介さんは、本人と家族と支援者だけがつながり、サービスが展開されることに警鐘を鳴らし、地域全体で共生社会をつくるうえで、「お互いさまが育める生活支援をデザインしたい」と発言。そのためには、「自分のやっている何気ない営みが社会的に意義があることを、企業などと協力して社会に発信していくことも必要」と提案しました。

BONDプロジェクトの橋ジュンさんは、「若い女性には、SNSを利用したアウトリーチもしている。どんな状況の子でも相談に乗っていただけののなら、どこでも連れていって、全国の人と一緒に支援をしていきたい。裏の世界、闇の世界ではなく、彼女たちが選んだ世界を応援していきたい」と発言しました。

生活困窮者自立支援全国ネットワークの奥田知志さんは、課題解決型の支援とつながりが支援の両輪と中間報告に書かれたことに触れ、「ホームレス支援法から17年が経ち、ホームレスの人数が減ったことで評価をされているが、台風の被害に遭い、避難所に来たホームレスの人の嵐のなかに押し返した自治体があった。共生社会という大元をしっかりとつくる必要がある」と話しました。

生活困窮者自立支援全国ネットワークの宮本太郎さんは、「4者は音程も音色も違っていたはずなのに、見事なハーモニーを奏でていた。明るい話ばかりではないが、光を感じた」と締めくくりました。



厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室 室長 吉田昌司さん



NPO 法人抱樞 理事長
奥田知志さん



中央大学法学部 教授
宮本太郎さん

参加者の声



大里綜合管理(株) (千葉県)
野老 憲一さん

広く、そして深い議論が続き、消化不良になりそうなるほどに充実した大会でした。提言などを聞いて、今までの前は知ってはいなかったけれど、具体的にはよくわからずにいた対象者のことや支援方法が少しわかった気がします。この大会を入りに、自学自習していきたいと思いました。



児童養護施設(山形県)
大場 綾さん

自分が身近に感じるものから新鮮なものまで、幅広いテーマがあり勉強になりました。特に提言2の大原裕介さんの「福祉つぼくぼくないものーさままな分野にまたがり収益も考慮した明確なビジョンを持った実践」は、今後もっと重要になっていくのではなにかと思いき、刺激になりました。



青葉城址の伊達政宗騎馬像 (仙台市)

厚生労働省委託事業

第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

「困難の折り重なりに生きる人々に支援は届いているか?! (人の尊厳に根ざす)生活困窮者自立支援の価値(意義・意味)を問う」

国会議員からのエール



鬼木 誠さん 衆議院議員
自由民主党
県議会議員時代から、多重債務やホームレス支援に取り組み、党の厚生労働部会では事務局長を務めて生活困窮者自立支援法の改正にあたりました。災害により生活が困窮する人、すべての人に起こりうることを、他人ごとではなく自分たちの問題としてとらえ、各地域で考えていくことは意義深く、ともに頑張っていきたいと思います。



山本 香苗さん 参議院議員
公明党
次の国会で社会福祉法の改正が予定されており、断らない相談支援を中心とした地域包括ケアの構築のために、さまざまな分野との連携を深め、入り口が違っても適切な支援につながる必要があると思います。災害時の福祉があるという認識も、各党と一緒に取り組んでいきたいと思っています。



石橋 通宏さん 参議院議員
立憲民主党
出した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」のモニタリングチェック、③子どもを含めた外国人への支援に取り組めます。



小宮山 泰子さん 衆議院議員
国民民主党
厚生労働委員会に参加し、生活困窮者自立支援法の成立や改定議論をさせていたいただきました。次なる改正に向けた決意として、①平時・非常時を問わないホームレス支援のあり方、②昨年参議院で出した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」のモニタリングチェック、③子どもを含めた外国人への支援に取り組めます。

通信4

台風により、地元の埼玉県では、福祉施設が浸水しました。浸水エリアに施設を建設するごとに課題を感じ、国土交通委員会でテーマとして取り上げたいと考えています。

国民民主党では、誰もが排除されない地域共生社会の実現を目指し、住宅補助を含め、安心して衣食住のある暮らしができるように、そして希望のもてる日本にしていきたいと思えます。

大懇親会

第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会の大懇親会が、大会1日目のプログラム終了後の18時30分より、東北福祉大学181ホールで開催されました。大懇親会は、厚生労働省事務次官の鈴木俊彦さんの乾杯のご発声で歓談の幕が明けられました。

お楽しみ抽選会の特賞は、来年の大会へ参加券！見事引き当てたのは、協同総合研究所（東京都）の荒井総理菜さん。「来年もぜひ参加したい」と声を弾ませて語りました。抽選会のあとは、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークの役員紹介が行われ、盛り上がりうちに閉会しました。



分科会2

「相談支援の受発注をめぐる契約制度を問い直す～事業評価と事業所の「社会的価値」を反映した契約にするために～」は、12時半から開始されました。詳細は第5号で紹介いたします。

分科会3

社会福祉法の改正によって、市町村の地域福祉計画の位置づけが大きく変わってきました。冒頭に厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官の玉置隼人さんから、改正社会福祉法の地域福祉計画のガイドラインについて説明していただき、分科

包括的支援体制の構築をめざした地域福祉計画

～新たな自治体の役割～

会参加者全員が共通認識をもったところで、計画策定と包括的支援体制の構築に先駆的に取り組んできた岡山市、藤沢市、伊賀市からの構想や取り組み、課題などの事例報告をもとに語り合いました。



分科会1

困難にある人が「ともに働く」地域づくり

～地域共生社会を展望して

昨年の大会から引き続き、就労支援を考える分科会のコーディネーターを務めるワーカーズグループ・センター事業団東京三多摩・山梨事業本部 事務局長の扶蘇文重さんは、冒頭に「変わるべきは、当事者ではなく、企業であり自治体側だったという昨

年の議論から、どう変わるべきなのかを今回は深めましょう」と説明。支援団体、企業、当事者など5組が登壇し、ともに働くこと、ともに社会をつくることについて議論を深めました。

2日目 分科会



分科会4

生活困窮者自立支援事業が担う「協働の中核」

分科会4は、厚生労働省大臣官房総務課広報室長の野崎伸一さんに急遽、ご登壇をいただきました。地域共生社会推進検討会の議論が続いており、中間とりまとめやそれ以降の厚生労働省の考えをお話いただきました。その後、慶應義塾大学経済学部教授の駒村康平さん、豊中市社会福祉協議会の勝部麗子さんに問題意識を提起いただき、「協働の中核」について参加者と一緒に考えながら議論が進められました。



分科会打ち合わせの様子

現地企画①

分科会5

平時の地域づくりは被災者も支える ～災害ケースマネジメントと生活困窮者自立支援～

コーディネーターの菅野拓さんは、分科会の冒頭で、「台風19号で災害救助法の対象となった市区町村は317。熊本地震、西日本豪雨など各地で災害が起こっています。全国の3～4割が被災地といっても過言ではない。災

害とは、危険を引き起こす加害力×社会の脆弱性。社会的脆弱性によりダメージの受け方が異なってくる。災害時にも生活困窮者自立支援は大きな力を発揮できる。その前提について考えていきたい」と投げかけました。



現地企画②

分科会6

「宮城の子ども・若者支援の今」 ～支援に繋がらない声なき声につながるための宮城県内の多様な取り組み～

ひきこもり、いじめ、不登校など、声をあげにくい、悩みを抱えた若者の声を拾うために、私たちははとんこなことがでさるかを考える分科会6。午前中は、文部科学省の廣石孝さんからSNSを使った相談事例の紹介のほか、宮城県

内で活動する皆さんの取り組みを紹介いただき、午後はパネルディスカッションを展開しました。相談につながるようなハードルを下げるツールはなにか。それも含めてアプローチの手法を考えていく時間となりました。

分科会7

「孤立大国ニッポン」における子ども・若者支援の行方

分科会7では、孤独を感じている子どもの割合や若者の自殺件数がOECD諸国の中で日本が最も高いという「孤立大国ニッポン」の現状を踏まえ、孤立に追い込まれた若者が来ることを待つ「施設型支援」で、社会的孤立の防止・排除は可能なのかを問題提

起しました。午前中は、実際に若者へのアウトリーチや支援に取り組む社会起業家の実践事例を発表いただき、コーディネーターらが質問をする形で事例を深めました。午後は、ディスカッション形式でも、若者支援の行方について議論しました。



分科会8

住まいがなくては始まらない—総合力としての居住支援

全国には800万戸の空き家がありますが、住宅に入れない難題を抱えたさまざまな相談が現場にたくさん届いています。その悩みをどう解決していくかがこの分科会のテーマです。居住は権利で保障されるべきですが、居住を確保しただけでは物事は解決せず、地域とつながって

生活できることが本当の居住支援になります。権利と地域福祉が交錯する奥の深い課題で、連帯保証や孤独死の防止など、具体的な課題に踏み込んだ議論が繰り広げられました。



分科会9

「家計改善支援の力で100人に100通りの生活再生を!!」

家計改善支援事業を推進するための映像教材等のツールが開発されたことを受け、最初にこの教材を通じて、家計改善支援事業の意義を見直し、いかに相談者の未来を拓く事業に広げていくことができるかを、3組の事業実施自治体担当者、家計改善支援

員による実践発表から学びました。途中、フロアの参加者同士でチームをつくり、自由な意見交換を行い、ネットワークを広げる機会にもなりました。



分科会10

続々・地域力「社会的孤立を生まない、住民の主体的な地域づくり」

「地域力」をテーマとした分科会は今回で3回目となりました。生活困窮者支援でも地域づくりが重要といわれていますが、具体的な支援の実践事例はまだ多くありません。この分科会で事例報告をした住民ボランティア

(NPO)や社会福祉協議会も、必ずしも生活困窮者支援を目指して活動を始めたわけではありませんが、その活動内容や展開をもとに地域づくりの実践者から見た生活困窮者支援のあり方を探りました。



★パネラーの丸森町華南地区振興連絡協議会の吉澤武志さんは台風被害の影響によりご登壇いただけませんが、当日資料P454以降に資料を掲載していますのでご覧ください。

来年は京都での大会が決定!

次回の大会は、2020年11月14日(土)～15日(日)に
同志社大学(京都市)にて開催いたします。

ぜひ来年もお会いしましょう!



編集後記

大会速報第4号はいかがでしたか。当日14人の参加者に加え、815人の参加者の皆さまをお迎えすることができました。大会速報第5号は、2日目の内容を盛り込んで、後日、生活困窮者自立支援全国ネットワークホームページにアップをいたします。どうぞお楽しみに!



厚生労働省委託事業

受付に設置した募金箱は、本大会終了後に生活困窮者自立支援全国ネットワーク役員が宮城県丸森町に伺い、皆さまからの善意をお届けさせていただきます。ご協力をいただき、ありがとうございました。

第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

「困難の折り重なりに生きる人々に支援は届いているか?! (人の尊厳に根ざす)生活困窮者自立支援の価値(意義・意味)を問う」

2日目

午後分科会

分科会2

分科会1、3～10は4号に掲載しております。

相談支援の受発注をめぐる契約制度を問い直す ～事業評価と事業所の「社会的価値」を反映した契約にするために～

行政運営または公募等による委託契約によって取り組まれる生活困窮者自立支援事業の、評価のあり方と公共調達(公契約)のあり方について、国内外の取り組みから理解を深めた。大阪府の改正ハートフル条約のよりに「価格」だけでなく「品質」「公共性」が評価されるような選定のあり方や、国の事業として4年かけて作成した「事業評価のガイドライン」(ユニバーサル支援セン

ターのホームページで公開)が事業改善のためのツールになることも紹介された。1年契約、随意契約が多い中で模索は続くが、コーディネーターの社会福祉法人生活クラブ風の村理事長の池田徹さんは、「自らの活動の質を高め、行政に対して質の評価をアピールしていくことも必要」と締めくくった。

通信5



閉会

「振り返りと展望」

登壇者

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 宮本太郎さん

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 奥田知志さん

厚生労働省大臣官房総務課広報室 室長 野崎伸一さん

宮本太郎(以下 宮本) 最終のセッション「振り返りと展望」では、問題提起とシンポジウムに基づき、「生活困窮者自立支援制度から地域共生社会を目指すことで、制度はどうなっていくのか」を論じていきたいと思っています。

第1のセッションとしての社会保障、最後のセッションとしての生活保護があり、その間をつなぐ第2のセッションが生活困窮者自立支援制度と考えられました。初日のセッションでは、これまでの縦の三重構造から、安定雇用と生活保護の受給層、そして生活困窮者が横並びの構造であるという発想の転換が明らかにされました。そうした中で、生活困窮者自立支援制度が地域共生社会という視点を併せ持たなければいけないのはなぜかにポイントを含わせたいと思います。

1点目は、地域共生社会は究極のワンストップをつくるわけではない。いろいろなところが断らない相談支援を進めていくことになると思いますが、包括支援の場が増えていくことで、自立相談支援の相対的なポジションはどうなっていくのか。

2点目は、自治体の手挙げ方式で包括的な支援の場をつくれるように、一括して要求していこうとする、しばしば声の大きなところに資源が偏ってしまう。そこに過剰な配慮が働いてしまうということはないだろうかということだ。

奥田知志(以下 奥田) 昨日、4人の方々がお話しくださったのですが、分野ごとのタイトルがつき、入り口は各分野という縦に見えているけれども、受け皿になると包括的だった。どの分野を入りにしても、結局、「ひとりの人をまますべて支援する」には、すべてがそろっていないと支援にならないことがはつきりました。もう一つ、昨日は意欲の問題にも気づかされました。セッションだけでなく、本人の意欲というか、人がもう一度生きようとするには何が必要なのか。本質的なもの、社会のあり方とか空気とか出会いとかが重要であること。そのベースとなるのは、「断

らない」という姿勢であり、「つながら」という言葉に象徴される人や社会のあり方です。これまでの仕組みをさらに越えていくような地域のあり方、それを「共生」という言葉で表そうとしているのかなとも思いました。共生は、新しい価値の創造でないといけない。旧来のもの(制度)の整理統合、合理化ではないと思います。

野崎伸一(以下 野崎) 昨日のセッションで4人に共通していたのは、相談を受けた時に、課題解決がすぐできない、あるいは課題がそもそも何かも解きほぐせないけれども、つながら続ける中で本人の意欲を高め、エンパワーしていくというような支援でした。難しい課題に対して粘り強く、諦めず、時間をかけて取り組んでいくという、やり続けることのプロセスの重要性が印象的でした。

検討会の報告書の中で、課題をつなぎ合わせる多機関の議論をし、課題がすぐに解決しないケースを伴走し続ける、つながら続けるアプローチが重要だと書いてきましたが、そうしたこと困窮者支援から各分野にアプローチしてきました。

断らない相談というものは、市町村の体制全体として断らない支援体制を組もうという市町村内の資源、相談機関の機能を生かしながら、市町村全体で断らない相談支援体制を組むことが目的です。

一括補助金にすることで、これまで各制度の下で一定の役割が与えられて、役割が定められていたそれぞれの機関の壁を越えられるという側面があるわけです。一方で、自治体の中でお金の融通をしやすくなるというのも事実です。

ただ、今回重要なことは、プロセスを非常に大事にしたいということ。断らない相談支援体制は、時間をかけて庁内や相談支援機関を担っている人たちと議論をして、その上で自治体から一定の計画を出してもらい、補助金の一括交付をするということになります。

来年の国会で法案提出して、早ければ再来年の4

月から施行になります。自治体の手挙げの仕組みですが、プロセスが非常に重要ですので、すべての自治体での実施を早急に進めることは適当でないとは思っています。

宮本 今までの相談はサービスを提供する出口のため相談でしたが、私は相談自体の独自性を考える必要があると思っています。だからここで、つながらの問題も含めて、相談そのものが支援だという考えを私たちは考えなければなりません。

さらに、本当の意味での共生・包括と言うのであれば、生活保護と医療の一体化が必要になってきます。なかなか難しいでしょうが、率直にお聞かせいただければ。

野崎 相談支援は、給付につなぐための手段ではなくて、それそのものが支援だと困窮者支援の中で実証されてきました。特に関係性の貧困のある人に対して、給付をすれば解決する問題ではありません。相談支援を支援の1つの手法として明確に位置付けていくという方法は大切だと思います。ゆえに今回は断らない相談支援というのを第一に掲げています。

生活保護と医療の一体化の話は、この時点で制度改正に向けた議論は始まっていません。ただ、これまでも金の負担は、介護・障害・子ども・困窮の4分野でしたが、市町村の体制として断らない支援体制でしたので、そこに住むすべての人が対象になります。もちろん生活保護受給者もいます。もし生活保護を受給するけれども継続的な支援が必要だという人に対しては、皆さんの判断で、その市町村の体制の中で継続して支援いただくことは可能になると思います。奥田 生活困窮者自立支援は、排除・分断ではなく、包括的な社会を目指した制度です。今回の地域共生の文脈の中で出てくる地域づくりも、もう一度地域を耕すことで関係性を豊かにしていこうという取り組みです。全体として同じ方向に向かっている、域の中で包括的な社会をつくっていくということが大いなる目標です。

宮本 ありがとうございます。

本大会の記事が、 2019年11月5日(火)付けの 河北新報朝刊20面に掲載されました。

困窮者支援 意見交わす

仙台 研究交流大会

第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会(実行委員会主催)が、4日、仙台市青葉区の東北福祉大園見キャンパスなどであった。経済的な困難を引きこもりに悩む人の支援者ら約100人が参加した。3日のシンポジウムでは2015年に施行され

昨年6月に改正された生活困窮者自立支援法について支援団体の代表者らが意見を交わした。NPO法人自立支援センターライフリンク(東北)の清水康之代表は、相談受付時にさまざまな団体が使える共通のシートを作成した事例を紹介。事業の引き継ぎで支援が途切れるのを防ぎ、連携して命を支えているとの実感が共有できている」と話した。

厚生労働省の吉田副生活困窮者自立支援課長は、支援法の現状について地域の実践を基盤にし、全国に広める義務だ。支援の依頼を断らない姿勢を、福祉関係者に広げていく必要があると強調した。若い女性や刑務所出所者に対するサポートや、自殺対策に関する講演もあった。4日は分科会を閉じた。個別のテーマを講演した。



2日目の分科会会場も全国から集まった来場者で活気づきました。

令和元年度台風19号 丸森町への災害支援金募金への お礼とご報告

11月3日・4日の大会期間中に会場で災害支援募金を実施いたしました。皆様からお預かりしました募金の総額は、79,671円でした。全額を丸森町への支援にあてさせていただきました。皆様の温かいご好意とご協力に心より御礼申し上げます。



大会終了後に回収したアンケートから、参加者の声を紹介します

(2020年3月末に完成予定の「第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書にアンケート結果を掲載します)

VOICE



○支援対象者だけでなく、支援者もSOSをあげていない気がする。生困はメタ制度だと思ふ。制度の中にどっぷり浸かって制度の思考、制度の言語、制度のルールしか持たない人にこのメタな視点をどう伝えていくのか。「断る支援」をしている人に「断らない支援」の価値をどう伝えていくか。やるべきことがまだまだあると思う。(北海道 行政)

○全国の問題、支援のやり方を聞かせてもらい、視野が広がりました。明日からの相談業務に生かしたいと思えます。少し楽しく仕事できるかなと思っています。(大阪府 行政)

○生活困窮者自立支援法の対象範囲の広さを改めて知りました。それは、現代の社会にあるさまざまな問題、課題(自殺、障害、少女(SNS)、刑余者、被災、ひきこもり、失業、住宅など)と同じました。戦後の各種の法整備(〜施設福祉)と同じくらしいインパクトのあるものと思えました。(宮城県 社協)

○制度の狭間にいる人々への支援の仕方について、とても参考になる事例の発表があり、今後の支援に役立てたいと感じました。事業所内でも支援の仕方について温度差があり、自分のやりたいことがやれないこともあるが、同じ熱い思いの人がそれぞれ現場で頑張っていることを知り、活力をもらいました。(青森県 NPO)

○日々の支援の中で、心も身体も疲れてしまうことがあります。この大会に参加すると仲間が日本全国にたくさんいて、たくさん話も聞けて、元気をもらえます。今年は特に家計改善を日本全国津々浦々に広げていかなければならないと思えました。(長崎県 協同組合組織)

○生活困窮者自立支援の事業だけでなく、さまざまな支援事業について知ることができて良かった。日本もまだまだ捨てたものじゃないなと力をもらいました。(大阪府 民間支援団体)

○困窮者支援制度の深い意味、意義が次第に明らかになってきたことを強く感じた。困窮者支援は課題解決を目指すだけでなく、共生社会をつくるという展望に立つと、取り組みはより難しさがあがるが、高い理念を掲げた本事業のすばらしさもあらためて感じた2日間だった。(千葉県 その他)



○この「ぐちゃぐちゃ感」が良い。制度が始まって5年目、行政の「クセ」で新たな縦割り化が進行してきている感じが否めない。「それは違うぞーっ」と言い続けるためにも、この大会は有意義だと思います。(東京都 その他)

○政府、自治体、事業者、専門家、市民が同じテーマで議論できることはあまりないと思います。今後とも発展させてください。(兵庫県 その他)



来年度 開催案内

第7回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

- 開催日 (予定) 2020年11月14日(土)・15日(日)
- 会場 同志社大学 (京都市上京区)
- 主催 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- お問い合わせ先 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク



編集 後記

お待ちしていました。第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会通信第5号が完成いたしました。次回大会も、会場で皆さんとお会いできることを楽しみにしております。(文責 事務局編集部)

厚生労働省委託事業

第6回

生活困窮者自立支援 全国研究交流大会

「困難の折り重なりに生きる人々に支援は届いているか?!
(人の尊厳に根ざす)生活困窮者自立支援の価値(意義・意味)を問う」

開催日 **2019年11月3日(日)・4日(月・祝)**

会場 **東北福祉大学 国見キャンパス / 1日目 全体会
東北福祉大学 ステーションキャンパス館 / 2日目 分科会**



主催

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会実行委員会

開催趣旨

2015年に施行された生活困窮者自立支援法は昨年6月に改正法が成立し、法に【人の尊厳という理念】、定義に【社会的孤立】が盛り込まれました。改正法のもと、自立相談支援事業を始め各事業が全国各地で取り組まれ前進していることは私たちの確信とするところです。しかし、縦の制度に留まり制度と制度の狭間を生んでいることは無いのか?生活困難にある方々とつながっているのか?を問い直す時ではないでしょうか。生活困窮者自立支援制度がなかった頃のように、自死や若者や中高年の引きこもり、生きづらさを抱える子どもや女性、LGBT、刑余者などの現場に学びながら、「人に寄り添い、伴走する」生活困窮者支援の原点に今一度立ち返りましょう。また個別支援にのみ問題解決を委ねるならば、当事者も支援者も自尊心や尊厳を失い、共に追い込まれかねません。手をたずさえず、離さず、関係をつくる伴走の時間軸と生きやすい地域づくりも忘れてはならない課題です。

全国研究交流大会を主催し生活困窮者自立支援制度を官民共同で推し進める全国ネットワークはより多様で様々な分野、領域の人々、支援者、当事者たちとつながるプラットフォームの役割を果たすことや次世代に受け継ぐ持続可能な態勢づくりにも取り組む決意です。下記日程で開催される第6回研究交流仙台大会は、生活困窮や地域づくりなど全国各地の取り組みや地域の喜び、つながる仲間の発見など希望を持ち寄り、互いを支え合う集いです。皆さまの参加を心からお待ちしています。

第6回

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

「困難の折り重なりに生きる人々に支援は届いているか?!
(人の尊厳に根ざす)生活困窮者自立支援の価値(意義・意味)を問う」

開催日 **2019年11月3日(日)・4日(月・祝)**

会場 **1日目 全体会
東北福祉大学
国見キャンパス けやきホール ほか
〒981-8522 仙台市青葉区国見1丁目8-1**

**2日目 分科会
東北福祉大学
ステーションキャンパス館
〒981-8523 仙台市青葉区国見1丁目19-1**

■参加費
1人10,000円(※会員は7,000円。なお年会費は3,000円)
学生の皆さまには、通常どおり10,000円の請求をさせていただきますが、大会当日、学生証をご持参いただきますと、当日受付カウンターで3,000円を返金させていただきます。

■参加定員
1,000人
※会場の都合により、初日の全体会は第1会場(700人収容 / 先着順)と第2会場(300人収容)に分かれ、第2会場は第1会場からの生中継となります。

■申込締切
2019年10月7日(月)

■昼食について(2日目分科会)
セミナー2日目の、昼食予約(※1食お茶付1,000円)を受け付けております。
参加申込書の記入欄に○を記載してください。

第1日目 11/3(日)

12:00~12:40

開 会 主催者あいさつ
来賓挨拶

生活困窮者自立支援全国ネットワーク

厚生労働省
宮城県
仙台市
東北福祉大学
国見地区連合町内会

分科会1

9:30～11:30
(午前分科会)

困難にある人が「ともに働く」地域づくり～地域共生社会を展望して

「困難にある人と一緒に働くことで、その人の成長が見られる。支援ではなく、一緒に働かないとその人のことはわからない」と就労受け入れ現場から。「共に働く」ことで変わる働く者どうしの関係、職場や企業、地域の変化を通して、「共に生きる」社会とはどのような社会か、共に考えます。

パネラー	株式会社高橋徳治商店 代表取締役 高橋 英雄	ワーカーズコープ・センター事業団東北事業本部 事務局次長 三船 洋人
	NPO法人しんせい 理事 鈴木 綾	株式会社創造集団440Hz 取締役 長井 岳
	公益財団法人共生地域創造財団・陸前高田市ユニバーサル就労支援センター長 石井 優太	株式会社創造集団440Hz 取締役 山本 菜々子

コーディネーター	ワーカーズコープ・センター事業団 東京三多摩・山梨事業本部 事務局長 扶籥 文重	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 専務理事 田嶋 康利
----------	---	--

株式会社高橋徳治商店(宮城県東松島市)
 国産原料で無添加にこだわった練り製品等の製造販売。東日本大震災により石巻市内の三工場が被災。2013年東松島市の新工場竣工。2018年野菜加工工場竣工、ワーカーズコープとニート等の生きづらさを抱える若者の課題を作業で解決できるよう継続的就労支援の取り組みを展開している。

NPO法人しんせい(福島県郡山市)
 東日本大震災後に設立。震災後の福島を新生することをミッションに、避難生活をされている障がい者の方たちと仕事づくりをしている団体。13の福祉事業所が連携し、そこからさまざまな立場の企業、NGO・NPO、個人が力を合わせ、大きなネットワークへと広がっている。

公益財団法人共生地域創造財団・陸前高田市ユニバーサル就労支援センター(岩手県陸前高田市)
 東日本大震災後に法人設立し、石巻・大船渡・大槌にて被災者支援事業を展開。今年度、陸前高田にて「はたらきづらさを抱えるすべての人」のためのセンターを開所。引きこもり、障がい者、アルコール依存など、多様な相談者の居場所創出と就労支援に取り組む。

ワーカーズコープ・センター事業団東北事業本部(仙台市青葉区)
 東北事業本部として、東北6県で、子育てから高齢者介護、若者や障がいのある人の自立・就労支援など、地域の社会資源と結んで事業活動を展開。東日本大震災後には被災地域において社会的困難にある人と共に、働く場づくりや地域づくりを復興と繋ぎ合わせて継続的な活動を展開。

株式会社創造集団440Hz(東京都新宿区)
 全ての人にとって生きやすい社会になることを目指して活動する社会的企業。働く者は、不登校経験など多様な背景を持ち、その背景を大事にしながら、「自分から始まる生き方」を実現するために活動。映像制作・デザイン・WEBサイト制作・広報サポートなどを行っている。

日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会(東京都豊島区)
 市民や働く者が協同で出資し、経営に参加して生活と地域に必要な仕事をおこす「協同労働の協同組合」。2011年の東日本大震災を契機に、仙台に東北復興本部を創設し、被災者と共に自治体と連携して共生型施設や直売所などを立ち上げる。全国で、生活困窮者自立支援制度を受託・活用しながら社会的困難にある人と共に働く職場・地域づくりを目指している。

分科会2

12:30～14:00
(午後分科会)

相談支援の受発注をめぐる契約制度を問い直す

～事業評価と事業所の「社会的価値」を反映した契約にするために～

相談支援事業の委託をめぐる不安や不満が広がっています。生活困窮者自立支援制度は民間との連携関係を拡大し、また福祉をめぐる「市場化」も話題になっています。そこで事業の評価制度、そして社会政策とリンクした公契約・公共調達について、先進例を交えて現状と課題を整理し、自治体と事業所とのより良い連携・協働関係を探ります。

パネラー	立命館大学政策科学部 教授 岸 道雄	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合「エル・チャレンジ」 代表理事 富田 一幸
	NPO法人日本ファンドレイジング協会 事務局長 嶋崎 貴泰	A´ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター) 就労支援室長 西岡 正次
コーディネーター	社会福祉法人生活クラブ風の村 理事長 池田 徹	

NPO法人日本ファンドレイジング協会(東京都港区)
 NPO等のファンドレイジングに関わる人々と、寄付など社会貢献に関心のある人々のためのNPOとして、認定ファンドレイザー資格制度や子ども向けの社会貢献教育、遺贈寄付の推進、寄付白書の発行などに取り組んでいる。

生活クラブ風の村(千葉県佐倉市)
 関連団体のNPOユニバーサル就労ネットワークちばとともに、千葉県内9の自治体で生活困窮者自立支援事業をおこなっている。また、働きづらさをかかえる人々を職場に迎え入れる「ユニバーサル就労」に取り組んでいる。

分科会3

9:30～11:30
(午前分科会)

包括的支援体制の構築をめざした地域福祉計画

～新たな自治体の役割～

社会福祉法の改正により、市町村による努力義務とされた包括的支援体制の構築と地域福祉計画の策定。いずれも、自治体のみではなく、専門職や関係機関、住民と共に取り組むことで、実効性が高まることが見えてきています。具体的な先行例をヒントに、自治体でどのように取り組むことが有効なのか、共に考えます。

パネラー	藤沢市福祉健康部 部長 片山 睦彦	伊賀市健康福祉部 部長 田中 満
	岡山市保健福祉局 保健福祉企画総務課 副主査 松岡 克朗	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域福祉専門官 玉置 隼人
コーディネーター	日本福祉大学 副学長 原田 正樹	

NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク(東京都千代田区)
 自殺予防や自死遺族ケアなどの自殺対策を行っている全国の団体や個人などに対して、活動促進のために必要な実態の調査や関連情報の提供などを行うことで、より効果的な自殺対策が行われるような支援や、自殺対策のために情報提供や社会に対する提言を積極的に行う。

社会福祉法人ゆうゆう(北海道当別町)
 地域共生型オープンサロン「ガーデン」や共生型コミュニティ農園「べこべこのはたけ」など、地域住民と一緒に活動に力を注ぎ、子どもからお年寄りまで、障がいのあるなしに関わらず地域全体で支ええられる共生のまち創りの実現を目指す。

NPO法人BONDプロジェクト(東京都渋谷区)
 孤立した少女を対象に取材活動を続けているライターの橘ジュン氏を代表とし、2009年にNPO法人を設立、渋谷区を拠点に活動。10代～20代の生きづらさを抱え、孤立した少女を「漂流少女」と名付け、女性による支援を行う。

長崎県地域生活定着支援センター(長崎県諫早市)
 障がいや高齢などの理由により、福祉的な支援を必要とする方が矯正施設を出所するにあたり、出所後に福祉サービス等につなげられるよう支援(出口支援)を目的として2009年1月、全国に先駆けて開設された都道府県設置機関。出口支援に留まらず、被疑者・被告人段階での支援(入口支援)にも積極的に取り組む。

生活困窮者自立支援制度は5年を迎えました。この制度が抱える課題はどこにあるのでしょうか?『役立つ支援と知っているのはつながることができた人だけで、真に困っている人はつながらず、誰も知らない』とする現状評価はあながち過剰では無いでしょう。申請主義や利用者主義で形作られてきたこれまでの『支援のカタチ』の限界を乗り越え、必要とされる人に、あるいは未定形な生きづらさを抱える方にも届く『支援』を大いに語ります。

第一部では各分野の第一人者をお迎えし、忌憚りの無い厳しい提言を。第二部ではそれを受けて生活困窮者自立支援制度が真にその目的を果たす取り組みとなるような『熱盛! 議論』が期待されます。

12:40～13:10	提言1 「自殺対策」	NPO法人 自殺対策支援センターライフリンク	代表 清水 康之
-------------	------------	------------------------	----------

13:10～13:40	提言2 「共生のまち創り」	社会福祉法人ゆうゆう	理事長 大原 裕介
-------------	---------------	------------	-----------

13:40～14:10	提言3 「女性による女性支援」	NPO法人 BONDプロジェクト	代表 橘 ジュン
-------------	-----------------	------------------	----------

14:10～14:40	提言4 「刑余者支援」	長崎県地域生活定着支援センター	所長 伊豆丸 剛史
-------------	-------------	-----------------	-----------

14:40～15:00	休憩		
-------------	----	--	--

15:00～17:20	シンポジウム 「生活困窮者自立支援制度で誰かに支援は届いているか」	NPO法人 自殺対策支援センターライフリンク 代表 清水 康之	社会福祉法人ゆうゆう 理事長 大原 裕介	NPO法人 BONDプロジェクト 代表 橘 ジュン	長崎県地域生活定着支援センター 所長 伊豆丸 剛史	厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 吉田 昌司	生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 奥田 知志
	登壇者						
	司会進行	生活困窮者自立支援全国ネットワーク	代表理事 宮本 太郎				

17:20～18:00	国会議員からのエール	住民の生活ニーズに寄り添う地域共生社会時代は、そうした社会の動きと政治がつながる時代でもあります。昨年の改正法成立にご尽力された国会議員の皆様が登場します。
-------------	------------	--

		自由民主党 公明党 立憲民主党 国民民主党
--	--	-----------------------

18:30～20:00	大懇親会	
-------------	------	--

分科会4 9:30～14:00 (1日分科会) **生活困窮者自立支援事業が担う「協働の中核」**

包括的な支援体制実現のために生活困窮者自立支援事業などが「協働の中核」機能を確立することが期待されています、そのためには、相談支援機関として果たすべき機能(属性に関わらない対応、寄り添い対応する機能、個別支援を通じた地域づくり等)が不可欠です。それを含み、協働の中核として目指す方向を考えます。

パネラー	関市健康福祉部福祉政策課 福祉総合相談室 室長(保健師) 石黒 真理 主任主査 金子 創	坂井市市民福祉部福祉総合相談室 主任(保健師) 細川 真紀
	名古屋市社会福祉協議会 ぐらしネットみやこ相談室 所長 有原 領一	
コメンテーター	慶應義塾大学 経済学部 教授 駒村 康平	豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長 勝部 麗子
コーディネーター	日本社会事業大学専門職大学院 客員教授 渋谷 篤男	

分科会5 9:30～14:00 (1日分科会) **現地企画① 平時の地域づくりは被災者も支える**

～災害ケースマネジメントと生活困窮者自立支援～

東日本大震災発災から8年。大きな災害が起こる度その必要性が叫ばれる『災害ケースマネジメント』。東日本大震災からの復旧・復興支援から生まれた一人ひとりが大事にされる支援の仕組みについて詳しく学びます。また、この先この地域でも起こり得る自然災害。災害時の支援に必要な平時からの地域づくりの重要性について岩手・宮城・福島3県の取り組みから考えます。

パネラー	南三陸町社会福祉協議会 総務課 地域福祉係長 高橋 史佳	一般社団法人パーソナルサポートセンター 多賀城市自立相談支援窓口 所長 中島 ゆき子
	相馬市社会福祉協議会 常務理事・事務局長 今野 大	
コメンテーター	岩手弁護士会 会長 吉江 暢洋	一般社団法人ほっと岡山 代表理事 はっとりいくよ
コーディネーター	京都経済短期大学 講師／人と防災未来センターリサーチフェロー 菅野 拓	

一般社団法人パーソナルサポートセンター(宮城県仙台市)

分野を超えてさまざまな団体が連携し、安定した生活を送ることが難しい状態にある人たちに寄り添い、併走型支援を行っている。宮城県内の広い地域で、生活困窮者自立支援事業、被災者支援事業を通して相談者が抱える困りごとや気持ちに寄り添い、一緒に併走しながら一人ひとりの状況に応じた支援を展開している。

一般社団法人ほっと岡山(岡山県岡山市)

東日本大震災で岡山県に避難・移住された方に向けた被災者支援に取り組む。相談窓口／交流会／情報提供／調査・研究・政策提言／ネットワークづくり／レジリエンス支援等、一人ひとりがその人らしく生きていくサポートをしている。当事者を含むスタッフとともに、相談窓口では司法書士、臨床心理士が定期的に対応。

分科会6 9:30～14:00 (1日分科会) **現地企画②「宮城の子ども・若者支援の今」**

～支援に繋がらない声なき声につながるための宮城県内の多様な取り組み～

「ひきこもり」「いじめ」「不登校」など、声をあげることができずに悩みを抱えつづける子ども・若者の声なき声に私たちはどのようにアクセスするのか、相談に繋がるハードルを下げるツールは何か、相談に繋がる新たなチャンネル、多様なアプローチについて議論します。宮城県内で活躍する団体の実践報告から、今一度「宮城のこども・若者支援の今」を考えます。

パネラー	「宮城の子ども食堂の今」 せんだいこども食堂 共同代表 門間 尚子	「高校内カフェ」 認定NPO法人SWITCH 石巻統括コーディネーター 田口 雄太
	「大人食堂の取り組み」 NPO法人POSSE仙台支部 代表 森 進生	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課課長補佐 廣石 孝
コーディネーター	NPO法人アスイク 代表理事 大橋 雄介	NPO法人チャイルドラインみやぎ 代表理事 小林 純子

せんだいこども食堂(宮城県仙台市)

2016年2月おせっかいなおばちゃん約10名で発足。同年4月から仙台市内3ヶ所で「せんだいこども食堂」を開始。国籍や障がいの有無、居住地に関わらず、宮城県内各地から0歳から18歳までの子どもと親が集まっている。「おなかもこころもいっぱい」を合言葉に、子どもも大人もひとりしにない食堂を展開中。

NPO法人POSSE(宮城県仙台市)

労働相談、労働法教育、調査活動、政策研究・提言を若者自身の手で行うNPO法人。「ブラック企業」問題などを社会的に発信。仙台支部では、被災地支援に取り組んだ。2019年5月より、ワーキングプアの大人たちに食事と居場所を提供する「大人食堂」を実施している(仙台やけやきユニオン、ふうとはんく東北AGAINとの共催)。

NPO法人チャイルドラインみやぎ(宮城県仙台市)

子どもの声を聴く電話チャイルドラインの活動を始めて17年。この間、2011年から東日本大震災の被災地支援を続け、2016年には社会的養護自立支援事業に着手、18～20歳の子ども支援の難しさを感じている。いじめ・虐待・不登校・貧困等に苦しむ子どもたちが、将来生活困窮に陥らないよう支えていきたいと考えて活動している。

認定NPO法人SWITCH(宮城県仙台市)

心に不調を抱える若者を中心に“はたらく”“まなぶ”“共生する”というキーワードを掲げ活動。現在仙台、石巻の2地域にて、障がいの自立、就労支援スイッチと、障がいの有無に関わらず生きにくさを抱える15歳～20代までの“はたらく”“まなぶ”をサポートするNOTEを展開している。

NPO法人アスイク(宮城県仙台市)

東日本大震災後に立ち上がり、避難所や仮設住宅で生活する子どもたちの居場所をつくってきた。震災で浮き彫りになった子どもの貧困問題に取り組むため、宮城県内の自治体と共同で生活困窮者自立支援制度に基づく学習生活支援事業や、フリースクール、子ども食堂、保育園など、総合的な事業を展開している。

分科会7 9:30～14:00 (1日分科会) **「孤立大国ニッポン」における子ども・若者支援の行方**

日本は先進国の中で最も孤立状態にある人の割合が高く、孤独を感じている子どもの割合も高い。いじめ、虐待、貧困、不登校、ひきこもり、自殺…。「孤立大国ニッポン」と称されるこの日本において、今、求められる支援とは何か? 「アウトリーチ」を基調に新たな領域を切り拓く社会的起業家の実践活動を通じて、その在り方を考えます。

パネラー	NPO法人TEDIC 代表理事 門馬 優	NPO法人Learning for All 代表理事 李 炯植
	東北福祉大学せんだんホスピタル 包括型地域生活支援室長 梁田 英磨	認定NPO法人3keys 代表理事 森山 誉恵
	公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン 代表理事 今井 悠介	
コーディネーター	認定NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史	

NPO法人TEDIC(宮城県石巻市)

困難を抱えた子ども・若者への個別支援、余暇支援やアドボカシーを通じた地域づくりに取り組むNPO法人。法に基づく学習・生活支援事業の受託運営の他、子ども・若者総合相談センターおよびアウトリーチも含む個別併走支援を、地域NPOとの協働で運営している。

東北福祉大学せんだんホスピタル包括型地域生活支援室(S-ACT)(宮城県仙台市) 重い精神障害のある人の言葉や気持ちに寄り添いながら、その人が「住み慣れた場所で安心して暮らしていけるように、24時間365日体制の“アウトリーチ”というスタイルで超職種チームによる包括的な支援を積極的に粘り強く行っている。

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン(東京都江東区) 教育格差解消を目指して2009年に関西で発足。東日本大震災を契機に法人化。地域の学校外教育機関・NPO・自治体と協働し、困窮世帯の子どもに対して学校外教育で利用できるスタディクーポンを提供するとともに、大学生ボランティアによる相談事業を展開している。

NPO法人Learning for All(東京都新宿区)

「子どもの貧困に、本質的解決を。」をミッションに、困難を抱えた子どもたちへの包括的支援モデルづくりを行う。地域の中に学習支援拠点と居場所支援拠点を設け、地域の多様なステークホルダーと連携・協力しながら、その子に合った支援を届ける。

認定NPO法人3keys(東京都新宿区)

虐待や家庭環境などで、頼れる大人が少ない子どもたちこそが利用しやすい支援やインフラ整備、情報発信を目指して、2009年より活動。訪問型の学習支援や、年間30万人ほどが利用する子ども自身が相談できる支援機関のプラットフォームなどを運営している。

認定NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス(佐賀県佐賀市) 「どんな境遇の子どもも見捨てない!」家庭教師方式のアウトリーチを基軸に社会参加・職業的自立に至るまでの総合的な支援事業を展開。「協働型」「創造型」の取組で、年6万2千件超の相談活動を展開しつつ、孤立・排除を生まない支援体制の確立を目指している。

分科会8 9:30～14:00 (1日分科会) **住まいがなくては始まらない—総合力としての居住支援**

800万戸の空き家があるのに住宅に入れない。拒否の理由は、「高齢」「障害」「病氣」「貧困」「ひとり親」「刑罰者」などです。しかし、住宅に入れないとこれらの「課題」も解決も困難になります。居住は権利であり、住宅確保はすべての前提です。第一部で厚労省、国交省、法務省の担当者と共に議論します。午後は居住支援の課題である「連帯保証」と「死後事務等」に関して、先進事例を踏まえて議論します。 ※この分科会は全国居住支援法人協議会との共催で行います。

パネラー	長野県社会福祉協議会 相談事業部あんしん創造グループ 企画員 中島 将	NPO法人 あまやどり高知 理事 岡村 啓佐
	厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 地域共生社会推進室 室長 吉田 昌司	国土交通省住宅局 安心居住推進課企画専門官 坂田 昌平
	法務省保護局更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室長 田中 大輔	
コーディネーター兼パネラー	NPO法人やどかりサポート鹿児島 理事長(司法書士) 芝田 淳	株式会社あんど 代表取締役 西澤 希和子
	NPO法人抱樸 理事長 奥田 知志	

NPO法人あまやどり高知(高知県高知市)

2012年設立。困窮者支援、障がいの者支援等と連携し、継続的支援者の存在を前提に、支援の一環として借家契約の連帯保証を提供。利用者が社会的に孤立することなく豊かな人間関係とつながりを保ちながら地域で暮らせるよう支援。現在約140人が利用。居住支援法人。

株式会社あんど(千葉県船橋市)

高齢者や障がいの者など自力で賃貸住宅を契約するのが難しい「住宅確保要配慮者」向けに、生活サポート付住宅の紹介や家賃保証等を含めた居住支援を行う。入居後も、福祉関係者や不動産管理会社も含めた支え合いの輪を築き住まいと安心をサポートしている。居住支援法人。

NPO法人やどかりサポート鹿児島(鹿児島県鹿児島市)

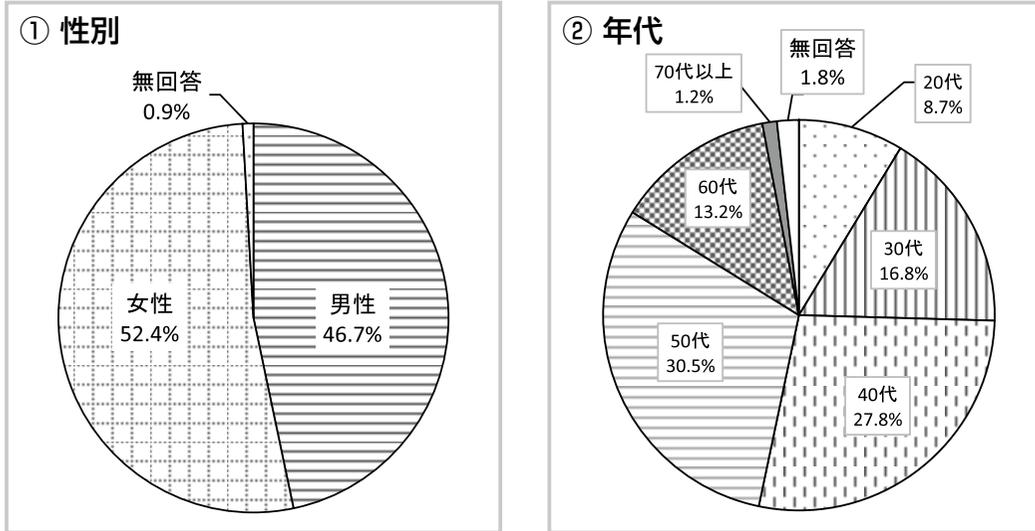
2007年、障がいの者やホームレス生活者に対する連帯保証の提供のために設立されたNPO法人。現在、約180名を連帯保証。現在は、地域福祉の担い手が「支援者」となり「連帯保証」とともに「つながり」を提供する「地域ふくし連帯保証」を展開している。居住支援法人。

NPO法人抱樸(福岡県北九州市)

北九州市を中心に、下関市、福岡市、中間市において生活困窮者支援活動を行う。行政機関とも連携し、これまで3,500人を超えるホームレスの居宅設置・自立支援を実施。現在は、子ども、障がいの者、高齢者、刑罰者等の総合支援を展開。

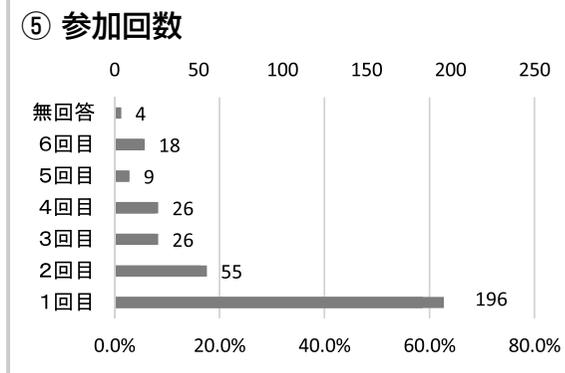
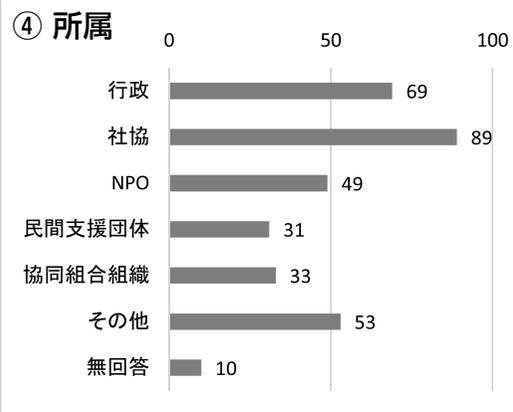
第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 2019年11月3-4日【アンケート集計結果】 [有効回答数334件]

参加者の属性



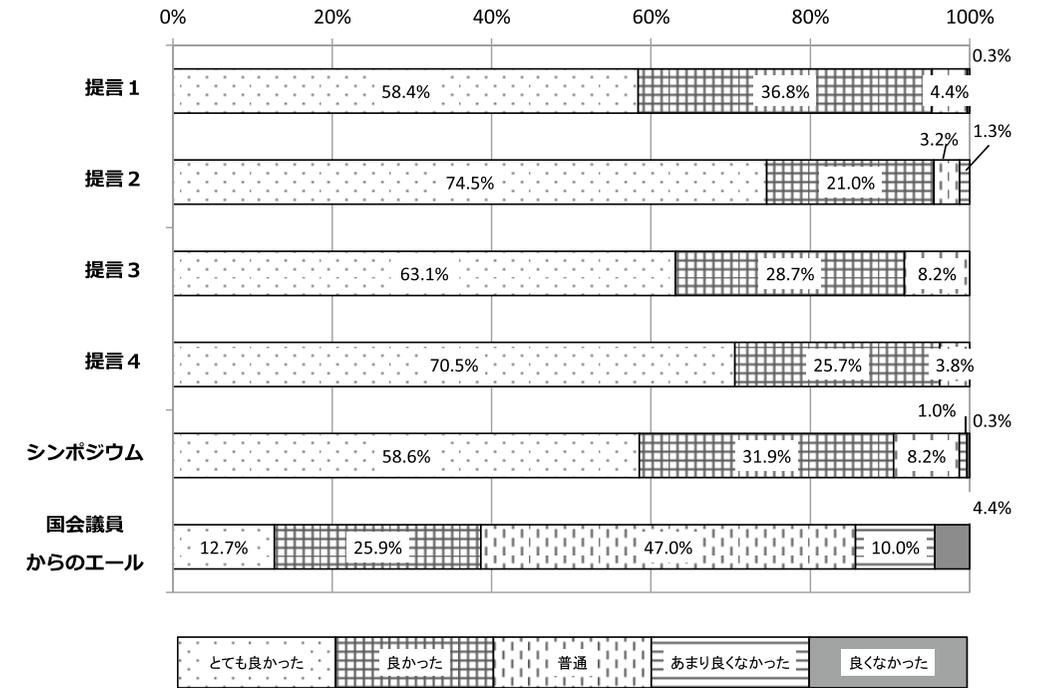
③ 住所(アンケート回答者)

北海道	11	東京都	27	滋賀県	2	香川県	0
青森県	4	神奈川県	12	京都府	2	愛媛県	0
岩手県	16	新潟県	6	大阪府	22	高知県	4
宮城県	44	富山県	0	兵庫県	13	福岡県	22
秋田県	4	石川県	0	奈良県	3	佐賀県	5
山形県	10	福井県	1	和歌山県	1	長崎県	4
福島県	6	山梨県	0	鳥取県	5	熊本県	10
茨城県	4	長野県	6	島根県	1	大分県	4
栃木県	4	岐阜県	2	岡山県	7	宮崎県	0
群馬県	3	静岡県	3	広島県	3	鹿児島県	3
埼玉県	3	愛知県	10	山口県	2	沖縄県	2
千葉県	19	三重県	4	徳島県	1	無回答	19

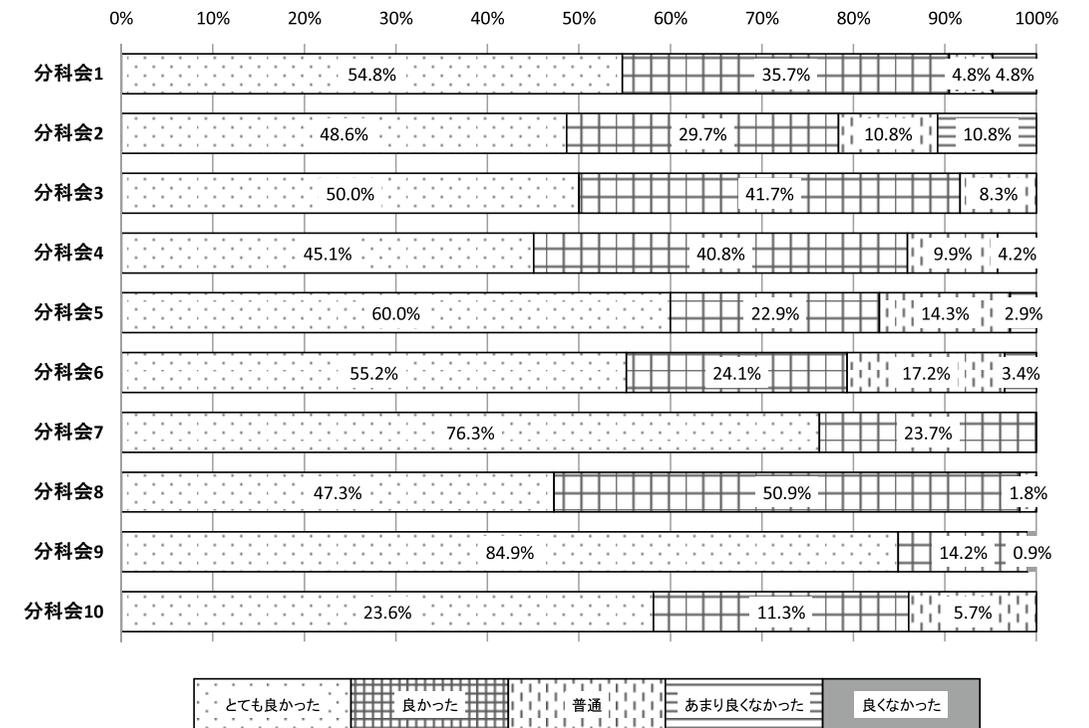


プログラムについて

1日目全体会の内容



2日目分科会の内容



【提言1】「自殺対策」
●自殺対策に自殺につながる要因を分析した点や「自殺も最後に選んだのは本人だが、本当に選びたかった人はいない」といった話まで、論理的説明と熱い思い双方が共にしっかりと伝わってきました。また、最初の包括的支援が乱立しているという話は自分も常々感じていた危惧であったため、強い共感をえました。
●自殺対策に関する取り組みが、国全体で着実に取り組まれているという実情を知れてよかった。それと同時に生活困窮者自立支援制度と同様、地域づくりが求められていることをはじめて知った。自殺の要因は、私たちの日常の暮らしである悩みから膨らんでいくものであり、自立相談支援機関との連携、地域共生を進める力で自殺者が減ることを願います。
●突発的に自殺をしてしまうのではなく、そこに至るまでに様々な要因があり、問題が複雑化することで起きてしまうことなのだとして改めて認識しました。様々な要因の中には、自分が話を聞く内容も含まれるため、きちんとご本人の話を聞き、対応をしていかなくてはいけないと思いました。
●相談者の中には自殺リスクの高い方がいるので、自治体がどんな対策をとっているのか確認しながら対応していかなければならないと思った。つなぐシートは、つなぐ先、つながれた先、利用者にとってメリットがあると思う。
【提言2】「共生のまち創り」
●共感が持てました。地域の課題を隠さずオープンにすることで、多くの人の頭で考えることができ、1人で解決できないことも多くの工夫の中で、ポチポチ何とかなっていくことができるんだなと感じました。また、支え手となっている人が実は支えられていて、共に生きる社会ってこういうことをいうんだなと思いました。
●明確でイメージしやすい共生社会の在り方、課題の発見の仕方がとてもヒントになった。
●「自分たちの仕事をきちんと言語化できますか？」と言われ、言葉に詰まりました。自分の仕事を地域に知ってもらう努力をしていたかなと考えさせられました。生活困窮者自立支援だけでなく、社協にも通じるものだと感じましたし、もっと詳しく話を聞いてみたかったです。
●若い方の取り組みは、とても「しなやか」だと感じました。都会ではいろいろな資源や人がいるので、それを選ぶという支援が行いがちですが、柔軟につくり出す、組み合わせる工夫が素晴らしいと思いました。
【提言3】女性による女性支援
●とても必要な支援だと思いました。10～20代の若い女性たちも何か理由あっての深夜の行動。心開くまで根気もいるでしょうが、BONDのような活動が広がり、やがては制度につながればいいなと思います。
●型にはまる支援では、必要な支援が届かないなど。いろんなアンテナをはり、SOSの糸をつかみにいくことの大切さを具体的ケースのお話で実感させられたと思います。
●生困の一時生活生活支援と連携することで、更に多くの助けを求めている女性を救えると思う。
●女性の抱える目に見えない課題に対して、本人の声を受け止め続け、本人目線の支援を続けていることに敬意を感じるとともに、声を受け止め続けることの大切さを感じた。また、相談に乗ってくれたことが幸せといった女性の声に違和感を感じたとの発言に代表されるように、受け止める環境を整えることの大切さを感じた。
【提言4】「刑余者支援」
●「支援者が何かをするよりいかにつながるか」「時間という解決策もある」。とても印象に残りました。支援者の「こうなってほしい」とか想いが強くなることもあるが、この言葉、助言をいただけて今後の支援に向けてよいヒントになったし、振り返ることができました。
●“好奇心”が印象的。何回もつなぎ直すことで、新たに出てくる事実も多い。自分もへたれずやっているのは“好奇心”かも。
●障がいが見え隠れした状態で累犯となるケースは、見えない部分も多いと思う。長崎方式が広がれば、救われる再犯者が増えると思う。学生サークル「たまごの会」は、有効な取り組みだと考える。
●長崎の取り組みは、官民協働（市、県）のとても素晴らしい取り組みであると感じました。すべてをいきなりではないですが、何か1つでも可能性を感じたものは積極的に取り入れる姿勢を持ちたいと思います。また、学生に対する教育の重要性を感じ、若い世代にどのようにして生活困窮者自立支援制度を知ってもらうかは、考えなければいけないと感じました。子どもたちへのアプローチは、親世代へのアプローチにもつながると考えています。

【シンポジウム】「生活困窮者自立支援制度で誰かに支援は届いているか」
●一見すると、距離のある提言が四つ並んだように見えますが、深く見ていくと支援される側の「生きる意欲」をどう引き出すか（そもそもこちらが引き出すのか？）ですとか、担い手の育成（若い世代に多様な視点をもってもらう）等、共通項が多くあり、興味深かったです。
●限られた時間の中でそれぞれの立場から目いっぱい情報を提供していただき、思いの深さ、重ねてきた時間、支援、熱量がものすごく伝わりました。ありがとうございました。それぞれ自分が関わっている対象者さんが重なり、胸が熱くなり、しめつけられ涙がこぼれる程心を揺さぶられました。
●皆さんのお話を伺っていて、今までこの制度はかなり自由度の高い制度なんだと思っていましたが、実はまだまだ縛りがあって、届かなくてはいけない人に届いていないなと痛感しました。しかし、同時に皆さんからの問題提起やアイデアに、これからたくさんやるべきことがあるとワクワクしました。ありがとうございました。
●4名の現場の声が聞け、共生社会のリアルな声が聞けて良かった。行政のサービス支援の必要性も分かるが、限界もある。教育の現場の見直しや本当につなぐことの意味が問われるよいシンポジウムであった。
●断らない支援について、各実践者がそれぞれの立場で尽力されていますが、共通することは本人の本当のニーズを見ていくこと。それを受け止めるツール（LINE等）が機能することが重要なんだなと感じた。それがなければ支援は断片的になるし、本当の解決にもなり得ない。
●今回、周辺領域の取り組みを紹介して、制度活用の可能性を広げる方向を探ったのは新鮮でした。
【国会議員からのエール】
●昨年、法改正したばかりですが、各先生がすでに現在の新しい課題について何とかしていきたい、もっと良くするんだという思いを持っていることが感じられました。
●現場の声をよく聞いてもらい、行政、各関係機関で取り組んでいけたらと思います。私たちの声を国会で発言してほしいです。リアルな声を聞いてほしいです。
●議員の方々からのバックアップはとても重要。制度を理解していただき、協力いただいていることが分かった。これからも応援していただきたい。
●国会議員の方々も熱意を持って取り組まれようとしていることに勇気もらった。一方で現状でも質と量で限界にあるのに、災害対応も加わったら、とても対応できず、現体制の拡充に目を向けて欲しい。
【分科会1】困難にある人が「ともに働く」地域づくり～地域共生社会を展望して
●ひきこもりや不登校経験者が起業して密やかに生きておられる実践、震災被害から派生したプロジェクト等、新鮮で希望あふれる話を聞いた。
●問題が多様で複雑化し、現代社会は生きずらさでいっぱいになっている。高橋徳治商店さんの「迷いながら就労支援をやっている」という発表に、とても共感しながら聞かせていただいた。利用者と一緒にもがきながら、共に歩むことが支援なのだろうと思った。
【分科会2】相談支援の受発注をめぐる契約制度を問い直す～事業評価と事業所の「社会的価値」を反映した契約にするために～
●事業評価の重要性和活用方法が学べた。自治体の担当者との事業検討のツールとして使いたい。相談者の変化に対する評価は客観的で持続性のある項目が少なく、根拠等を考えた時にサービス利用との関連性を証明することが本事業では課題だと感じられた。
●就労支援単価が市との受託との関係で反映されずらい背景がよく分かった。反映できるように進められればいいが、厳しそうな状況のようでした。
【分科会3】包括的支援体制の構築をめざした地域福祉計画～新たな自治体の役割～
●施設がどんどん縦割りになっていく中でコーディネーターの確保をどうやって進めるのかを知りたかったのでこの分科会に参加しました。「CSWを確保する財源調達」「支援相談の包括化が必要」といった点について参考になりました。講師の方々との名刺交換もでき、今後の連携が可能となりました。
●発表された3市町村は市役所だけでなく、外部機関も巻き込みながら支援をしていた。役割分担も必要だが、各団体が問題意識を持ち、様々な機関が協力しながら、地域づくりを行っていくべきと感じた。自治体は、社会資源を作成、発見し、地域に何が足りないのか、必要なかを見極め、計画を作成しなければならないと再度認識した。

【分科会4】生活困窮者自立支援事業が担う「協働の中核」
●各自治体、社協で取り組んでいる相談支援体制づくりについて教えていただき、今後の参考にさせていただきたい。生活困窮、多機関協働を受託しているが、どの方向へ向かっていくべきか、方向性を見失いそうになっていたの、ヒントをいただいた気がします。
●「断らない相談支援」について疑問を感じていたの、厚労省の方より事業内容についての説明がありすっきりしましたが、一体的に実施することが果たして実現するのか…と感じる。ただ、一体的に実施する必要はあります。
【分科会5】現地企画①平時の地域づくりは被災者も支える～災害ケースマネジメントと生活困窮者自立支援～
●毎年災害がある中で、話を伺うことができ有意義なものになった。困窮者支援が被災者支援に繋がると意識があまりなかったため、持ち帰り、事務所内でも話題にしたいと考える。
●「平時と災害時（＝被災者）の支援は同じ」というまとめに安堵しました。それなら頑張れます。
●災害ケースマネジメントを意識して、相談業務に取り組みたい。
【分科会6】現地企画②「宮城の子ども・若者支援の今」～支援に繋がらない声なき声につながるための宮城県内の多様な取り組み～
●子ども食堂、大人食堂は貧困で食事を摂ることがままならない人たちへの提供の場という意味合いで発足したのかと思っていたのですが、“居場所づくり”“つながる”という分かりやすい相談目的ではない支援に感銘しました。子ども食堂、大人食堂を窓口にして“つながる”ことから信頼が生まれ、心の内を相談するのかなと思いました。相談できる場所があることをもっと知ってもらって啓発活動も大事ですが、そこに相談することで何が解決できるかも一緒にうたうべきだと思います。
●個々のお話に共通していた、「子どもの貧困ではなく大人の貧困」「自分たちで全てやろうとは思わない。他の団体等と連携して支援していく」「顔の見える関係性を築き、支援される人、支援する団体、行政の顔の見える、見えている関係をつくる」ということの重要性が良くわかった。
【分科会7】「孤立大国ニッポン」における子ども・若者支援の行方
●アウトリーチにおいて、声なきSOSをどのように受容するのかは難しい問題と感じていましたが、今回特に若い人に対しては～という視点で展開されたワーディングの問題、本人の漠然とした思い（ex死にたい）の解体、ワンダウンの考えといった観点は、他世代の支援においても重要と感じました。ただ、若い方は先が長いので本人の不安や、家族の不安もより漠然としたまま、大きくなってしまっているように思います。そうした中で多様な専門性を持った複数の支援機関がどのように伴走していくのか、一方で伴走が長期化することによる支援側の職員のモチベーションや待遇をどうするかにまで議論が及んでいったところは、非常に興味深く聞かせていただきました。
●包括支援モデルとして学校内外で学習支援、居場所づくりを行っている取り組みと学校外教育で利用できるクーポンの仕組みは、連携することができそうで参考になった。
【分科会8】住まいがなくては始まらない—総合力としての居住支援
●厚労省、国交省、法務省各省での法令や通知等による施策を理解することができました。とはいえ、それぞれの制度の枠組みがあり、互いが理解をし合っていないと、さらに漏れ落ちる課題もあり、連携がより一層進むこと、居住確保要配慮者が利用しやすい住宅が増え、地域の理解を進めていく事の必要性を感じました。
●生困のどの分野でも同様だが、居住支援はまさに当事者の生活を丸ごと支援することであると痛感した。債務保証や死後対応などの課題があることも分かった。
●進行がとても良かった。3省庁の人が集まっているのが画期的。
【分科会9】「家計改善支援の力で100人に100通りの生活再生を!!」
●グリーンコープさんから素晴らしいツールをいただいたがあくまで道具であって、主役である困窮者との話し合いが大事であること。上から目線の指導ではなく、問題を自分で分析して改善策を見つけてもらい、実際に改善できた喜びを共有できるところまで寄り添って伴走型支援を行うことが重要。寄り添ったピアリングの中で家族全体で抱える課題を探し出して、家族の協力を得ることで家計改善が家族関係の改善につながることに期待したい。
●岡山市、坂井市、牛久市の報告は、とても素晴らしかったです。特に今回は、行政職員が本音も内幕も話してくださったことで、これからの受託に向けて大きく参考になりました。各家計改善支援員さんの頑張りぶりにも元気をもらいました。

【分科会10】続々・地域力「社会的孤立を生まない、住民の主体的な地域づくり」
●地域が自分たちの必要性からつながりを仕組みづくっていく3事例に、自分のフィールドでどう住民に話せばいいのヒントをたくさんいただくことができました。厚労省の國信氏のお話も、自分たちの取り組んでいる方向性をどこに持っていけばいいの、國信氏のプロセス自体にも学びを得ました。
●住民発信からの取り組みを学べ、大変勉強になりました。社会資源がないと言っております。でも、草の根的に行動している人達がいることを学び、もっと広い視野を持つべきと感じました。
生活困窮者自立支援全国研究交流大会について【意見・要望】
●資料作成、会場設営、人員配置などすべてにおいて、事前準備が用意周到になされていて感動的でした。特に「速報」の配布は予習、振り返りに非常に有効でした。前夜祭の村木氏講演の中での「制度はつくったその時から硬直化する」という言葉、まさにその通りで、制度の枠組みを活用しつつもそこにこだわらずできる支援を常に考える必要があると感じました。
●困窮者支援制度の深い意味、意義が次第に明らかになってきたことを強く感じた。困窮者支援は課題解決を目指すだけでなく、共生社会をつくるという展望に立つと、取り組みはより難しさがあるが、高い理念を掲げた本事業のすばらしさもあらためて感じた2日間だった。
●生活困窮者自立支援の事業だけではなく、様々な支援事業について知ることができてよかった。
●全国の問題、支援のやり方を聞かせてもらい、視野が広がりました。明日からの相談業務に生かしたいと思います。少し楽しく仕事できるかなと思っています。
●この「ぐしゃぐしゃ感」がよい。制度が始まって5年目。新たな縦割り化が進行してきている感じが否めない。「それは違うぞーっ」と言い続けるためにも、この大会は有意義だと思います。
●政府、自治体、事業者、専門家、市民が同じテーマで議論できることはあまりないと思います。今後も発展させてください。
●提言1～4の方々から生活困窮支援のあり方を見直すとてもよい意見を引き出してくれた企画、進捗が素晴らしかった。特に奥田さんの「断らない支援」からスタートして、支援の逆説性から共生社会へのお話へとつながるところはすごさを感じました。「共生のまち創り」大原氏の提言、「刑余者支援」の伊豆丸氏の提言と、がっぷり四つに組んでいました。最後の振り返りと展望もよかった。生保との一体化を心から望みます。最低生活保障は、金銭ベースのみで語られていますが、関係保障をその範囲に入れるべきです。
●分科会後、閉会まで時間が少ししかなく、登壇者と交流する余裕がないと思いました。質問の時間をもう少し取ってほしいです。
●「うまくいっていない自治体へのテコ入れ」という事例が必要。コンサルタントの事例をぜひ発表してほしい。うまくいっていないところがデフォルトだと思う。制度がなぜ自治体で劣化するのか研究しては？支援対象者だけでなく、支援者もSOSをあげていない気がする。生困はメタ制度だと思う。制度の中にとっぴり浸かって制度の思考、制度の言語、制度の視点、制度のルールとか持たない人にこのメタな視点をどう伝えていくのか。「断る支援」をしている人に「断らない支援」の価値をどう伝えていくか。やるべきことがまだまだあると思う。
●制度が届かない制度の狭間にいる人たちへの支援の仕方について、とても参考になる事例の発表があり、今後の支援に役立てたいと感じた。事業所内でも支援の仕方について温度差があり、自分のやりたいことがやれないこともあるが、同じ熱い思いの人がそれぞれの現場で頑張っていることを知り、活力をもらいました。ありがとうございました。
●本日はありがとうございました。今回の研修では、厚労省、法務省、国土交通省の取り組みや課題について教えていただき、ますます支援の幅が広がる一方で、一人では抱え込むことが難しくなったというのが印象的であった。社内でも今後のことを検討したいと思いました。
●1日目も分科会も現場中心の話を聞いて良かったと思います。2日間楽しめました。たぶん行政側も支援側も参考になった大会だったと思う。今後もっと厳しい状況になっていくと思われる中、制度もどうするか、何が必要なのか、さらに考えられる大会になればと思う。
●第1回目から比べ、広がり、深まり、実践的・立体的に発展していると思います。各地の皆さんの実践にもっと学びたいと思います。
●参加いただいている方々、団体では問題意識の共有はできていると思いますが、世間にそれを伝えていかなければと思います。今後は、一般にも問題や課題を伝え、みんなで問題を解決していくようにしなければと思います。そのための大会になっていければと思います。

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の会員募集

別紙趣意書のとおり、生活困窮者自立支援全国ネットワークを設立致しました。

生活困窮者支援の体制が全国で構築されるに当たり、幅広い各層の参加が大切と考えますので、是非、会員としてご参加いただけますようお願いいたします。

1. 趣旨

○生活困窮者自立支援制度の導入を踏まえ、現場で生活困窮者に対する支援に携わる支援員（以下「支援員」）や学識経験者が、職種や所属等を超えて相互に交流し、資質の維持・向上や関係者間の連携の確保を図るとともに、関連政策の推進を図っていくことを目的とする。

2. 組織

- 生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」、「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」または「学習等支援事業」などに携わる支援員若しくは学識研究者、行政関係者であって、本ネットワークの趣旨に賛同する個人を社員および会員とし、応援する団体を賛助団体とする組織とする。
- 本ネットワークは、社員および会員からの会費収入、賛助団体からの会費および特別会費等によって運営するものとする。

3. 主な活動内容

- 「全国研究交流大会」の開催
全国の支援員や学識経験者、行政関係者等幅広い関係者が集い、現場の活動を踏まえた研究発表やシンポジウム、ワークショップなどによる意見交換、政策提言を行うことを目的として「全国研究交流大会」を定期的（年1回程度）に開催する。
- 支援員に対する「実践的研修セミナー（仮称）」の開催及び情報交換等
現任の支援員を対象に「実践的研修セミナー」の開催（全国各地で複数回開催）及び情報交換等、支援員の実践的な能力と資質向上を目指す。
- 行政等に対する政策提言など
生活困窮者自立支援の現場の意見を集約し、必要に応じて行政等に対して政策提言を行う。
- その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 会員加入申込書

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」事務局 御中
「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の趣旨に賛同し、会員の申込みをおこない、年会費3,000円の支払いに同意します。

令和 年 月 日

（ふりがな） 氏 名	
住 所 （郵送先）	宛名： （所属先などに郵送する場合はそちらをご記入ください。）
	住所：〒 -
連 絡 先 電話番号	TEL 携帯 電話連絡の優先（どちらかに○） TEL優先 携帯優先
連 絡 用 メールアドレス	

〈連絡先〉
一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡みち子
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3F
TEL 03-3232-6131（問い合わせは092-481-6873 にお願ひします。）
FAX 092-481-7886

※加入申込書はFAXかメールでお願いします。
メールの送り先は info@life-poor-support-japan.net です。

※入会金、会費は、下記に振込みをお願いします。
会員期間は事業年度（10/1～9/30）となります。大会に参加される場合は、大会参加費から会費を振り替えますので、別途支払われる必要はありません。

福岡銀行 博多駅前支店（店番231）普通3236280
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡みち子

- ・年会費は3,000円です。（年会費以外に、カンパにもご協力いただける場合は、下記に金額をご記入ください。）
- ・会費等の振込みの際は会員氏名でお願いします。上記に記載のない団体名などで振り込まれる場合は、事前に事務局までご連絡いただきますようお願い致します。

振込金額	年会費 3,000円	カンパ金	円	合計	円
------	------------	------	---	----	---

現地実行委員会 所属団体名簿

一般社団法人 パーソナルサポートセンター

特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台

みやぎ生活協同組合

特定非営利活動法人 アスイク

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会

仙台弁護士会

宮城県司法書士会

特定非営利活動法人 チャイルドラインみやぎ

特定非営利活動法人 POSSE

特定非営利活動法人 萌友

公益財団法人 共生地域創造財団

特定非営利活動法人 TEDIC

日本労働者協同組合連合会センター事業団
特定非営利活動法人ワーカーズコープ

一般社団法人 ブレスみやぎ
よりそいホットライン 仙台みやぎ地域センター

特定非営利活動法人 Switch

特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 役員一覧

〈役員〉

役 職	氏 名	所 属
代表理事	岡崎 誠也	高知市長
代表理事	宮本 太郎	中央大学
代表理事	奥田 知志	認定NPO法人 抱樸
理 事	池田 徹	社会福祉法人 生活クラブ風の村
理 事	櫛部 武俊	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会
理 事	笹尾 勝	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
理 事	渋谷 篤男	日本社会事業大学専門職大学院
理 事	生水 裕美	野洲市役所
理 事	田嶋 康利	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会
理 事	新里 宏二	新里・鈴木法律事務所
理 事	西岡 正次	A'ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター)
理 事	原田 正樹	日本福祉大学
監 事	駒村 康平	慶應義塾大学
事務局長	行岡みち子	グリーンコープ生活協同組合連合会
事務局次長	池田 昌弘	NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター
研修委員	谷口 仁史	NPO法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス
顧問	村木 厚子	

「第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

2020年3月31日



一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

〒169-0072

東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階

TEL 03-3232-6131 FAX 092-481-7886

E-mail info@life-poor-support-japan.net

URL https://www.life-poor-support-japan.net/

編 集 / 全国コミュニティライフサポートセンター

デザイン・印刷 / 東北紙工株式会社